

第二十六回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第 二 十 四 号

昭和三十三年四月九日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事西村 直己君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

今松 治郎君

大倉 三郎君

川野 芳満君

島村 一郎君

薄田 美朝君

竹内 俊吉君

南 好雄君

佐竹 新市君

多賀谷眞慈君

永井勝次郎君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

公正取引委

員会委員長

大蔵事務官

(銀行局長)

通商産業

政務次官

通商産業

(大臣官房長)

通商産業事務

官(通商局長)

通商産業事務

官(通商局長)

通商産業事務

官(通商局長)

委員外の出席者

参考人(近江絹

糸紡績株式會

社取締役会長)

参考人(近江絹

糸紡績株式會

社常任監査役)

参考人(株式會

社三菱銀行常

務取締役)

参考人(株式會

社住友銀行常

務取締役)

参考人(株式會

社日本勸業銀

行副頭取)

参考人(中央勞

働委員會委員)

專門員 越田 清七君

四月九日

委員佐々木秀世君、篠田弘作君、鈴

木周次郎君及び前田正男君辭任につ

き、その補欠として今松治郎君、竹

内俊吉君、薄田美朝君及び岡崎英城

君が議長の名で委員に選任され

た。

四月五日

中小企業組織法案(水谷長三郎君外

二十三名提出、衆法第二号)

中小企業の産業分野の確保に関する

法律案(水谷長三郎君外二十三名提

出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十

三名提出、衆法第六号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法

律の整理に関する法律案(水谷長三

郎君外二十三名提出、衆法第七号)

中小企業団体法案(内閣提出第一三

〇号)

同月六日

機械工業振興臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一三四号)

(予)

の審査を本委員会に付託された。

四月八日

中小企業団体法制定に関する陳情書

(京都府竹野郡網野町浅茂川商業協

同組合長岡田吉造)(第七三二二号)

同外三件(舞鶴市宇浜二八三舞鶴專

門店會理事長瀬野和作外三件)(第七

六九号)

同(西宮商業會議所會頭長部文治郎)

(第八一八号)

同(東京都千代田区神田神保町一ノ

二〇島根県西部生活協同組合代表理

事水津政治郎外二十一)(第七三三

号)

石油資源の開発促進に関する陳情書

(江別市議會議長中村幸佐久)(第七

六一号)

中小企業振興対策費増額等に関する

陳情書(東京都中央区日本橋茅場町

二の四社団法人中小企業団体連盟會

長豊田雅孝)(第七七〇号)

ココム制限撤廃等に関する陳情書

(石川縣議會議長西田亨作)(第七七

二二号)

電力料金値上げ反対等に関する陳情

書(新潟県見附市議會議長渋谷伝三

郎)(第七七九号)

電力料金値上げ反対に関する陳情書

外二件(柏崎市議會議長平田達雄外

三名)(第七九二二号)

下関市に日中輸出入組合支所誘致に

関する陳情書(山口県知事小沢太郎)

(第八一六号)

中小企業対策推進に関する陳情書

(東京都中央区日本橋茅場町二の四

号)

全国中小企業等協同組合中央會長豊

田雅幸)(第八一七号)

小売商振興法制定に関する陳情書

(布施市荒川一の三九大阪府衛星都

市小売市場連合會長小松一太郎)(第

八一九号)

県営瀬越因原発電計画実施に関する

陳情書(島根県知事恒松安夫)(第八

二九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

中小企業団体法案(内閣提出第一三

〇号)

中小企業組織法案(水谷長三郎君外

二十三名提出、衆法第二号)

中小企業組織法の施行に伴う関係法

律の整理に関する法律案(水谷長三

郎君外二十三名提出、衆法第七号)

中小企業の産業分野の確保に関する

法律案(水谷長三郎君外二十三名提

出、衆法第五号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十

三名提出、衆法第六号)

貿易に関する件

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に關し参考人より意見聴取

す。

〇福田委員長 これより會議を開きま

す。

去る五日本委員会に付託せられまし

た内閣提出、中小企業団体法案、同じ

く去る五日、本委員会に付託せられま

した水谷長三郎君外二十三名提出、中

小企業組織法案、中小企業組織法の施

行に伴う関係法律の整理に関する法律

案、中小企業の産業分野の確保に關す

る法律案及び商業調整法案、以上各案

を一括議題とし、審査に入ります。

まず提出者よりそれぞれその趣旨の

説明を求めます。水田通商産業大臣。

中小企業団体法案

中小企業団体法

目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 中小企業等協同組合(第

四、五、六、七、八、九、十、十一、

十二、十三、十四、十五、十六、

十七、十八、十九、二十、二十一、

二十二、二十三、二十四、二十五、

二十六、二十七、二十八、二十九、

三十、三十一、三十二、三十三、

三十四、三十五、三十六、三十七、

三十八、三十九、四十、四十一、

四十二、四十三、四十四、四十五、

四十六、四十七、四十八、四十九、

五十、五十一、五十二、五十三、

五十四、五十五、五十六、五十七、

五十八、五十九、六十、六十一、

六十二、六十三、六十四、六十五、

六十六、六十七、六十八、六十九、

七十、七十一、七十二、七十三、

七十四、七十五、七十六、七十七、

七十八、七十九、八十、八十一、

八十二、八十三、八十四、八十五、

八十六、八十七、八十八、八十九、

九十、九十一、九十二、九十三、

九十四、九十五、九十六、九十七、

九十八、九十九、一百、一百〇一、

一百〇二、一百〇三、一百〇四、

一百〇五、一百〇六、一百〇七、

一百〇八、一百〇九、一百一十、

一百一十一、一百一十二、一百一

十三、一百一十四、一百一十五、

一百一十六、一百一十七、一百一

十八、一百一十九、一百二十、

一百二十一、一百二十二、一百二

十三、一百二十四、一百二十五、

一百二十六、一百二十七、一百二

七十二条—第八十八
条)

第九節 雑則(第八十九条—第
九十五条)

第四章 組織変更(第九十六条—
第一百条)

第五章 中小企業団体中央会(第
百一条)

第六章 罰則(第一百零二条—第一百
七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者そ
の他の者が協同して経済事業を行
うために必要な組織又は中小企業
者が自主的に事業活動を調整する
ために必要な組織を設けることが
できるようにし、これらの者の公
正な経済活動の機会を確保し、及
びその経営の安定を図り、もつて
国民経済の健全な発展に資するこ
とを目的とする。

(登記)

第二条 この法律の規定により登記
を必要とする事項は、登記の後で
なければ、これをもつて第三者に
対抗することができない。

(中小企業団体等の種類)

第三条 この法律による中小企業団
体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
 - 二 信用協同組合
 - 三 協同組合連合会
 - 四 企業組合
 - 五 商工組合
 - 六 商工組合連合会
- 2 この法律による中小企業団体の中
央会は、次に掲げるものとする。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会

第二章 中小企業等協同組合

第四条 事業協同組合、信用協同組
合、協同組合連合会及び企業組合
については、中小企業等協同組合
法(昭和二十四年法律第八十一
号。以下「協同組合法」という。)の
定めるところによる。

第三章 商工組合及び商工組
合連合会

第一節 総則

(中小企業者の定義)

第五条 この章において「中小企業
者」とは、次の各号の一に該当す
る者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が三
百人以下の者であつて、工業、
鉱業、運送業その他の業種(次
号に掲げる業種及び第三号の政
令で定める業種を除く。)に属す
る事業を主たる事業として営む
もの
- 二 常時使用する従業員の数が三
十人以下の者であつて、商業又
はサービス業(次号の政令で定
める業種を除く。)に属する事業
を主たる事業として営むもの
- 三 常時使用する従業員の数がそ
の業種ごとに政令で定める数以
下の者であつて、その政令で定
める業種に属する事業を主たる
事業として営むもの

(人格及び住所)

第六条 商工組合及び商工組合連合
会(以下「組合」という。)は、法人
とする。

- 2 組合の住所は、その主たる事務
所の所在地にあるものとする。

(基準及び原則)

第七条 組合は、この法律に別段の
定めのある場合のほか、次の要件を
備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員又は会員(以下「組合
員」と総称する。)が任意に加入
し、又は脱退することができ
ること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権
は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益の
みを目的としてその事業を行つて
はならない。

3 組合は、特定の政党のために利
用してはならない。

(名称)

第八条 組合は、その名称中に、次
の文字を用いなければならない。

- 一 商工組合にあつては、商工組合
二 商工組合連合会にあつては、
商工組合連合会

2 組合は、前項の規定にかかわら
ず、その名称中に、商工組合又は
商工組合連合会という文字に代え
て、その組合員(商工組合連合会
にあつては、会員たる商工組合の
組合員)の資格として定款で定めら
れる事業(以下「資格事業」という。)
が工業、鉱業(土石採取業を含む。)
又は建設業に属するときは工業組
合又は工業組合連合会という文字
を、その他の業種に属するときは
商業組合又は商業組合連合会とい
う文字を用いることができる。

- 3 組合以外の者は、その名称中に、
商工組合、工業組合若しくは商業
組合又は商工組合連合会、工業組
合連合会若しくは商業組合連合会
という文字を用いてはならない。

4 組合の名称については、商法
(明治三十二年法律第四十八号)第
十九条から第二十一条まで(商号)
の規定を準用する。

(設立)

第九条 商工組合は、一定の地域に
おいて一定の種類の事業を営む中
小企業者の競争が正常の程度をこ
えて行われているため、その中小
企業者の事業活動に関する取引の
円滑な進行が阻害され、その相当
部分の経営が著しく不安定となつ
ており、又はなるおそれがある場
合に限り、設立することができる
ものとする。

第十条 商工組合の地区は、資格事
業の種類の全部又は一部が同一で
ある他の商工組合の地区と重複す
るものであつてはならない。ただ
し、市街地における一定の地区を
地区とし、その地区内において小売
業又はサービス業に属する事業を
営む中小企業者のすべてが加入す
ることができることとなつており、
かつ、これらの事業を営む者以外の
者が加入することができないこと
となつては、商工組合(以下「商店
街組合」という。)の地区と商店街
組合以外の商工組合の地区とは、
重複することを妨げない。

第十一条 商工組合の組合員たる資
格を有する者は、その地区内にお
いて資格事業を営む中小企業者及び
第九条に掲げる事態を克服するた
め必要がある場合において定款で
定めたときは次に掲げる者とする。
一 その地区内において資格事業
を営む者であつて、中小企業者
以外のもの

二 事業協同組合、協同組合連合
会、企業組合、商工組合、商工
組合連合会、農業協同組合、
農業協同組合連合会、水産業
協同組合、森林組合又は森林
組合連合会であつて、その地区
内において資格事業を行うもの。
ただし、その資格事業がこ
れらの団体の種類ごとに政令で
定める業種に属する場合に限
る。

第十二条 商工組合は、組合員たる
資格を有する者の二分の一以上が
組合員となるものでなければ、設立
することができない。

2 中小企業者以外の者が加入する
ことができる商工組合は、全国に
おける事業活動の相当部分が中小
企業者によつて行われている事業
を資格事業とするものであり、そ
の地区内における組合員たる資格
を有する者の三分の二以上が中小
企業者であり、かつ、総組合員の
三分の二以上が中小企業者である
ものでなければ、設立することが
できない。

(商工組合連合会の設立)

第十三条 商工組合連合会は、資格
事業の種類の全部又は一部が同一
である商工組合その他その行う第
十七条第一項の事業の総合調整を
行うのでなければ第九条に掲げる
事態を克服することが困難である
と認められる商工組合が、その同
一である資格事業その他第十七条
第一項の事業の総合調整を要する
資格事業についてするのでなければ、
設立することができない。

第十四条 商工組合連合会の地区は、全国とする。ただし、商業又はサービス業に属する事業を資格事業とするものの地区は、都道府県の区域によることができる。

第十五条 商工組合連合会の地区は、資格事業の種類全部又は一部が同一である他の商工組合連合会の地区と重複するものであつてはならない。ただし、商店街組合をもつて組織する商工組合連合会の地区と商店街組合以外の商工組合をもつて組織する商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条 商工組合連合会は、会員たる資格を有する商工組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

第二節 事業

(商工組合の事業)

第十七条 商工組合は、次の事業の全部又は一部を行ふものとする。

一 組合員が生産(加工を含む。以下この号において同じ。)をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡の方法に関する制限、その物の生産の設備に関する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取の数量若しくは方法に関する制限

二 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限又はその物の購買の数量若しくは方法に関する制限

四 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合におけるその物の販売価格又は購買価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

五 組合員が提供をする資格事業に係る役務の種類又は提供の数量若しくは方法に関する制限

六 前号に掲げる制限を実施した後において第九条に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合における役務の提供価格の制限。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

七 技術的理由により第一号、第三号又は第五号に掲げる制限を実施することが著しく困難である場合における資格事業に係る物若しくは役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物若しくはその物の原材料の購買価格の制限

八 前各号に掲げる制限に附帯する事業

2 商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の福利厚生に関する施設

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

三 商工組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の方に前項の事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同項の事業の利用分額の総額は、その事業年度における組合員の同項の事業の利用分額の総額の百分の二十をこえてはならない。

四 商工組合は、その事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

五 商工組合の事業については、協同組合法第九條の二第三項から第六項まで及び第九條の三から第九條の七まで(事業協同組合の事業)の規定を準用する。

(調整規程の認可)

第十八条 商工組合は、その実施しようとする前条第一項の事業(以下「調整事業」という。)に関し次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は過怠金に関する事項

第十九条 主務大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第九条に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第二十条 主務大臣は、第十八条の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第十八条の認可があつたものとみなす。この場合には、商工組合は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第二十一条 主務大臣は、調整規程の内容が第十九条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その商工組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の廃止の届出)

第二十二条 商工組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

第二十三条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金)

第二十四条 商工組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(監査員)

第二十五条 商工組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第二十六条 商工組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当つては、その従業員に

不利を及ぼすことがないようによりに努めなければならない。

第二十七條 商工組合の組合員は、調整規程の実施によりその従業員が離職するに至つた場合においては、その後の従業員の雇入についてその離職した者に優先権を与えるようによりに努めなければならない。

(組合協約の認可)

第二十八條 商工組合がその行つ調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十七條第四項の組合協約は、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第九條に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその變更後の組合協約の定によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定により遵守すべき事項と同一であること。

3 第一項の組合協約については、第二十条から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條中「第十九條各号」とあるのは、「第二十八條第二項各号」と読み替へるものとする。

(組合交渉の応酬)

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十七條第四項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、その交渉に應ずるようによりに誠意をもつて措置しなければならない。

一 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの
二 商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者をもつて組織する第十一條第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合
三 商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの
四 地区内において資格事業を行う事業者(資格事業を営む者を除く)であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの(政令で定める者に限る。)

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならない。

(勧告)

第三十條 主務大臣は、前条第一項の規定による申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることができ

る。

(商工組合連合会の事業)

第三十一條 商工組合連合会は、會員たる商工組合が行う調整事業の全部又は一部についての總合調整及びこれに附帶する事業を行うものとする。

(總合調整規程の認可)

第三十二條 商工組合連合会は、その実施しようとする前条の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「總合調整規程」という。)を設定し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

一 會員たる商工組合が行う第十七條第一項第一号から第七号までに掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行う期間の總合調整
二 前号の制限を実施するための検査の方法の總合調整
三 手数料及び過怠金に關する事項の總合調整

(準用)

第三十三條 商工組合連合会の事業については、第十七條第二項から第五項まで、第十九條から第二十五條まで及び第二十八條から第三十條までの規定を準用する。この場合において、第十七條第二項第一号、第三号及び第四号、第三項並びに第四項中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合及びその組合員」と、第二十八條第一項及び第二項第二号中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合の組合員」と

と、第二十九條第一項及び第三十條中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の會員たる商工組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(出資)

第三十四條 第十七條第二項(前条において準用する場合を含む。)の事業を行う組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。

3 出資組合の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

4 出資については、協同組合法第十條第二項、第三項及び第五項(出資一口の金額等)の規定を準用する。

(非出資組合の組合員の責任)

第三十五條 出資組合以外の組合(以下「非出資組合」という。)の組合員の責任は、第四十條において準用する協同組合法第十二條第一項の規定による経費の負担を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第三十六條 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、商工組合連合会

の會員に対しては、その組合員の數に應じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

2 議決権及び選挙権については、協同組合法第十一條第二項から第五項まで(議決権等の行使)の規定を準用する。

(加入)

第三十七條 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口數に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時(第三十四條第二項ただし書の承諾を得た者にあつては、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時)に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十八條 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第十九條(法定脱退)の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第十八條(自由脱退)及び第二十條から第二十

二条まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(持分の払戻の特例)

第三十九条 出資組合の組合員が第三十四条第二項ただし書の承諾を得た場合については、協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻)の規定を準用する。

(準用)

第四十条 組合員については、協同組合法第十二条(経費の賦課)、第十三条(使用料及び手数料)及び第十四条(加入の自由)の規定を、出資組合の組合員については、同法第十六条(相続による加入)、第十七条(持分の譲渡)及び第二十三条(出資口数の減少)の規定を準用する。

第四節 設立、管理、解散及び清算

(発起人)

第四十一条 商工組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の中小企業者が、商工組合連合会を設立するには、その組合員にならうとする二以上の商工組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第四十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号(商工組合連合会にあつては、第一号を除く。)に適合しているとき、認可をしなければならない。

一 資格事業について第九条に掲げる事象が生じていること。

二 商工組合にあつては第十二条の、商工組合連合会にあつては第十六条の要件を備えていること。

三 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適當であること。

五 第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。

3 第一項の認可については、第二十条の規定を準用する。

(定款)

第四十三条 組合の定款には、次の事項(非出資組合にあつては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払戻の方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立の方法

十一 役員の数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

(規約)

第四十四条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(移行)

第四十五条 非出資組合であつて、第十七条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の事業を行うものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

2 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十一条第一

二項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払戻をさせなければならない。

3 総代会においては、第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。

4 第一項の規定による出資組合への移行は、主たる事務所の所在地において第四十九条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第一項の規定による出資組合への移行については、協同組合法第二十九条第二項及び第三項(出資の第一回の払戻の金額及び現物出資の給付)の規定を準用する。

第四十六条 出資組合は、定款を変更して、非出資組合に移行することができる。

2 前項の規定による非出資組合への移行については、前条第三項及び第四項並びに協同組合法第二十条から第二十二条まで(持分の払戻)、第五十六条及び第五十七条(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第四十九条」とあるのは、「第五十条」と読み替へるものとする。

(準用)

第四十七条 組合の設立については、協同組合法第二十七条(創立総会)、第二十八条(理事への事務引継)及び第三十条から第三十二条まで(成立の時期等)の規定を、

出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払戻)の規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

2 組合の管理については、協同組合法第三十五条から第五十五条まで(役員、総会、総代会等)の規定を、出資組合の管理については、同法第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第五十九条第一項及び第二項、第六十条(剰余金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第三十九条第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は組合調整規程」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「組合員の十分の一以上」とあるのは「組合員の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上)に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一条第一項、第四十七條第二項及び第四十八條中「組合員の十分の一以上」とあるのは「組合員の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上)に当る議決権を有する会員」と、同法第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは「出席者の過半数(商工組

第五節 登記

(設立の登記)

合連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員」と、同条第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」と、同法第五十一條第三項中「第二十七條の二第三項及び第四項」とあるのは「中小企業団法第四十二條第二項」と、同法第五十三條中「総組合員の半数以上」とあるのは「総組合員の半数以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の半数以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとす。

3 組合の解散及び清算について

は、協同組合法第六十二條、第六十三條第一項、第三項及び第四項、第六十四條から第六十六條まで、第六十八條並びに第六十九條(解散及び清算)の規定を、出資組合の合併については、同法第六十三條第二項(合併の手続)の規定を準用する。この場合において、同法第六十二條第一項第五号中「第百六條第二項」とあるのは「中小企業団法第六十九條第一項から第三項まで」と、同法第二項及び同法第六十三條第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四項中「第二十七條の二第三項及び第四項」とあるのは「中小企業団法第四十二條第二項」と、同法第六十九條中「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上(商工組合連合会ニ在リテハ議決権ノ總數ノ五分ノ一以上ニ當ル議決権ヲ有スル會員)」と読み替へるものとす。

第四十八條 組合は、第四十二條第一項の設立の認可(出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込)があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならぬ。

2 組合の設立の登記には、次の事項(非出資組合にあつては、第五号の事項を除く)を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
- 六 存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因
- 七 役員の名及び住所
- 八 組合を代表すべき理事の氏名
- 九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(移行の登記)

第四十九條 非出資組合は、第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間

以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、出資組合への移行に關する定款の変更の登記をしなければならない。

第五十條 出資組合は、第四十六條第一項の規定による非出資組合への移行に關する定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、非出資組合への移行に關する定款の変更の登記をしなければならない。

(設立の登記の申請)

第五十一條 組合の設立の登記は、役員の名の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合にあつては出資の総口数及び第四十七條第一項において準用する協同組合法第二十九條第一項から第三項までの規定による出資の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第四十七條第三項において準用する協同組合法第六十三條第二項において準用する同法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(移行の登記の申請)

第五十二條 第四十九條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに出資の総口数及び第四十五條第二項に規定する出資の第一回の払込があつたことを証する書面を添附しなければならない。

第五十三條 第五十條の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、移行を証する書面並びに第四十六條第二項において準用する協同組合法第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに對し弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(準用)

第五十四條 組合の登記については、協同組合法第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八十七條から第九十二條まで、第九十四條、第九十五條第一項及び第二項並びに第九十六條から第九十三條まで(登記)の規定を、出資組合の登記については、同法第八十六條第二項及び第九十五條第三項(変更の登記等)の規定を準用する。この場合において、同法第八十四條第一項中「前条第二項」とあり、同法第八十五條第一項、第八十六條第一項、第八十九條並びに第九十五條第一項及び第二項中「第八十三條第二項」とあり、同法第八

十五條第一項中「同条第二項」とあるのは「中小企業団法第四十八條第二項」と、同法第八十六條第二項中「第八十三條第二項第五号」とあるのは「中小企業団法第四十八條第二項第五号」と、同法第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「商工組合登記簿及び商工組合連合会登記簿」と、同法第九十四條中「第八十三條第五項」とあるのは「中小企業団法第四十八條第三項」と、同法第九十八條第二項中「第九十三條第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団法第三十四條第二項に規定する出資組合であるときは同法第五十一條第三項」と読み替へるものとす。

第六節 加入命令及び事業活動の規制に關する命令

(加入命令)
第五十五條 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備へる商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものの事業活動が第九條に掲げる事態の克服を阻害しており、そのような状態が継続することは、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、國民經濟の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれ

がある認められる場合において、その商工組合がその地区内において資格事業を営むすべての中小企業者の事業活動を自主的に調整することによって同条に掲げる事態を克服することができ、かつ、その方法によることがその事態を克服するのに最も適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地区内において資格事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものに対し、その商工組合に加入すべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む中小企業者の四分の三以上が組合員となつてゐること。
二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体（その資格事業がその団体について同条の政令で定める業種に属する場合に限る。以下同じ。）の総数の四分の三以上が中小企業者であること。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われてゐること。

2

前項の規定による命令があつたときは、その実施の日におけるその商工組合の地区内においてその実施の日における資格事業たる事業を営む中小企業者であつて組合員以外のものは、その実施の日から十五日を経過した日（その日以後その地区内においてその事業を

営む中小企業者となつた者にあつては、その事業を営む中小企業者となつた日）に、その商工組合の組合員となる。

3 前項の規定により出資組合たる商工組合の組合員となる者は、第三十四条第二項ただし書の承諾を得たものとみなす。非出資組合たる商工組合が出資組合に移行した場合において、その商工組合が非出資組合であつた間に前項の規定によりその組合員となつた者についても、同様とする。

（事業活動の規制に関する命令）

第五十六条 主務大臣は、次の各号に掲げる要件を備える商工組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のもの（中小企業者を除く。）の事業活動が第九号に掲げる事態の克服を阻害してゐり、又はその商工組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でない認められる場合において、このような状態が継続すること、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その組合員たる資格

を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 その地区内において資格事業を営む者であつて中小企業者以外のもの及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体が加入することができること。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつてゐること。

三 前条第一項第三号の要件を備えてゐること。

第五十七条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者であつてその組合員たる商工組合の組合員以外のもの（その組合員たる商工組合の地区内の中小企業者を除く。）若しくはその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体であつてその組合員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区の全部若しくは大部分について第九号に掲げる事態の克服を阻害してゐり、又はその商工組合連合会の組合員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては同条に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でない認められる場合において、このような状態が継続すること、資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれが

あると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その資格事業に係る第十七条第一項第一号から第七号までに掲げる制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体に對し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 組合員たる商工組合のすべてが前条第一号の要件を備えてゐること。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行う第十一号第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が組合員たる商工組合の組合員となつてゐること。

（命令の決定）
第五十八条 第五十五条第一項、第五十六条又は前条の規定による命令は、その組合が総会の議決を経て申し出た場合でなければ、することができない。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第五十五条第一項、第五十六条又は前条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならぬ。

3 第一項の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

（命令の形式）

第五十九条 第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令は、省令をもつてするものとする。

（聴聞）

第六十条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行い、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）

第六十一条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその組合員たる商工組合に對し、その調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消）
第六十二条 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

（脱退の特例）
第六十三条 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企業者であるものは、その命令が効力を失うまでは、第三十八条第三項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる理由による場合を除き、脱退することができない。

2 第五十五条第一項の命令に係る商工組合の組合員であつて中小企

業者であるものは、その命令が効力を失つたときは、第三十八条の規定にかかわらず、予告しないで脱退することができる。ただし、その命令が効力を失つた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

(事務の処理)

第六十四条 主務大臣は、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があるとき、その命令に必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部は、その命令に係る商工組合又は商工組合連合会若しくはその会員たる商工組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第六十五条 第五十六条又は第五十七条の規定による命令に基く登録、割当、検査その他の処分を受ける者は、省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十六条 次に掲げる者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員で

あつてその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者

第七節 監督

(主務大臣の命令)

第六十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第六十八条 主務大臣は、第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合の役員若しくは監査員が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるとき、又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、若しくは役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(商工組合等に対する解散の命令)
第六十九条 主務大臣は、商工組合が第九條又は第十二條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、商工組合連合会が第十六條に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合が一つとなつたときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合が第六十七条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

4 前三項の規定による解散の命令には、協同組合法第六六條の二(弁明の機会の供与)の規定を準用する。

(不服の申立)

第七十条 第五十五条第一項の規定による命令に係る商工組合が調整規程の実施のためにした行為又は第六十四条の規定により第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に不服の申立をすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

(準用)
第七十一条 組合の監督については、協同組合法第四條から第五條の二まで(不服の申立等)の規定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五條第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

定を準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五條第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「総数の十分の一以上(商工組合連合会にあつては、議決権の総数の十分の一以上に當る議決権を有する会員)」と読み替へるものとする。

第八節 中小企業安定審議会

第七十二条 通商産業省に、中小企業安定審議会を置く。

第七十三条 中小企業安定審議会(以下「安定審議会」といふ)は、関係各大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に關する重要事項を調査審議する。

2 主務大臣は、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の規定による命令をしようとするときは、安定審議会に諮問しなければならない。

第七十四条 安定審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、安定審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十五条 安定審議会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

第七十六条 安定審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十七条 安定審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

第七十八条 安定審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七十九条 安定審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長を指名する。

4 安定審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて安定審議会の決議とすることができる。

第八十条 前條に定めるもののほか、安定審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業大臣が定める。

は会長一人及び委員六人以内で組織する。

第八十四条 中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会（以下「調停審議会」と総称する。）の会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣又は都道府県知事が任命する。

第八十五条 調停審議会の会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八十六条 調停審議会の会長及び委員は、非常勤とする。

第八十七条 調停審議会の会長は、会務を総理する。

第八十八条 前数条に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業大臣又は都道府県知事が定める。

第九節 雑則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第八十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第二十八条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合規約及びこれらに基いてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引

方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第四項の請求に応じ、主務大臣が第二十一条（第二十八條第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、組合が第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第九十条 主務大臣は、第十七条第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十八条若しくは第三十二条の認可をしうるとき、又は

その調整規程若しくは総合調整規程に係る組合規約について第二十八條第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可をしうるときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第十八条、第二十八條第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の認可をしうるときは、前項に規定する場合を除く。）又は第五十五条第一項、第五十六条若しくは第五十七条の規定による命令をしうるときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第二十一条（第二十八條第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）又は第六十一条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十八条若しくは第三十二条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十九条各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十八條第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合規約の内容が第二十八條第二項各号（第三十三条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第二十一条（第二十八條第三項（第三十三条に

において準用する場合を含む。）又は第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（排除措置）

第九十一条 公正取引委員会は、商工組合の組合員又は商工組合連合会の会員たる商工組合の組合員であつて中小企業者以外のものが第十七条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）の事業を利用することが公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限し、又は制限するおそれがあると認めるときは、その組合員に対し、その事業の利用を禁止することができる。

2 前項の場合については、協同組合法第八條及び第九條（排除措置の手段等）の規定を準用する。

（報告の徴収）

第九十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合員たる資格を有する者又は第二十九條第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第九十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書若しくは、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣）

第九十四条 この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条の規定による勧告に関しては、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣（その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）及び組合の資格事業を所管する大臣とする。

2 主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消又は勧告をしうるときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第九十五条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で

定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

第四章 組織変更

(事業協同組合への組織変更)

第九十六条 次の各号に適合する商工組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、事業協同組合になることができる。

一 第十七条第二項の事業を行つてゐること。

二 協同組合法第七條第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者のみが組合員となつてゐること。

三 組合員の全部に出資をさせてゐること。

四 その商工組合について第五十五條第一項若しくは第五十六條の規定による命令がされ、又はその商工組合が会員となつてゐる商工組合連合会について第五十七條の規定による命令がされてゐないこと。

2 前項の議決は、組合員の議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 第一項の総会においては、定款及び事業計画の変更その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

4 総代会においては、第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができる。

5 理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、

役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

6 前項の認可については、協同組合法第二十七條の第三項(設立認可の基準)及び第百十一條(所管行政庁)の規定を準用する。

7 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十九條第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

8 商工組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(商工組合への組織変更)
第九十七條 次の各号に適合する事業協同組合は、総会の議決を経て、その組織を変更し、出資組合たる商工組合になることができる。

一 資格事業について第九條に掲げる事態が生じてゐること。

二 その地区が資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合の地区と重複するものでないこと。(商店街組合になる事業協同組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とが重複する場合及び商店街組合以外の商工組合になる事業協同組合の地区と商店街組合の地区とが重複する場合を除く。)

三 第十二條の要件を備へてゐること。

2 前項の規定による組織変更については、前条第二項から第八項ま

での規定を準用する。この場合において、同条第五項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同条第六項中「協同組合法第二十七條の第二項」とあるのは「第四十二條第二項」と、同条第七項中「第九十九條第一項」とあるのは「第百九條第一項」と、同条第八項中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

(役員の変更)
第九十八條 商工組合が第九十六條第一項の規定により事業協同組合になつたとき、又は事業協同組合が前条第一項の規定により商工組合になつたときは、次条第一項又は第百九條第一項の規定による登記をした日から九十日以内に、役員の全部の改選をしなければならない。

(組織変更の登記)
第九十九條 商工組合は、第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商工組合については第五十四條において準用する協同組合法第八十八條の登記を、事業協同組合については協同組合法第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、商工組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第二項(解散の登記の申請)の規定を、商工組合については登記については、第五十一條第一項及び第二項並びに協同組合法第九十四條(従たる事務所の所在地における設立の登記の申請)の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会
第一百條 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第六章 罰則
第一百二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第二百三條 次の各号に掲げる者がその職務に關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員

二 第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第二百四條 前条各号に掲げる役員又は職員は職員にならうとする者がその担当すべき職務に關し請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第一百條 事業協同組合は、第九十七條第二項において準用する第九十六條第五項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合については協同組合法第八十八條の登記を、商工組合については第四十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合については登記については、協同組合法第九十七條第一項及び第二項(解散の登記の申請)の規定を、商工組合については登記については、第五十一條第一項及び第二項並びに協同組合法第九十四條(従たる事務所の所在地における設立の登記の申請)の規定を準用する。

第五章 中小企業団体中央会
第一百條 中小企業団体中央会については、協同組合法の定めるところによる。

第六章 罰則
第一百二條 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第二百三條 次の各号に掲げる者がその職務に關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

一 第五十五條第一項の規定による命令に係る商工組合の役員又は職員

二 第六十四條の規定により第五十六條又は第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するもの

第二百四條 前条各号に掲げる役員又は職員は職員にならうとする者がその担当すべき職務に關し請託を受けてわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条各号に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条各号に掲げる役員又は職員であつた者がその職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關しわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第二百五條 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百六條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百七條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百八條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百九條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十一條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十二條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十三條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十四條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十五條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

第二百十六條 第二百三條又は第二百四條に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、

三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第七百七条 第六十六條の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七百八条 第五十六條又は第五十七條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七百九条 第十八條又は第三十二條の認可を受けずに調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第七百十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した者

二 第十七條第五項（第三十三條において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第九條の三第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十二條（第二十八條第三項（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第七十一條において準用する協同組合法第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第九十三條第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七百十一條 第六十一條又は第六十七條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第七百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十八條又は第九十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対して各本条の刑を科する。

第七百十三條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合又は事業協同組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に定める登記を怠つたとき。

二 第九十六條第八項（第九十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七百十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十七條第三項（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第七百十五條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第八條第四項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第七百十六條 組合については、協同組合法第五十五條第三号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第七百十七條 第九十一條第二項において準用する協同組合法第八條において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律（以下「新法」といふ。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（中小企業安定法の廃止）
第二条 中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号。以下「旧安定法」といふ。）は、廃止する。
（商工組合等への移行）
第三条 旧安定法による調整組合又

は調整組合連合会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなす。

第四条 旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員であつて、新法の施行の際現にその職にあるものは、新法の施行の日においてそれぞれ新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなす。

2 前項の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会の役員となつたものとみなされた者の任期は、それぞれその者が旧安定法による調整組合又は調整組合連合会の役員となつた日から起算する。

第五条 附則第三条の規定により新法による商工組合又は商工組合連合会になつたものとみなされた調整組合又は調整組合連合会は、新法の施行の日から三月以内に必要な定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可の申請をしなければならない。

2 主務大臣は、前項の調整組合又は調整組合連合会が同項の期間内に同項の申請をしなかつたときは、その調整組合又は調整組合連合会に対し、解散を命じなければならない。

3 第一項の調整組合又は調整組合連合会は、前項の規定による解散の命令によつて解散する。

4 前項の場合については、協同組合法第八十八條（解散の登記）及び

第九十七條第三項（解散の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、同項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の調整組合又は調整組合連合会については、第八條第一項の規定は、第一項の定款の変更につき第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十一條第二項の認可があるまでは、適用しない。

第六条 新法の施行前に前条第一項の調整組合又は調整組合連合会について旧安定法により調整組合登記簿又は調整組合連合会登記簿に登記された事項は、新法の施行の日においてそれぞれ新法により商工組合登記簿又は商工組合連合会登記簿に登記されたものとみなす。

（名称）
第七條 新法の施行の際現にその名称中に商工組合、工業組合若しくは商業組合又は商工組合連合会、工業組合連合会若しくは商業組合連合会という文字を用いている者は、新法の施行後三月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八條第三項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（処分等の効力）
第八條 新法の施行前に旧安定法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中これに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(旧安定法の効力に關する経過規定)

第九條 旧安定法第二十九條第一項若しくは第二項又は第二十九條の二の規定による命令については、同法は、附則第三條の規定にかかわらず、新法の施行の日から一月間は、なおその効力を有する。

第十條 纖維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)第三十條第三項及び第三十一條第二項の適用については、旧安定法は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(協同組合法の改正)
第十一條 協同組合法の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業団体中央会

第七十條を次のように改める。

(種類)
第七十條 中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)とする。

第七十二條第一項第一号中「中小企業等協同組合中央会」を「中小企業団体中央会」に改め、同項第二号中「全国中小企業等協同組合中央会」を「全国中小企業団体中央会」に改める。

第七十四條第一項第一号中「組合」の下に「商工組合及び商工組

合連会(以下「組合等」という。))を、「指導」の下に並びに連絡を加え、同項第二号から第四号までの規定中「組合」を「組合等」に改め、同項第五号中「組合」を「組合等」及び「中小企業」に改め、同条第二項中「組合及び中央会」を「組合等、中央会及び中小企業」に改める。

第七十五條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 組合等の連絡

第七十五條第一項第二号及び第三号中「組合」を「組合等」に改め、同項第四号中「組合及び都道府県中央会」を「組合等、都道府県中央会及び中小企業」に改める。

第七十六條第一項第一号及び第二項第二号中「組合」を「組合等」に改める。
第八十一條第二項及び第八十二條の十二中「組合」を「組合等」に改める。

第九十二條第二項中「中小企業等協同組合中央会登記簿」を「中小企業団体中央会登記簿」に改める。

第十二條 協同組合法による中小企業等協同組合中央会であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において改正後の協同組合法による中小企業団体中央会になつたものとみなす。

2 前項の場合については、附則第四條から第六條までの規定を準用する。

(罰則の経過規定)
第十三條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第九條の規定により旧安定法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同条に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

中小企業組織法案
中小企業組織法

目次

第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 組合
第一節 通則(第三條・第十條)
第二節 事業(第十一條・第二十八條)
第三節 組合員(第二十九條・第四十三條)
第四節 設立(第四十四條・第五十三條)
第五節 管理(第五十四條・第九十一條)
第六節 解散及び清算(第九十二條・第一百條)

第三章 団体交渉及び団体協約(第一百一條・第一百六條)
第四章 事業調整協同組合等の共同行為(第一百七條・第二百二條)
第五章 中小企業調整委員会及びその裁定(第二百二十一條・第二百三十一條)
第六章 中小企業等協同組合中央会

第一節 通則(第二百三十二條・第二百三十五條)
第二節 事業(第二百三十六條・第二百三十七條)
第三節 會員(第二百三十八條・第二百四十二條)

第四節 設立(第四百三十三條・第四百四十六條)
第五節 管理(第四百四十七條・第四百五十五條)
第六節 解散及び清算(第四百五十六條・第四百六十一條)

第七章 登記(第四百六十二條・第四百八十三條)
第八章 雑則(第四百八十四條・第四百九十八條)
第九章 罪則(第四百九十九條・第五百零八條)

附則
別表
第一章 總則

(目的)
第一條 この法律は、中小企業者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、経済事業又は調整事業を行うことにより、中小企業の経済的地位の向上とその安定とを確保し、もつて國民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

(政府の義務)
第二條 政府は、この法律の目的を達成するため、中小企業者の組織化と經營の合理化との促進を図るため、積極的な措置を採らなければならない。

第二章 組合
第一節 通則

(種類)
第三條 この法律で定める中小企業等協同組合(以下「組合」という。)は、次の各号に掲げるものとす。

二 勤勞事業協同組合
三 信用協同組合
四 火災共済協同組合
五 協同組合連合会
六 企業組合
七 事業調整協同組合
八 事業調整協同組合連合会

2 事業調整協同組合を組織することが出来る業種は、別表で指定する。

(人格及び住所)
第四條 組合は、法人とする。
2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(基準及び原則)
第五條 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件(事業調整協同組合連合会にあつては、第三号に掲げる要件を除く。)を備えなければならない。

一 組合員又は會員(以下「組合員」と總稱する。)の相互扶助を目的とすること。
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することが出来ること。
三 組合員の議決権及び選舉權は、出資口数にかかわらず、平等であること。
四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的として事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

三 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

四 火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

五 協同組合連合会にあつては、その種類に従い協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合又は火災共済協同組合のうち一を冠する連合会

六 企業組合にあつては、企業組合

七 事業調整協同組合にあつては、事業調整協同組合

八 事業調整協同組合連合会にあつては、事業調整協同組合連合会

九 此の法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはそれらの連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(組合の地区)

第七條 火災共済協同組合及び事業調整協同組合の地区は、都道府県の区域の全部又はこれをこえる区域でなければならない。ただし、事業調整協同組合にあつては、特別の理由がある場合において行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 事業調整協同組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。ただし、業種を異にするものは、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八條 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人)をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるもの(以下これらの事業者を「中小企業者」という。)

二 勤労事業協同組合

三 前二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

2 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、常時使用する従業員の数又は資本の

額若しくは出資の総額が前項第一号に掲げる数又は額をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

3 前項に掲げる組合は、常時使用する従業員の数又は資本の額若しくは出資の総額が第一項第一号に掲げる数又は額をこえる事業者が組合員に加入した日又は事業者たる組合員の常時使用する従業員の数又は資本の額若しくは出資の総額が同項同号に掲げる数又は額をこえることとなつた日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

4 私的独占禁止法の規定は、事業調整協同組合若しくは事業調整協同組合連合会又はこれらの組合員が調整規程又は総合調整計画に基づいて行つた行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき又は組合員に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 第八十四條第七項の規定による公示があつた後三十日を経過したとき(同条第五項の請求に応じ、行政庁が第八十條第一項又は第二項(これらの規定を第百十六條において準用する場合を含む。))の規定による処分をした場合を除く。)

5 私的独占禁止法の規定は、事業協同組合、勤労事業協同組合、協

同組合連合会(第二十四條第一項第一号又は第三号の事業を行つものを除く)、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が締結した団体協約で第五十五條第一項又は第六項の認証を受けたもの(第百二十四條の規定により認証を受けたものとみなされたものを含む。及び当該団体協約に基づいてこれらの組合又はその相手方たる事業者(組合及び法人たる事業者を直接又は間接に構成する者を含む。))が行つた行為には、適用しない。ただし、第八十四條第七項の規定による公示があつた後三十日を経過したとき(同条第五項又は第六項の請求に応じ、行政庁又は中小企業調整委員会が第五十五條第三項、第四項若しくは第七項又は第八十二條第四項の規定による処分をした場合を除く。))は、この限りでない。

6 第八十四條第五項又は第六項の規定による請求が調整規程、総合調整計画又は第五十五條第一項若しくは第六項の認証を受けた団体協約の定の一部について行われたときは、第四項第二号又は前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程、総合調整計画又は団体協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分に基づいてする行為には、適用しない。

(組合員の資格)

第九條 事業協同組合又は火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス

同組合連合会(第二十四條第一項第一号又は第三号の事業を行つものを除く)、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が締結した団体協約で第五十五條第一項又は第六項の認証を受けたもの(第百二十四條の規定により認証を受けたものとみなされたものを含む。及び当該団体協約に基づいてこれらの組合又はその相手方たる事業者(組合及び法人たる事業者を直接又は間接に構成する者を含む。))が行つた行為には、適用しない。ただし、第八十四條第七項の規定による公示があつた後三十日を経過したとき(同条第五項又は第六項の請求に応じ、行政庁又は中小企業調整委員会が第五十五條第三項、第四項若しくは第七項又は第八十二條第四項の規定による処分をした場合を除く。))は、この限りでない。

6 第八十四條第五項又は第六項の規定による請求が調整規程、総合調整計画又は第五十五條第一項若しくは第六項の認証を受けた団体協約の定の一部について行われたときは、第四項第二号又は前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程、総合調整計画又は団体協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分に基づいてする行為には、適用しない。

(組合員の資格)

第九條 事業協同組合又は火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス

ス業その他の事業を行つ前条第一項又は第二項に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つ事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。

3 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行つ前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。

4 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする事業協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合又は協同組合連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合

5 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

第一類第九号 商工委員会議案第二十四号 昭和三十三年四月九日

6 事業調整協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において別表に掲げる業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を営む者で定款で定めるものとする。

7 事業調整協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、連合会の地区の一部を地区とする同一業種に係る事業調整協同組合とする。

（免税）
第十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分算に応じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 事業

（事業協同組合）
第十一条 事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結
- 六 組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

七 前各号の事業に附帯する事業
2 事業協同組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、同一の物件につき支払うべき共済金額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

3 事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限って、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分算の総額は、その事業年度における組合員の利用分算の総額の百分の二十をこえてはならない。

4 事業協同組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十二条 保管事業を行う事業協同組合は、運輸大臣の許可を受け、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による買入）の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第

二十七条（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五條第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第十三条 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第十四条 事業協同組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第六百六十六条から第六百九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）の規定を準用する。

第十六条 事業協同組合は、法令で定めるところにより、組合員の取扱商品について商品券を発行することができる。

2 事業協同組合が商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

3 事業協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その事業協同組合は、商品

券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

4 商品券を発行した事業協同組合がみずから商品を販売する場合においては、前三項中「組合員」とあるのは「事業協同組合及び組合員」と読み替えるものとする。

（労働事業協同組合）
第十七条 労働事業協同組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結
- 六 前各号の事業に附帯する事業

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働事業協同組合に準用する。

（信用協同組合）
第十八条 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付
- 二 組合員のためにする手形の割引
- 三 組合員の預金又は定期積金の受入

四 前各号の事業に附帯する事業
2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業をあわせ行いことができる。

一 金融機関の業務の代理
二 前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生ずる債務の保証

三 組合員に対する有価証券の貸付

四 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入
五 有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱
六 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

七 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

（火災共済協同組合）
第十九条 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業
二 前号の事業に附帯する事業

2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者又は組合員たる法人の役員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行いことができる。

(共済金額の制限)

第二十条 火災共済協同組合は、同

一の物件につき支払われるべき共済金額が三百万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額)の十分の二に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定める物件につき行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 出資総額
- 二 第八十八条第一項の規定により積み立てた準備金の額
- 三 第八十八条第四項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額
- 四 任意積立金の額
- 五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

(火災共済の目的の譲渡等)

第二十一条 火災共済協同組合の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族、組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者又は組合員

たる法人の役員(以下「組合員等」という。)の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済協同組合の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十九条の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く。)において、その際締結されてゐた火災共済協同組合の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る火災共済協同組合の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十九条の規定を適用する。

(商法の準用)

第二十二條 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十条第一項及び第六百六十四条を除く。)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済協同組合について準用する。

(募集の制限)

第二十三條 火災共済協同組合は、組合(信用協同組合及び第二十四条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)以外の者に、火災共済協同組合のために火災共済協同組合の締結を代理させ、又はその媒介を委託してはならない。

2 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十一号)の規定(同法第九条の規定を除く。)

は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。

(協同組合連合会)

第二十四條 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入
- 二 会員に対する資金の貸付(手形の割引を含む。)(及び会員のためにするその借入)
- 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再保険
- 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者(以下「所屬員」という。)の事業に関する共同施設
- 五 協同組合連合会の所屬員の福利厚生に関する施設
- 六 協同組合連合会の所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 七 協同組合連合会の所屬員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結
- 八 協同組合連合会の所屬員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結
- 九 前各号の事業に附帯する事業

2 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

3 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業並びにこれに附帯する事業のほか、他の事業を行うことができる。

4 協同組合連合会(第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、第十一條第二項から第四項まで及び第十二條から第十六条までの規定を準用する。

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、第十八條第二項第一号から第五号までの規定を準用する。

6 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十一条第一項前段及び第二十二條の規定を準用する。

(企業組合)
第二十五條 企業組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。
第二十六條 企業組合の組合員の三分の二以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。
2 企業組合の行う事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならない。

3 企業組合の組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために企業組合の行う事業の部に類する取引をしてはならない。

4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、企業組合は、総会の議決により、これをもつて企業組合のためにしたものとみなすことができる。

5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から六十日間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも、同様である。

(事業調整協同組合)
第二十七條 事業調整協同組合は、第一号から第七号までの事業の全部又は一部及び第八号から第十一号までの事業の全部又は一部並びに第十二号の事業をあわせ行うものとする。

一 組合員の事業活動についてその生産数量、販売数量、販売方法、生産設備、販売価格、料金又は営業方法を規制するために行う共同行為

二 品質、意匠、規格又は品種等を規制するために行う共同行為

三 原材料等の購入数量若しくは購入方法又は購入価格を規制するために行う共同行為

四 前三号の共同行為の実施を確保するための検査

五 組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

七 組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

八 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

九 組合員に対する共同行為及び経営合理化のための資金又は事業資金のあつせん、貸付(手形の割引を含む。)(及び組合員のためにするその借入)

十 組合員の福利厚生に関する施設

十一 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 事業調整協同組合については、第十一条第二項から第四項まで及び第十二条から第十六条までの規定を準用する。

(事業調整協同組合連合会)

第二十八条 事業調整協同組合連合会は、第一号から第四号までの事業の全部又は一部及び第五号から第八号までの事業の全部又は一部並びに第九号の事業をあわせ行うものとする。

一 会員たる事業調整協同組合が行う前条第一項第一号から第四号までに掲げる事業についての総合調整計画の設定及びその実施

二 会員たる事業調整協同組合が行う経営の合理化に関する事業の総合調整

三 会員たる事業調整協同組合の組合員の経済的地位の改善のためにする団体交渉及び団体協約の締結

四 会員たる事業調整協同組合の組合員が使用する労働者の組織する労働組合との団体交渉及び労働協約の締結

五 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他事業調整協同組合連合会の所属員の事業に関する共同施設

六 会員に対する共同行為及び経営合理化のための資金又は事業資金のあつせん、貸付(手形の割引を含む)及び会員のためにするその借入

七 事業調整協同組合連合会の所属員の福利厚生に関する施設

八 事業調整協同組合連合会の所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業

2 第十一条第二項から第四項まで及び第十二条から第十六条までの規定は、事業調整協同組合連合会に準用する。

第三節 組合員

(出資)

第二十九条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

6 企業組合の出資総口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員が保有しなければならない。(議決権及び選挙権)

第三十条 組合員(事業調整協同組合

合連合会の会員を除く)は、おのおの一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第七十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができ、この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第三十一条 組合(火災共済協同組合、第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合を除く)は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができ、

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第三十二条 組合(企業組合を除く)は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができ、

(加入の自由)

第三十三条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がない

のに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 事業調整協同組合は、中小企業者でない事業者の加入については、前項の規定にかかわらず、総会又は創立総会の議決を経なければならない。

(加入)

第三十四条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収すること

を定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第三十五条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。

この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第三十六条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第三十七条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ、

2 前項の予告期間は、定款で延長することができ、ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第三十八条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第九十三条から第九十五条までの規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第三十九条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

(時効)

第四十条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻の停止)

第四十一条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第四十二条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があるとき、認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第三十九条及び第四十条の規定を準用する。
(企業組合及び勤労事業協同組合の組合員の所得に対する課税)
第四十三条 企業組合の組合員が企業組合の行う事業に従事したこと

によつて受ける所得のうち、企業組合が組合員以外の者であつて企業組合の行う事業に従事するものに対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給与所得又は退職所得とみなす。

2 勤労事業協同組合の組合員は、その事業所得に課せられるべき所得税については、別に法律で定めるところにより、組合員の勤労所得に相当する部分に対する勤労控除を受けることができる。

第四節 設立

(事業調整協同組合の構成要件)
第四十四条 事業調整協同組合は、その組合員の総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る指定業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、かつ、その組合員の三分の二以上が中小企業者でなければ、これを設立することができない。

(火災共済協同組合等の出資の総額)
第四十五条 火災共済協同組合の出資の総額は、百万円以上でなければならない。

2 第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、三百万円以上でなければならない。
(発起人)
第四十六条 事業協同組合、勤労事業協同組合、信用協同組合、火災

共済協同組合、企業組合又は事業調整協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会又は事業調整協同組合連合会を設立するにはその組合員にならうとする二以上の組合が、発起人となることを要する。

2 信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ、設立することができない。

3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ、設立することができない。

(創立総会)

第四十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第三十条、商法第二百三十九条第五項、

第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第四十七条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第四十七条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)
第四十八条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、前項の書類のほか、業務の種類及び方法並びに常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

3 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再保険約款、共済掛金算出方法書又は

再保険料算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に従事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。

4 行政庁は、事業協同組合、勤労事業協同組合、協同組合連合会(第二十四条第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く)及び企業組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは。

二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるときは。

5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するときは。

二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないとき。

三 常務に従事する役員が金融業務に關して十分な経験及び識見を有する者でないとき。

四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適當でないとき。

6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。 一 設立の手続又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。 二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われないと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なく認められるとき。 三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再保険約款、共済掛金算出方法書又は再保険料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適當でないとき。 7 行政庁は、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。 一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。 二 その地区及び構成がその事業を行うのに適正なものでないとき。 三 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。 8 行政庁は、第二項に規定する組合の設立の認可に際し当該財務局長又は財務部長（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第十八条の財務局長又は同法第二	十二条第一項の財務部長の長をいう。）の意見を聞かなければならない。 9 組合の設立の認可は、当該設立の認可があつた日から九十日以内に設立の登記をしなければ、その効力を失ふ。 （理事への事務引継） 第四十九条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。 （出資の第一回の払込） 第五十条 理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込をさせなければならない。 2 前項の第一回の払込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。 3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後に行ふことができる。 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。 （成立の時期） 第五十一条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。	（成立の届出） 第五十二条 組合は、成立の日から十四日以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。 （商法の準用） 第五十三条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。 第五節 管理 第五十四条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格に関する規定 六 組合員の加入及び脱退に関する規定 七 出資一口の金額及びその払込の方法 八 経費の分担に関する規定 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金の額及びその積立の方法 十一 役員の数及びその選挙に関する規定 十二 事業年度 十三 公告の方法 2 火災共済協同組合及び第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再保険金額の削減及び共済掛金又は再保険料の追徴に関する事項を記載しなければならない。	3 前項の組合は、第一項の規定にかかわらず、その定款に同項第八号に掲げる事項について定めることを要しない。 4 企業組合は、第一項の規定にかかわらず、その定款に同項第三号及び第八号に掲げる事項について定めることを要しない。 5 組合の定款には、第一項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。 （規約） 第五十五条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 総会又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 （役員） 第五十六条 組合に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。	6 理事（勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。 5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行ふことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に決する。出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。	4 理事（勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。 5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行ふことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に決する。出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。	4 理事（勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。 5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行ふことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に決する。出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。	4 理事（勤労事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。 5 勤労事業協同組合の役員及び企業組合の理事は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。 6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、九十日以内に補充しなければならない。 7 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。 8 投票は、一人につき一票とする。 9 第七項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推薦の方法によつて行ふことができる。 10 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）に決する。出席者の五分の四以上の同意があつた者をもつて当選人とする。 11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
---	--	--	---	---	---	---	---

(役員の変更の届出)

第五十七条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から十四日以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(役員任期)

第五十八条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第五十九条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第六十条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(役員兼任禁止)

第六十一条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2 次に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、組合員の資格として定款に定められる事業以外のものを行う者(法人である場合には、その役員)

二 組合員の資格として定款に定められる事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行う者(第八十一条又は第二項に掲

げる小規模の事業者を除く。)であつて、組合員でない者(法人である場合には、その役員)

(理事の自己契約)

第六十二条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十一条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第六十三条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき故意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第六十五条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様である。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)

第六十四条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)

第六十五条 理事は、通常総会の日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第六十六条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)

第六十七条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができる。

ものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第七十三条第二項及び第七十四条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第六十八条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二

百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第六十三條、商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第六十五條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第六十九條 組合は、理事会の決議により、学識経験を有する者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第七十條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の規定を準用する。第七十一條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事

第一類第九号 商工委員会議録第二十四号 昭和三十三年四月九日

一九

に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第七十二条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第七十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第七十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同条同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行つていない場合において組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

(総会招集の手続)

第七十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第七十六条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第七十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
 - 2 規約の設定、変更又は廃止
 - 3 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
 - 4 経費の賦課及び徴取の方法
 - 5 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第四十八条第四項から第七項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第七十八条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第七十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決することができ、ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第七十九条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 組合の解散又は合併
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第八十条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十九条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第八十一条 組合員の総数が二百人を超え、定款で定めるところにより、

総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第五十六条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第三十条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は第七十九条第二号若しくは第四号の事項について議決することができない。

(出資一口の金額の減少)

第八十二条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から十四日以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公

告し、かつ、預金者及び定期積金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第八十三条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社)の資本減少の無効の規定を準用する。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)

第八十四条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再保険約款、共済掛金算出方法書又は再保険料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第八十五条 信用協同組合又は第二十四条第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会がその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公示しなければならぬ。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつて通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第一項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)

第八十六条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の資金運用の制限)

第八十七条 火災共済協同組合はその資金を、第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会はその業務上の余裕金を、次の方法によるほか運用してはならない。

一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会等として預金若しくは貯金の受入をすることができ、そのの預金、貯金又は金銭信託郵便貯金

二 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得

(準備金)

第八十八条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

5 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

(剰余金の配当)

第八十九条 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に應じ、又は年一割をこえない範囲内において払込出資額に應じてしなければならない。

3 企業組合にあつては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込出資額に應じてし、なお剰余金があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に應じてしなければならない。

第九十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込に充てることとができる。

(組合の持分取得の禁止)

第九十一条 組合は、組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第九十二条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

又は解散理由の発生

五 組合員が一人となつたこと

六 第九十九条第二項の規定による解散命令

2 組合は、前項第一号、第四号又は第五号の規定により解散したときは、解散の日から十四日以内にその旨を行政庁に届け出なければならない。

3 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、第一項各号に掲げる理由のほか、第九十二条において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会は、第一項各号に掲げる理由のほか、第九十条の規定により解散を命ぜられたときは、これによつて解散する。

5 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の手続)

第九十三条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第八十二条及び第八十三条の規定を準用する。

3 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第四十八条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十四条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第七十九条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員選任については、第五十六条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第九十五条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、第九十六条

に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行方事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第九十六条 組合の合併については、商法第四百条から第四百六条まで及び第九百八条から第九百十一条まで(合名会社等の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第九十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第九十七条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

2 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第九十二条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項及び第九十条において準用する商法第四百七条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第九十八条 火災共済協同組合又は第二十四条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、總會の決議、第九十二条において準用す

7 主務大臣は、前項の認証を受けた団体協約の内容が下請事業者を不当に圧迫するものとなつたと認めるときは当該団体協約の当事者に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならない。この場合においては、第四項及び第五項の規定を準用する。

(調停)
第六六条 団体交渉の当事者の一方又は双方は、当該団体交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときその他当該団体交渉に係る紛争が生じたときは、中小企業調整委員会に対し、その調停を申請することができる。

2 中小企業調整委員会は、前項の申請があつたときは、すみやかに調停を行うものとする。

3 中小企業調整委員会は、調停案を作成して、これを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は、理由を附してこれを公表することができる。

第四章 事業調整協同組合等の共同行為

(指定業種)
第七七条 第三項第二項に規定する業種の指定は、工業部門にあつては第一号及び第三号、商業部門にあつては第一号及び第四号、並びにサービス部門にあつては第二号及び第四号に掲げる要件にそれぞれ適合するものについて行うものとする。

一 過度の競争により当該業種に係る製品(加工品を含む。)に関する国内取引又は輸出入貿易の円

滑な運行が阻害されており又は阻害されるおそれがあること。

二 過度の競争により当該業種における事業の運営が困難で適正な衛生措置又は災害防止措置を講ずることが阻害されており又は阻害されるおそれがあること。

三 当該業種に属する事業を含む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る製品(加工品を含む。)の過去一年間の総生産数量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されていること。

四 当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の二以上が中小企業者であり、かつ、当該業種の事業活動が国民経済上重要な地位を占め又は国民の日常生活と密接な関係を有していること。

(調整規程の認可)

第八八条 事業調整協同組合は、第二十七條第一項第一号から第四号までの規定に掲げる事業を行おうとするときは、調整規程(共同行為の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。)を定めて行政庁の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。ただし、設定し若しくは變更しようとする内容が当該事業調整協同組合の属する事業調整協同組合連合会の認可された総合調整計画の内容と同一であるとき又は變更しようとする内容が生産数量、出荷数量、販売数量、生

産設備若しくは原材料等の購入数量についての共同行為に係る制限を緩和するものであるときは、この限りでない。

2 事業調整協同組合は、前項ただし書の規定により認可を受けずに調整規程を設定し、又は變更したときは、総会又は総立総会において調整規程の設定又は變更を議決した日から十四日以内にその旨を行政庁に届け出なければならない。

3 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事態を克服するための必要かつ最小限度の範囲をこえること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は利用者及び関連事業者の利益を不当に害すること。

(調整規程の実施の予告)

第九九条 事業調整協同組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、当該調整規程の実施について予告をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。(調整規程の變更命令及び認可の取消)

第一百十條 行政庁は、調整規程の内容が第九八条第三項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該事業調整協同組合に対し、これを變更し、又は廃止すべきことを命じなければならない。

2 行政庁は、事業調整協同組合が前項の命令に従わないときは、第九八条第一項の認可を取り消すことができる。

(調整規程の廃止の届出)
第一百一十條 事業調整協同組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(過怠金)
第一百一十二條 事業調整協同組合は、定款で定めるところにより、当該調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(検査員)
第一百一十三條 事業調整協同組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するために検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)
第一百一十四條 調整規程の設定、變更又は廃止は、総会又は創立総会の決議によりなければならない。

2 前項の総会の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(離職従業員の優先雇用)
第一百五十五條 事業調整協同組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員を採用については、当該離職者の

希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

(準用)
第一百六六條 第九八条及び第一百十條から第一百四十四條までの規定は、事業調整協同組合連合会に準用する。この場合において、第一百四十四條第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上」に相当する議決権を有する会員」と、「三分の二」とあるのは「議決権の三分の二」と読み替へるものとする。

(生産調整資金等に対する利子の補給)
第一百七七條 事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が第二十七條第一項第九号又は第二十八條第一項第六号に規定する事業のうち共同行為又は経営合理化のための資金に係るものを行うために必要な資金を借り入れる場合においては、政府は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定める基準により、年五分を限度として、当該資金の借入に係る利子をその融資機関に對し補給することができる。

(関係都道府県知事の意見の聴取)
第一百八八條 行政庁は、第九八条第一項又は第一百十條第一項(第六十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の認可又は命令をしようとする場合において、当該調整規程又は総合調整計画の実施が関係都道府県における産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、当該都道府県知

知事から意見を聴取するものとする。

事の意見を聞かなければならぬ。

(中小企業安定審議会)

第百十九条 事業調整協同組合及び事業調整協同組合連合会の共同行為及び組合の団体協約に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

8 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会の諮問事項)

第百二十条 行政庁は、第百五条第一項又は第六項の認定、同条第三項又は第七項の規定による認定の変更又は廃止の命令、第百八条第一項(第百十六条において準用する場合を含む。)の認可、第百十條第一項(第百十六条において準用する場合を含む。)の命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第五章 中小企業調整委員会及びその裁定

(裁定の申請)

第百二十一条 組合は、第百一条第一項又は第二項に規定する団体交渉において、当該交渉ができず又は調わなかつた場合においては、中小企業調整委員会に対し、文書

をもつて、次条の規定による裁定を求めることができる。

(裁定)

第百二十二条 中小企業調整委員会は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る事実が第百一条第二項に規定する団体交渉に係るものである場合においては、次の各号に掲げる事項に該当する場合に限り、当該組合とその団体交渉の相手方たるべき事業者又はその団体との間における当該業種に係る製品の生産数量、出荷数量、販売数量、販売方法、生産設備、販売価格、料金、営業方法、品質、意匠若しくは品種又はその原材料等の購入数量、購入方法若しくは購入価格に関する共同行為についての団体協約の締結について裁定を行うことができる。

一 同一の業種に属する事業を営む者の大部分が当該事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の調整規程又は総合調整計画の適用を受けていること。

二 当該業種に属する事業者で当該調整規程又は総合調整計画の適用を受けないものの事業活動が第百七条第一号又は第二号に規定する事態の克服を阻害しているとき。

三 前号に掲げる事態を放置しては、当該業種に属する中小企業の安定に重大な悪影響を及ぼし国民経済の健全な発達に著しい支障を生ずるおそれがあること。

2 中小企業調整委員会は、前条の申請に係る事実が第百一条第一項

に規定する団体交渉に係るものである場合においては、当該団体交渉の相手方たるべき事業者又はその団体が下請代金支払遅延防止法にいう親事業者であつて、当該交渉の目的が下請事業者たる組合等の取引関係における従属的地位を改善するためのものである場合に限り、当該団体交渉に係る取引条件に關する団体協約の締結について裁定を行うことができる。

3 前二項の規定により中小企業調整委員会が行う裁定の内容は、第百五条第二項各号に掲げる事項に該当するものであつてはならない。

4 第百五条第三項及び第七項の規定は、前二項の規定により中小企業調整委員会が行う裁定に係る第百二十四条の規定によりみなされた団体協約に準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「中小企業調整委員会」と、「当該団体協約の当事者に対し、これを変更し、又は廃止すべきことを命じなければならぬ」とあるのは「当該裁定を変更し、又は取り消さなければならぬ」と読み替へるものとする。

(裁定の手続)

第百二十三条 中小企業調整委員会は、第百二十一条の規定による裁定の請求があつたときは、その請求書の副本を当該団体交渉の相手方たる事業者に送付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 中小企業調整委員会は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の七日前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 中小企業調整委員会は、前条の裁定をしたときは、文書をもつて当事者に通知するとともに、その要旨を公告しなければならない。

(裁定の効力)

第百二十四条 第百二十二条第一項又は第二項の規定による裁定があつたときは、当該裁定の内容(同条第四項の規定による裁定の変更があつたときは、その変更されたもの)に従ひ、両当事者間に団体協約が締結されたものとみなす。

2 第百二十二条第四項の規定による裁定の取消があつた場合においては、その時から当該取消に係る前の裁定は将来にむかつてその効力を失ふ。

(異議の申立)

第百二十五条 本章の規定による地方中小企業調整委員会の裁定に不服のある当事者又は利害関係人は、中央中小企業調整委員会に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、裁定の通知を受けるべき者にあつては裁定の通知を受けた日から、その他の者にあつては裁定の公告の日から三十日以内に理由を記載した申立書を中央中小企業調整委員会に提出して行わなければならない。

(中小企業調整委員会)

第百二十六条 組合の行つた団体交渉及び団体協約に關して生じた紛争の調停及び裁定を行わせるため、中小企業調整委員会を置く。

2 中小企業調整委員会は、中央中小企業調整委員会(以下本章中「中央委員会」という。)及び地方中小企業調整委員会(以下本章中「地方委員会」という。)とする。

3 中央委員会は、総理府に置き、地方委員会は、都道府県が設けるものとする。

第百二十七条 中央委員会は、委員長一人及び委員五人以内をもつて組織する。

2 中央委員会の委員長は、産業に關し学識経験を有する者につき、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、中小企業者を代表する者につき二人を、労働者を代表する者につき一人を、消費者を代表する者につき一人を、及び産業に關する学識経験を有する者につき一人を、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合においては、両議院の事後の承認を得られなくとも、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

6 中央委員会の委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央委員会の委員長及び委員は、再任されることが出来る。

8 中央委員会の委員長及び委員は、次の各号の一又は第五項に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることが出来ない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 禁こ以上の刑に処せられた場合

三 中央委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

9 前項各号の場合においては、内閣総理大臣は、中央委員会の委員長又は委員を罷免しなければならない。

10 中央委員会の委員長は、中央委員会の会務を総理し、中央委員会を代表する。

11 中央委員会の委員長が故障のある場合においては、産業に關し學識経験を有する者につき任命された委員が、委員長職務を代理する。

(議決の方法)

第二百二十八条 中央委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 中央委員会の議事は、出席者の過半数をもつて、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(地方委員会)

第二百二十九条 前二条の規定は、地方委員会に準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「五人」とあるのは「五人又は四人」と、同条第二項中「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項中「二人」とあるのは「二人又は一人」と、「両議院の同意を得て、内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(中央委員会の権限)

第二百三十条 中央委員会は、当該事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの又は二以上の都道府県の区域にわたるものについて、優先して管轄する。

(政令への委任)

第二百三十一条 本章に定めるもののほか、中小企業調整委員会の組織、議事、運営及びその事務をつかさどる機関その他中小企業調整委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 中小企業等協同組合

中央会

第一節 通則

(種類)

第二百三十二条 中小企業等協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、都道府県中小企業等協同組合中央会(以下「都道府県中央会」という。)及び全国中小企業等協同組合中央会(以下「全国中央会」という。)とする。

(人格及び住所)

第二百三十三条 中央会は、法人とする。

2 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百三十四条 中央会は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 都道府県中央会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する中小企業等協同組合中央会

二 全国中央会にあつては、全国中小企業等協同組合中央会

2 中央会以外の者は、その名称中に、都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いてはならない。

(数)

第二百三十五条 都道府県中央会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 全国中央会は、全国を通じて一個とする。

第二節 事業

(都道府県中央会)

第二百三十六条 都道府県中央会は、次の事業を行うものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に關する教育及び情報の提供

四 組合に關する調査及び研究

五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

2 都道府県中央会は、組合及び中央会に關する事項について、国会地方公共団体の議会又は行政庁に建議することができる。

(全国中央会)

第二百三十七条 全国中央会は、次の事業を行うものとする。

一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡

二 組合に關する教育及び情報の提供

三 組合に關する調査及び研究

四 前各号の事業のほか、組合及び都道府県中央会の健全な発達を図るために必要な事業

2 全国中央会は、その事業を行うために必要があるときは、定款で定めるところにより、都道府県中央会に對し、その事業若しくは会計に關する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に關する重要な事項について指示することができ

3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用する。

第三節 會員

(會員の資格)

第二百三十八条 都道府県中央会の會員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合

二 前号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

2 全国中央会の會員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 都道府県中央会

二 全都道府県中央会

組合

三 前二号の者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第二百三十九条 都道府県中央会の會員は、おのおの一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 全国中央会の會員は、おのおの一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二項第一号の者に対しては、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえない範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

3 會員は、定款で定めるところにより、第五十三條第四項において準用する第七十五條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の會員を代理することができる。

6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行うことができる。

7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第百四十条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(加入)

第百四十一条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても、同様である。

3 第百三十八条第二号及び第三号の者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を準用する。

(脱退)

第百四十二条 都道府県中央会についてはその会員は、全国中央会については都道府県中央会以外の会員は、三十日前までに予告して、脱退することができる。

2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。

3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会

員については、第三十八条の規定を準用する。

第四節 設立

(発起人)

第百四十三条 中央会を設立するには、その会員になろうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては五以上の第百三十八条第一項第一号の者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならぬ。

2 都道府県中央会は、その地区内に主たる事務所を有する組合の五分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

3 全国中央会は、二十五以上の都道府県中央会が会員となるのでなければ、設立することができない。

(創立総会)

第百四十四条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第四十七条第二項から第五項まで及び第百三十九条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セス」とあるのは「中小企業組織法第百四十四条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

五 その他必要な事項

(役員)

第百四十九条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)

第百五十条 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(監事)

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(商法等の準用)

第百五十一条 会長、理事及び監事については、第五十六条第三項及び第六項から第十一項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の職務)の規定を、会長については、第六十二条、第六十四条及び第六十五条並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)及び第五十五条(代表権の委任)の規定を、監事については、第六十一条第一項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第八項中「一人」とあるのは「一人(全国中央会にあつては、選挙権一個)と、第六十二条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

(顧問)

第百五十二条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要事項に関し助言を求めること

とができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(総会)

第百五十三条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に當る議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(一定款の変更)

2 中央会の解散

三 会員の除名

4 総会については、第七十三条第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第七十三条第四条中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「中小企業組織法第百五十三条第四項ニ於テ準用スル同法第七十五条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第百五十四条 会員の総数が二百人をこえる都道府県中央会は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会については、都道府県中央会の総会に関する規定及び第八十一条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第百三十九条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は前条第三項第二号の事項について議決することができない。

(部会)

第百五十五条 中央会は、定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

第六節 解散及び清算

(解散の理由)

第百五十六条 中央会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

三 第百八十九条第二項の規定による解散の命令

2 中央会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から十四日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(清算人)

第百五十七条 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第百五十八条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第百五十九条 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第百六十条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第百六十一条 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十七条、第百三十八条並びに第百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第七十三条第二項、第七十四条並びに第百五十三条第一項及び第二項、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四条第三項（会社と取締役との関係）及び第二百五

十四条ノ二（取締役の義務）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業組織法第百五十七条」と、第六十二条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第七章 登記

(登記)

第百六十二条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の登記)

第百六十三条 組合は、第五十条の規定による出資の払込があつた日から十四日以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。ただし、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由

七 役員（の氏名及び住所）

八 組合を代表すべき理事の氏名

九 数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から十四日以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所

四 役員（の氏名及び住所）

五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後十四日以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第百六十四条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において十四日以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては二十一日以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所の移転の登記)

第百六十五条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては十四日以内に移転の登記をし、新所在地において

は二十一日以内に第百六十三条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二十一日以内に移転の登記をし、新所在地においては二十八日以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(変更の登記)

第百六十六条 第百六十三条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に變更の登記をしなければならない。

2 第百六十三条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては二十八日以内に、従たる事務所の所在地においては三十五日以内にすればよい。

(参事の登記)

第百六十七条 組合が参事を選任したときは、十四日以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行ふべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)

第百六十八条 組合又は中央会が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第百六十九条 組合が合併するとき、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第百六十三条第二項の規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第百七十条 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に次の事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名及び住所
 - 二 組合にあつては、組合を代表すべき清算人の氏名
 - 三 組合にあつては、数人の清算人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定の変更の登記については、第百六十六條第一項の規定を準用する。
- (清算終了の登記)
- 第百七十一條 組合又は中央会の清算が終了したときは、清算終了の

日から、主たる事務所の所在地においては十四日以内に、従たる事務所の所在地においては二十一日以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第百七十二條 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第百七十三條 組合又は中央会の設立の登記は、役員全員申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、組合にあつては定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第五十條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第九十三條第二項において準用する第八十二條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第百七十四條 第百六十三條第五項の規定による登記は、組合にあつては理事の、中央会にあつては会長の申請によつてする。

(事務所の新設等の登記の申請)

第百七十五條 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第百六十三條第二項若しくは第四項の事項の変更の登記は、組合にあつては理事又は清算人の、中央会にあつては会長又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は第百六十三條第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第八十二條第二項(第九十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第百七十六條 参事の選任、第百六十七條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行ふべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請者には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請者には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百七十七條 第百六十八條の規定による組合又は中央会の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の理由を証する書面を添附しなければならない。

3 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第百六十八條の規定による解散の登記は、行政庁の嘱託によつてする。

第百七十八條 第百六十九條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

2 前項の場合については、第百七十三條第三項及び前条第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第百七十九條 第百七十條第一項の規定による登記の申請書には、組合にあつては理事が、中央会にあつては会長が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百七十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第百八十條 組合又は中央会の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第百条において準用する商法

第四百二十七條第一項又は第百六十條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第百八十一條 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五條ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第百八十二條 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百八十三條 組合又は中央会の登記については、非訟事件手続法第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八章 雑則

(公正取引委員会との関係)

第百八十四條 行政庁は、第百四條の届出を受理したとき、第百五條第三項又は第七項の命令をしたとき、同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により認証の取消をしたとき、第百八條第二項(第百十六條において準用する場合を含む。)の届出を受理したとき、第百十條第一項(第百十六條において準用する場合を含む。)の命令をしたとき又は同条第二項(第百十六條において準用する場合を含む。)の規定に

より認可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。
2 中小企業調整委員会は、第二百二十二条第四項の規定により裁定の変更又は取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。
3 行政庁は、第百八条第一項（第百十六条において準用する場合を含む。）の認可又は第百五条第一項若しくは第六項の認証をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。
4 中小企業調整委員会は、第二百二十二条第一項又は第二項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会と協議しなければならない。
5 公正取引委員会は、第百八条第一項（第百十六条において準用する場合を含む。）の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第百八条第三項各号の一（第百十六條において準用する場合を含む。）に該当するに至つたとき又は第百五条第一項若しくは第六項の認証を受けた団体協約の内容が同条第二項各号の一に該当するに至り若しくは下請事業者を不当に圧迫するものとなつたと認めるときは、行政庁に対し、第百五条第三項、第四項若しくは第七項又は第百十條第一項若しくは第二項（第百十六條において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

6 公正取引委員会は、第二百二十二条第一項又は第二項の裁定の内容がそれぞれ同条第一項各号の一に該当するものでなくなり若しくは下請事業者の従属的地位を改善するためのものでなくなつたと認めるとき又は同条第三項に該当するに至つたと認めるときは、中小企業調整委員会に対し、同条第四項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。
7 公正取引委員会は、前二項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。
(不服の申出)
第百八十五條 組合若しくは中央会の事務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると思料する組合員又は会員は、その理由を添えて、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。
2 行政庁は、前項の申出があつたときは、不服の理由を審査した後、文書をもつて決定し、その写を不服の申出をした者及び不服の申出に係る組合又は中央会に送付しなければならない。
(検査の請求)
第百八十六條 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
(決算関係書類の提出)
第百八十七條 組合（信用協同組合及び第二十四條第一項第一号の事業を行つた協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常總會の終了の日から十四日以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。
(報告及び検査等)
第百八十八條 行政庁は、毎年一回を限り組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。
2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑があり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑があると認めるときは、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。
3 行政庁は、この法律に規定する権限を実施するため必要限度において、指定業種に属する事業を営む者若しくは指定業種に属する

産業の設備を設置している者若しくはこれらの者をもつて組織する団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは製品の検査をさせることができる。
4 前項の規定により立入検査をする職員又は検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(行政庁の命令)
第百八十九條 行政庁は、前条の規定により報告を徴し、若しくは第百八十六條第二項若しくは前条第三項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
2 行政庁は、組合又は中央会が前項の命令に違反したときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。
第百九十條 行政庁は、前条第二項に規定するもののほか、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その事業調整協同

組合又は事業調整協同組合連合会の解散を命ずることができる。
一 第五条第一項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 第四十四條の構成要件を欠くに至つたとき。
(弁明の機会の供与)
第百九十一條 行政庁は、前二條の規定により、解散命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。
(保険業法の準用)
第百九十二條 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第二十四條第一項第三号の事業を行つた協同組合連合会に準用する。
(排除措置)
第百九十三條 公正取引委員会は、組合（勤労事業協同組合及び事業調整協同組合を除く。）の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないことを認めるときは、この法律の目的を達成するために、次条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。
第百九十四條 前条の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七

十五條、第七十六條(雜則)及び第七十七條から第八十三條まで(訴訟)の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄權)

第二百九十五條 前條の規定による公正取引委員會の審決に係る訴訟については、第一審の裁判權は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(所轄行政庁)

第二百九十六條 この法律中「行政庁」とは「主務大臣」とあるのは、第九十五條第二項及び第九十六條第二項(第九十七條第三項において準用する場合を含む。)の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、勤労事業協同組合及び協同組合連合会(第二十四條第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。)については、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属しない事業であるものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」といふ。)とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業と

であるものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 信用協同組合及び第二十四條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、その地区が都道府県の区域をこえないものにあつては、その管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、大蔵大臣とする。

三 火災共済協同組合及び第二十四條第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、大蔵大臣及び通商産業大臣とする。

四 企業組合については、その行う事業のすべてが大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属するものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣とし、大蔵大臣又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

五 事業調整協同組合及び事業調整協同組合連合会については、その地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、通商産業大臣及びその組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が大蔵大臣

又は運輸大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、大蔵大臣又は運輸大臣及び管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。ただし、その地区が都道府県の区域をこえないものに対する第三章及び第四章の適用については、当該行政庁は、通商産業大臣及びその組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

六 都道府県中央会については、その管轄都道府県知事とする。

七 全国中央会については、通商産業大臣とする。

(認可申請等の經由庁)

第二百九十七條 主務大臣は、都道府県の区域をこえない区域を地区とする火災共済協同組合及び事業調整協同組合に關しては、この法律の規定による許可、認可、認証又は承認の申請、届出、申出及び報告について省令で定めるところにより管轄都道府県知事を經由させることができる。

(権限の委任)

第二百九十八條 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限を地方支部局長又は都道府県知事に委任することができる。

第九章 罰則

第二百九十九條 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範圍外において、貸付をし、手形の割引をし、若しくは預金若しくは定期積金の受入を

し、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第二百條 第八十八條第一項(第九十六條において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けずに調整規程又は総合調整計画を実施した事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第二百一條 組合が第八十八條第三項又は第九十八條第二項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第二百二條 第十二條第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十八條第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二條第四項において準用する倉庫業法第二十七條第一項若しくはこの法律第八十八條第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に關して前項の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の刑を科する。

第二百三條 組合又は中央会が第九十九條第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、一万円以下の罰金に処する。

第二百四條 次の場合には、火災共済協同組合又は第二十四條第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第八十四條の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再保険約款、共済掛金算出方法書若しくは再保険計算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第八十六條の規定に違反して組合の事業の譲渡をしたとき。

三 第八十七條の規定に違反したとき。

四 第八十八條第四項又は第五項の規定に違反したとき。

五 第九十九條の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第九十二條において準用する保険業法第八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條の規定による命令に違反したとき。

第二百五條 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十一条第三項(第十七条第二項、第二十四条第四項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第二十四条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

五 第三十三条第一項又は第四百一十一條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第三十八條第二項(第四百二十二條第三項において準用する場合を含む。)、第六十七條第四項又は第七十一條第四項の規定に違反したとき。

七 第四十七條第六項、第八十條、第四百四十四條第二項若しくは第四百五十三條第四項において準用する商法第二百四十四條、第六十八條若しくは第九百條において準用する商法第二百六十條ノ三、第九百條において準用する商法第四百九十九條又は第五百五十八條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第五十二條(第四百四十六條において準用する場合を含む。)、第五十七條(第四百五十一條において準用する場合を含む。)、第

九十二條第二項又は第五百五十六條第二項の規定に違反したとき。

九 第五十六條第六項(第五百五十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第六十一條第一項(第九百條、第五百五十一條又は第六百六十一條において準用する場合を含む。)

又は第二項(第九百條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第六十四條又は第六十五條(以上の各規定を第九百條、第五百五十一條又は第六百六十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十二 第六十六條(第九百條において準用する場合を含む。)

又は第六十八條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第六十八條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第九百條において準用する商法第四百九十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第七十二條又は第五百五十三條第一項の規定に違反したとき。

十五 第八十二條第二項(第八十五條第四項又は第九十三條第二

項において準用する場合を含む。)、第九百條において準用する商法第四百二十一條第一項又は第六百六十一條において準用する民法第七十九條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第八十二條若しくは第八十三條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第八十五條第四項若しくは第九十三條第二項において準用する第八十二條若しくは第八十三條第二項の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡又は合併をしたとき。

十七 第八十八條第一項から第三項まで又は第八十九條の規定に違反したとき。

十八 第九十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第九百條において準用する商法第三百一十一條又は第五百五十九條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第九百條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第九百條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第九百八十七條の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第九百八十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百六条 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第六條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様である。

第二百七条 第三百三十四條第二項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第二百八条 第九百九十四條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)は、廃止する。

3 旧中小企業等協同組合法(以下「旧法」という。)の規定に基いて設立された事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は都道府県中央会若しくは全国中央会はこの法律施行の際現に存するものは、それぞれこの法律の相当規定に基いて設立された事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は都道府県中央会若しくは全国中央会とみなす。

4 旧法の規定によつてした処分、

手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

(中小企業安定審議会)

5 この法律に規定する中小企業安定審議会は、当分の間、これを置かないものとし、この法律の中小企業安定審議会の任務及び権限に属する事項は、中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第三十三條に規定する中小企業安定審議会にこれを行わしめるものとする。

(共済契約)

6 第十一條第二項(第二十四條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、事業協同組合又は協同組合連合会がこの法律施行前に締結した共済契約については、適用しない。

(調整組合及び調整組合連合会の設立の特例)

7 この法律施行後は、中小企業安定法の規定にかかわらず、同法に規定する調整組合及び調整組合連合会は、これを新たに設立することができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四條ただし書中「不当に対価を引き上げることとなる場合」の下に「(中小企業組織法(昭和三十三年法律第 号)第八條第五項に規定する場合を除く。)」を加える。

(罰則)

9 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

- 別表
- 一 綿織物又はステープルファイ
バー織物製造業
 - 二 毛織物製造業
 - 三 絹織物又は人絹織物製造業
 - 四 インプロイダリーレース(絹
織物又は人絹織物を生地を使用
したものに限る)製造業
 - 五 毛製品製造業
 - 六 メリヤス生地又はメリヤス製
品製造業
 - 七 綿毛布及びスフ毛布製造業
 - 八 ダマスク、テールクロス製
造業
 - 九 サロン、サリキユイ製造業
 - 十 ワイシャツ類、ガウン類、パ
ジャマ製造業
 - 十一 マフラー、スカーフ、シ
ヨール及びハンカチ製造業
 - 十二 ラング製造業
 - 十三 繊維雑品製造業
 - 十四 包装(絹、人絹織物)製造業
 - 十五 セルロイド生地及び同製品
製造業
 - 十六 漁網製造業
 - 十七 組ひも、よりひも、幅五イ
ンチ未満の織物又は編レース製
造業
 - 十八 ねん糸業
 - 十九 麻網製造業
 - 二十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生
綿又はほろ帯製造業
 - 二十一 マツチ製造業
 - 二十二 ゴム製品(自動車タイ
ヤ、チューブ、もみすりロー

- ル、医療衛生用品、はきもの用
品及びがん具を除く)製造業
- 二十三 食器類たる陶磁器及び電
気用品たる陶磁器(特別高圧用
のものを除く)製造業
- 二十四 漆器製造業で政令で定め
るもの
- 二十五 ほろろろ鉄器(化学工業
用のものを除く)製造業
- 二十六 清涼飲料水製造業
- 二十七 五ガロンかん製造業
- 二十八 亜麻織物、ちよ麻織物又
は大麻織物の製造業
- 二十九 繊維品の精練漂白、染色
又は整理加工業
- 三十 布はく製衣料品の縫製業
- 三十一 メタルラス製造業
- 三十二 縫針製造業
- 三十三 瓦製造業で政令で定める
もの
- 三十四 印刷業で政令で定めるも
の
- 三十五 ターボリン紙製造業
- 三十六 機械すきと紙製造業
- 三十七 計量器製造業で政令で定
めるもの
- 三十八 紡毛紡績業
- 三十九 ぬめかわ製造業
- 四十 双眼鏡製造業
- 四十一 家庭用ミシン及び同部品
製造業
- 四十二 パンコック帽体製造業
- 四十三 黄板紙又はチップボール
製造業
- 四十四 アンブル製造業
- 四十五 自転車及び同部品製造業
- 四十六 こはぜ製造業
- 四十七 シガレットライター製造
業

- 四十八 おもちゃ、装飾品、喫煙
具、文房具又は化粧品容器たる
陶磁器製造業
- 四十九 毛反毛業
- 五十 単板又は合板の製造業
- 五十一 かん詰及びびん詰食品製
造業
- 五十二 セル引紙糸製造業
- 五十三 軸受及び同部品製造業
- 五十四 写真機及び同部品製造業
- 五十五 船舶用内燃機関製造業
- 五十六 万年筆製造業
- 五十七 花筵及び畳表製造業
- 五十八 野草庭製造業
- 五十九 茶製造業
- 六十 冷凍水産物製造業
- 六十一 強じん鋼鉄物製造業
- 六十二 ダイキャスト製造業
- 六十三 粉末冶金製品(タンクス
テン製品及びモリブデン製品を
除く)製造業
- 六十四 ボルトナット及び小ネジ
製造業
- 六十五 歯車製造業
- 六十六 金属工作機械製造業
- 六十七 電気溶接器製造業
- 六十八 電動工具製造業
- 六十九 切削工具及びダイス製造
業
- 七十 金型製造業
- 七十一 金属製のハサミ尺及び目
盛なし長さ計製造業
- 七十二 金属材料試験機、構造物
試験機、動力試験機、耐震度試
験機及び釣合試験機製造業
- 七十三 置時計及び掛時計のムー
ブメントの部品製造業
- 七十四 抵抗器及び蓄電器製造業

- 七十五 自動車部品製造業で政令
で定めるもの
- 七十六 食品衛生法(昭和二十二
年法律第二百三十三号)の規定
により許可を受けて営む同法第
二十条に規定する営業
- 七十七 理容業(理容師美容師法
(昭和二十二年法律第二百三十
四号)の規定により届出をして
理容所を開設することをいう)
- 七十八 美容業(理容師美容師法
の規定により届出をして美容所
を開設することをいう)
- 七十九 興業場法(昭和二十三年
法律第三百三十七号)に規定する
興業場営業のうち映画に係るも
の
- 八十 旅館業法(昭和二十三年法
律第三百三十八号)に規定する旅
館業
- 八十一 公衆浴場法(昭和二十三
年法律第三百三十九号)に規定す
る浴場業
- 八十二 へい獣処理場等に関する
法律(昭和二十三年法律第四百
十号)に規定するへい獣取扱場
又は化製場においてへい獣の処
理を行う業
- 八十三 クリーニング業法(昭和
二十五年法律第二百七号)に規
定するクリーニング業
- 八十四 と畜場法(昭和二十八年
法律第一百四十四号)に規定する
畜業
- 八十五 清掃法(昭和二十九年法
律第七十二号)に規定する汚物
の収集、運搬又は処分を行う業

- 中小企業組織法の施行に伴う関係
法律の整理に関する法律案
中小企業組織法の施行に伴う関
係法律の整理に関する法律
(印紙税法の改正)
- 第一条 印紙税法(明治三十二年法
律第五十四号)の一部を次のよう
に改正する。
- 第五条第九条ノ四中「中小企業
等協同組合法第九條の九第一項第
一号」を「中小企業組織法第二十四
条第一項第一号」に改める。
- 同条第九号ノ九の次に次の一号
を加える。
- 九ノ十 火災共済協同組合又ハ
中小企業組織法第二十四條第
一項第三号ノ事業ヲ行フ協同
組合連合会ノ発スル火災共済
契約証書又は再保険契約証書
(國民貯蓄組合法の改正)
- 第二条 國民貯蓄組合法(昭和十六
年法律第六十四号)の一部を次の
ように改正する。
- 第二条第一項第四号中「中小企
業等協同組合法第九條の九第一項
第一号」を「中小企業組織法第二十
四條第一項第一号」に改める。
(經濟關係規則ノ整備ニ関スル法
律の改正)
- 第三条 經濟關係規則ノ整備ニ関ス
ル法律(昭和十九年法律第四号)の
一部を次のように改正する。
- 別表乙号第二十号中「中小企業
等協同組合法ニ依ル信用協同組合
及同法第九條の九第一項第一号」
を「中小企業組織法ニ依ル信用協
同組合及同法第二十四條第一項第
一号」に改める。

(金融機関経理応急措置法の改正)
第四条 金融機関経理応急措置法
(昭和二十一年法律第六号)の一部
を次のように改正する。

第二十七條第一号中「中小企業
等協同組合法第九條の九第一項第
一號」を「中小企業組織法第二十四
條第一項第一號」に改める。

(租税特別措置法の改正)
第五條 租税特別措置法(昭和二十
一年法律第十五号)の一部を次の
ように改正する。

第八條の五第五項各号列記以外
の部分中「中小企業等協同組合法」
を「中小企業組織法」に、「同法第
七十七條第一項第一號」を「同法第
二十四條第一項第一號」に改め
る。

(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の改正)
第六條 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律(昭和二十
二年法律第五十四号)の一部を次
のように改正する。

第二十四條の二第五項第八号中
「中小企業等協同組合法」を「中小
企業組織法」に改める。

(地方自治法の改正)
第七條 地方自治法(昭和二十二
年法律第六十七号)の一部を次の
ように改正する。

別表第三第一号九十八中「中小
企業等協同組合法(昭和二十四
年法律第八十一号)」を「中小企業
組織法(昭和三十三年法律第
十号)」に改め、「合併を認可し」の
下に「地方中小企業調整委員会
委員長若しくは委員を 命じ、又

は罷免し、」を加え、同表中第五号
の次に次の一號を加える。

六 地方中小企業調整委員会が
執行しなければならない事務

中小企業組織法の定める
ところにより、中小企業等
協同組合の行う団体交渉及
び団体協約に關して生じた
紛争の調停及び裁定をし、
並びに裁定の変更及び取消
を行うこと。

(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律の適用除外等に
關する法律の改正)
第八條 私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律の適用除外
等に関する法律(昭和二十二年法
律第三十八号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二條第一号中「ハ 中小企業
等協同組合法(昭和二十四年法律
第八十一号)」を「ハ 中小企業
組織法(昭和三十三年法律第
十号)」に、同条第二号の二中「中小
企業等協同組合法」を「中小企業
組織法」に改める。

(臨時金利調整法の改正)
第九條 臨時金利調整法(昭和二十
二年法律第八十一号)の一部を
次のように改正する。

第一條第一項中「中小企業等協
同組合法第九條の九第一項第一
號」を「中小企業組織法第二十四
條第一項第一號又は第三號」に改め
る。

(中小企業庁設置法の改正)
第十條 中小企業庁設置法(昭和二
十三年法律第八十三号)の一部を
次のように改正する。

第三條第一項第二号中「中小企
業等協同組合法(昭和二十四年法
律第八十一号)」を「中小企業組
織法(昭和三十三年法律第
十号)」に改める。

(国家行政組織法の改正)
第十一條 国家行政組織法(昭和二
十三年法律第二十号)の一部を
次のように改正する。

別表第一中「土地調整委員会」
を「土地調整委員会」
に改める。

(総理府設置法の改正)
第十二條 総理府設置法(昭和二十
四年法律第二十七号)の一部を
次のように改正する。

第十七條中「土地調整委員会」
を「土地調整委員会」
に改める。

第十八條中 「土地調整委員会」

土地調整委員会設置法(昭和二十
五年法律第二十九号)の一部を
次のように改正する。

土地調整委員会
中央中小企業調整委員会

調整委員会設置法(昭和二十五年
企業組織法(昭和三十三年法律
第二十号)に改める。

第十三條 中小企業等協同組合法
施行法(昭和二十四年法律第八
十二号)は、廃止する。

(協同組合による金融事業に關す
る法律の改正)
第十四條 協同組合による金融事業
に關する法律(昭和二十四年法律
第八十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條第一項各号列記以外の部
分中「中小企業等協同組合法(昭
和二十四年法律第八十一号)第
九條の九第一項第一號」を「中小
企業組織法(昭和三十三年法律
第十号)第一項第一號」に改め
る。

第十五條 資産再評価法(昭和二十
五年法律第十号)の一部を次の
ように改正する。

第二十九條第六号中「中小企業
等協同組合法施行法」を「旧中小
企業等協同組合法施行法」に改め
る。

(地方税法の改正)
第十六條 地方税法(昭和二十五年
法律第二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第二十五條第二号中「中小企業
等協同組合法(昭和二十四年法律
第八十一号)」を「中小企業組織
法(昭和三十三年法律第十号)」
に、第七十三條の四第一項第八
号、第二百九十六條第二号及び第
三百四十八條第四項中「中小企業
等協同組合法」を「中小企業組織
法」に改める。

(中小企業安定法の改正)
第十七條 中小企業安定法(昭和二
十七年法律第二百九十四号)の一
部を次のように改正する。

第十四條第二項中「中小企業等
協同組合法第六十二條第一項」を
「中小企業組織法(昭和三十三年法
律第十号)第九十二條第一項」に
改める。

第二十八條 中小企業組織法第四
條第二項(住所)、第三十條第二
項から第三十五條まで、第三十八
條第一項(第四号を除く)、から
第三項まで(組合員)、第四十七
條、第四十九條、第五十一條から
第五十三條まで(設立)、第五十
六條から第六十條まで、第六十
一條第一項、第六十二條から第
六十八條まで(役員)、第七十二
條から第八十條まで(總會)、第八
十一條(総代会)、第九十二條から
第九十六條まで、第九十七條
第一項、第九條(解散及び清算)、
第九十三條(団体協約の効力)、第
百六十二條、第六十三條(第二
項第五号、第三項及び第四項を
除く)、第六十四條、第六十六
十五條、第六十六條第一項、第
百六十八條から第七十五條ま
で、第七十七條から第八十八
三條まで(登記)並びに第二百五
三條第二号、第五号から第九号ま
で、第十一号から第十六号まで
及び第十九号から第二十一号ま
で(罰則)の規定は、調整組合及

び連合会に、同法第三十条第一項（議決権及び選挙権）の規定は、調整組合に準用する。この場合において、第五十二条、第七十五条、第七十七条、第七十九条、第七十二条第二項、第九十二条第二項、第九十三条第三項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣及び当該指定業種に属する事業についての主務大臣」と、第六十六条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは、連合会にあつては「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第六十七条第一項、第七十三条第二項及び第七十四条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、連合会にあつては「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第六十七条第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会にあつては「出席した会員の議決権の過半数に相当する議決権を有する会員」と、第七十九条中「総組合員の半数以上」とあるのは、連合会にあつては「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、第九十二条第一項第六号中「第八十九条第二項」とあるのは「中小企業安定法第十四条第一項」と、第六十六条第三十一条中「第五十条の規定による出資の払込」とあるのは「中小企業安定法第十条の認可」と、第七十二条第二項中「事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災

共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは、「調整組合登記簿及び調整組合連合会登記簿」と、第一百七十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第十条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替へるものとする。

第十八条 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二十九条第一項から第三項まで」を「中小企業組織法（昭和三十一年法律第 号）第五十条第一項から第三項まで」に、「中小企業等協同組合法第五十一条第二項」を「中小企業組織法第七十七条第二項」に、同条第七項中「中小企業等協同組合法第五十五条第六項」を「中小企業組織法第八十一条第六項」に改める。

第十九条を次のように改める。

(運用)

第十九条 中小企業組織法第四
第二項(住所)、第十一条第三項
(事業協同組合)、第三十条か
ら第三十三条まで、第三十八
条(組合員)、第四十七条、第四
十九条、第五十一条から第五十
三条まで(設立)、第五十五条
(規約)、第五十六条から第六十

条まで、第六十一条第二項、第六十二条から第七十一条まで（役員等）、第七十二条から第八十一条まで（總會及び總代会）、第九十二条から第九十六条まで、第九十七条第一項、第百条（解散及び清算）、第百三条（団体協約の効力）、第百六十二条、第百六十三条（第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く）、第百六十四条、第百六十五条、第百六十六条第一項、第百六十七条から第百八十三条まで（登記）、第百八十五条、第百八十六条、第百八十八条第二項、第百八十九条第一項（雜則）、並びに第二百五条第三号、第三号、第五号から第十六号まで及び第十九号から第二十一号まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、同法第五十二条、第五十七条、第七十四条、第七十七条第二項、第九十二条第二項、第九十三条第三項、第百八十五条、第百八十六条及び第百八十九条第一項中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第七十七条第二項中「二 規約の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約の設定、変更又は廃止」の一の二 輸出入取引法第十一條第二項又は第四項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、第七十九条第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項若し

くは第四項の組合員の遵守すべき事項又は同項の団体協約の設定又は廃止」と、第八十一条第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の」とあるのは「五分の一」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、第九十二条第一項第六号中「第八十九条第二項」とあるのは「第八十九条第二項」と、第九十二条第一項中「第五十条の規定による出資の払込」とあるのは「出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第二百七十二条第二項中「事業協同組合登記簿、勤労事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合登記簿、中小企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第二百七十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第五十条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとす

2 中小企業組織法第十一条第四項(事業協同組合)、第二十九条(出資)、第三十四条から第三十七条まで(加入及び脱退等)、第三十九条から第四十二条まで(持分等)、第五十条第一項から

第三項まで（出資の第一回の払込）、第八十二条、第八十三条（出資一口の金額の減少）、第八十八条第一項から第三項まで（準備金）、第八十九条から第九十一条まで（剰余金の配当等）、第一百六十三条第二項第五号、第一百六十六条第二項（登記）並びに第二百五条第十七号及び第十八号（罰則）の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第二十九条第三項中「出資総口数の百分の二十五（倍用協同組合にあつては、百分の十）」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替えるものとす

第三十五條第一項中、「中小企業等協同組合法第五十一條第二項若しくは第六十三條第三項を」「中小企業組織法第七十七條第二項若しくは第九十三條第三項」に改める。

第四十五條第三号中、「中小企業等協同組合法第百五條第二項又は第百五條の四を」「中小企業組織法第百八十六條第二項又は第百八十八條第二項」に改める。

第四十六条中「中小企業等協同組合法第百六条第一項」を「中小企業組織法第百八十九条第一項」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の改正）

第十九条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第四十九条」を「中小企業組織法（昭和三十一年法律第百八十一号）第二十五條」に改める。
第二十五條を次のように改める。

（準用）

第二十五條 中小企業組織法第十二條から第十六條まで（事業協同組合）、第三十一條から第四十二條まで（第三十八條第一項第四号を除く）（組合員等）、第四十七條、第四十九條、第五十條第一項から第三項まで、第五十一條、第五十三條（設立）、第五十五條から第六十八條まで（第五十六條第五項、第五十七條及び第六十一條第二項を除く）、第七十條から第八十條まで（第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第四号を除く）、第八十二條、第八十三條、第八十八條から第九十一條まで（管理）、第九十二條から第九十六條まで（第九十三條第三項及び第四項を除く）、第九十七條第一項、第九十條（解散及び清算）、第九十二條、第九十六條第三項及び第四項を除く。）（登記）、第九十八條、第九十九條、第一百八十八條第一項及び第二項、第一百八十九條第一項（雑則）、第一百九十九條、第二百二條、第二百三條並びに第二百五條（第三号、第四号及び第十二号を除く。）まで（罰則）の規定は、組合に準用する。この場

合において、第五十五條第一号中「總會又は總代会」とあるのは「總會」と、第五十六條第四項中「理事（勤勞事業協同組合及び企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）」とあるのは「理事」と、第九十二條第一項第六号中「第一百八十九條第二項」とあるのは「輸出産業の振興に関する法律第十六條第一項」と、第七十二條第二項中「事業協同組合登記簿、勤勞事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿、事業調整協同組合登記簿、事業調整協同組合連合会登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替へるものとす。

（中小企業振興資金助成法の改正）
第二十條 中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第一号を次のように改める。

一 事業協同組合、勤勞事業協同組合、協同組合連合会、事業調整協同組合又は事業調整協同組合連合会の施設であつて、中小企業組織法（昭和三十一年法律第百八十一号）第十一條第一項第一号、第十七條第一項第一号、第二十四條第一項第四号、第二十七條第一項第八号又は第二十八條第一項第五号に掲げるものの設置に必要な資金

附 則

この法律は、中小企業組織法（昭和三十一年法律第百八十一号）の施行の日から施行する。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案
中小企業の産業分野の確保に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、国民経済上中小企業の産業分野として適切な分野を指定し、その安定を図るため当該分野に対する大企業の進出に對し必要な規制を行い、もつて経済秩序の確立に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「中小企業者」とは、製造業、建設業又はサービス業を営む事業者であつて、その常時使用する従業員の数が三百人（サービス業を主たる事業とする事業者にあつては三十人）をこえず、かつ、当該事業者が法人であるときは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下であるものをいう。

2 この法律で「大企業者」とは、その常時使用する従業員の数及びその資本の額又は出資の総額が前項の数及び額をこえる事業者をいう。

（適用業種の指定）

第三条 この法律の適用を受ける業種は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、中小企業形態による経営が経済的かつ社会的に適切であると認められるも

のであつて、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものにつき別表で指定するものとする。

（届出）

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を営もうとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（既存大企業者の事業拡張の禁止）

第五条 第三條の規定による指定があつたとき現に当該指定業種に属する事業を営んでいる大企業者（以下「既存大企業者」という。）は、当該指定があつた後は、当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他当該事業の経営規模の拡張をすることができない。
（既存大企業者に対する命令）

第六条 主務大臣は、指定業種につき、中小企業者が既存大企業者の事業活動により圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該既存大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

（大企業者の新規開業の禁止）
第七条 第三條の規定による指定があつたときは、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新規に開業することができない。
（脱法的行為の禁止）

第八条 大企業者は、第三條の規定による指定があつた後において、資本的又は人的關係において支配力を及ぼしている者をして、当該指定業種に属する事業を開業させ又はその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、實質的に第五條又は前條の規定に違反する行為をしてはならない。
（排除措置）

（排除措置）

第九条 主務大臣は、大企業者が前條の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（諮問）

第十条 主務大臣は、第六條又は前條の命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重して処分しなければならない。

（審議会）

第十一条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、総理府に、中小企業産業分野確保審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 三人

- 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人
- 三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者 三人
- 四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者 二人
- 五 労働者 二人
- 六 中小企業に関し学識経験のある者 二人
- 三 前二号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第十二条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。
- (罰則)
- 第十三条 第五条若しくは第七条の規定又は第六条若しくは第九条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 第十四条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に指定業種

に属する事業を営んでいる者(その事業を休止している者を含む)は、この法律施行後三月以内に、政令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。ただし、当該期間内にその事業を廃止する場合においては、この限りでない。

3 前項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

別表

- 一 綿織物又はステープルファイバー織物製造業
- 二 毛織物製造業
- 三 絹織物又は人絹織物製造業
- 四 インプロイダリーレース(絹織物又は人絹織物を生地を使用したものに限る)製造業
- 五 毛製品製造業
- 六 メリヤス生地又はメリヤス製品製造業
- 七 綿毛布及びスフ毛布製造業
- 八 ダマスク、テーブルクロス製造業
- 九 サロン、サリーキユイ製造業
- 十 ワイシャツ類、ガウン類、バジャマ製造業
- 十一 マフラー、スカーフ、ショール及びハンカチ製造業
- 十二 ラング製造業
- 十三 繊維雑品製造業
- 十四 包装(絹、人絹織物)製造業
- 十五 セルロイド生地及び同製品製造業
- 十六 漁網製造業
- 十七 組ひも、よりひも、幅五センチ未満の織物又は編レース製造業

- 十八 ねん糸業
- 十九 麻網製造業
- 二十 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯製造業
- 二十一 マツチ製造業
- 二十二 ゴム製品(自動車タイヤ、チューブ、もみすりロール、医療衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く)製造業
- 二十三 食器類たる陶磁器及び電気用品たる陶磁器(特別高圧用のものを除く)製造業
- 二十四 漆器製造業で政令で定めるもの
- 二十五 ほうろく鉄器(化学工業用のものを除く)製造業
- 二十六 清涼飲料水製造業
- 二十七 五ガロンかん製造業
- 二十八 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業
- 二十九 繊維品の精練漂白、染色又は整理加工業
- 三十 布はく製衣料品の縫製業
- 三十一 メタルラス製造業
- 三十二 縫針製造業
- 三十三 互製造業で政令で定めるもの
- 三十四 印刷業で政令で定めるもの
- 三十五 ターポリン紙製造業
- 三十六 機械すき紙製造業
- 三十七 計量器製造業で政令で定めるもの
- 三十八 紡毛紡績業
- 三十九 ぬめかわ製造業
- 四十 双眼鏡製造業
- 四十一 家庭用ミシン及び同部品製造業
- 四十二 パンコック帽体製造業

- 四十三 黄板紙又はチップボール製造業
- 四十四 アンブル製造業
- 四十五 自転車及び同部品製造業
- 四十六 こはぜ製造業
- 四十七 シガレットライター製造業
- 四十八 おもちゃ、装飾品、喫煙具、文房具又は化粧品容器たる陶磁器製造業
- 四十九 毛皮毛業
- 五十 単板又は合板の製造業
- 五十一 かん詰及びびん詰食品製造業
- 五十二 セル引紙糸製造業
- 五十三 軸受及び同部品製造業
- 五十四 写真機及び同部品製造業
- 五十五 船舶用内燃機関製造業
- 五十六 万年筆製造業
- 五十七 花菱及び畳表製造業
- 五十八 野草庭製造業
- 五十九 茶製造業
- 六十 冷凍水産物製造業
- 六十一 強じん鋳鉄鋳物製造業
- 六十二 ダイキヤスト製造業
- 六十三 粉末冶金製品(タングステン製品及びモリブデン製品を除く)製造業
- 六十四 ポルトナット及び小ネジ製造業
- 六十五 歯車製造業
- 六十六 金属工作機械製造業
- 六十七 電気熔接器製造業
- 六十八 電動工具製造業
- 六十九 切削工具及びダイス製造業
- 七十 金型製造業
- 七十一 金属製のハサミ尺及び目盛なし長さ計製造業

- 七十二 金属材料試験機、構造物試験機、動力試験機、耐震度試験機及び釣合試験機製造業
- 七十三 置時計及び掛時計のムーブメントの部品製造業
- 七十四 抵抗器及び蓄電器製造業
- 七十五 自動車部品製造業で政令で定めるもの
- 七十六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業
- 七十七 理容業(理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の規定により届出をして理容所を開設することをいう)
- 七十八 美容業(理容師美容師法の規定により届出をして美容所を開設することをいう)
- 七十九 興業場法(昭和二十三年法律第三十七号)に規定する興業場営業のうち映画に係るもの
- 八十 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)に規定する旅館業
- 八十一 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)に規定する浴場業
- 八十二 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)に規定するへい獣取扱場又は化製場においてへい獣の処理を行う業
- 八十三 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)に規定するクリーニング業
- 八十四 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に規定すると畜業

八十五 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）に規定する汚物の収集、運搬又は処分を行う業

商業調整法案 商業調整法

（目的）

第一条 この法律は、製造業又は卸売業と小売業及び小売業相互間の業務分野を調整することにより、適正な流通秩序を維持し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（業種指定）

第二条 主務大臣は、小売業の分野において、製造業者又は卸売業者と小売業との業務分野を調整することにより適正な流通秩序を維持する必要があると認めるものがあるときは、当該業種を地域とともに指定するものとする。

2 小売業者の組織する団体は、主務大臣に対し、省令で定めるところにより、前項の指定を申請することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央商業調整審議会の意見を聞かなければならない。

4 中央商業調整審議会は、前項の規定による意見を定めようとするときは、あらかじめ、利害関係人及び参考人の意見を聞かなければならない。

（届出）

第三条 前条の規定により、指定された地域（以下「指定地域」という。）内において当該指定された業種（以下「指定業種」という。）に属

する卸売業又は小売業を当該指定があつた際に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならぬ。その事業を廃止し、又は事業の内容を変更しようとするときも、同様とする。

（既存業者の事業拡張の禁止）

第四条 第二条の規定による指定があつたときは、そのときにおいて当該地域内で当該指定業種に属する小売業を兼ね営んでいる当該指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者（以下「既存業者」という。）は、当該指定があつた後は、当該指定地域内で当該指定業種に属する小売業の設備の新設、増設その他当該小売業の経営規模の拡張をすることができない。

（既存業者に対する命令）

第五条 都道府県知事は、主務大臣の承認を受けて、指定業種につき、小売業者が既存業者の当該小売業に係る事業活動により圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該既存業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

（製造業者等による小売業の禁止）

第六条 第二条の規定による指定があつたときは、当該指定地域内においては、当該指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者は、当該物品の小売業を新規に開業することができない。ただし、特別の事情がある場合において都道府県

知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（脱法的行為の禁止）

第七条 指定業種に係る物品の製造業者又は卸売業者は、第二条の規定による指定があつた後において当該指定地域内においては、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する小売業を開業させ又はその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する小売業を営む者と資本的又は人的に連帯すること等により、実質的に第四条又は前条の規定に違反する行為をしてはならない。

（排除措置）

第八条 都道府県知事は、主務大臣の承認を受けて、製造業者又は卸売業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該製造業者又は卸売業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（市場新設等の許可）

第九条 公設又は私設の小売市場の設備を新設し又は拡張しようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、市長）の許可を受けなければならない。

（勧告）

第十条 主務大臣又は都道府県知事は、中央商業調整審議会又は地方商業調整審議会の意見を聞いて、小売業を営む事業者と消費生活協

同組合法（昭和二十三年法律第二百号）その他特別の法律により小売業を営むことを認められていた組合との間の当該事業活動に係る紛争につき特に調整する必要があると認めるときは、これらの組合に対し、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

（商業調整審議会）

第十一条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、総理府に中央商業調整審議会、都道府県に地方商業調整審議会（以下本条中これらを「審議会」と総称する。）を置く。

2 中央商業調整審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

- 一 小売業者 五人
- 二 製造業者 二人
- 三 卸売業者 二人
- 四 消費者 二人
- 五 労働者 二人
- 六 学識経験のある者 二人

3 前二号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十二条 第四条若しくは第六条の規定又は第五条若しくは第八条の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 第九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

2 第三条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○水田国務大臣 たいだいま議題となりました中小企業団体法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

政府は、中小企業問題の重要性にかんがみまして、かねてから各般の施策を講じてその解決に努力いたして参つたのでありますが、特に中小企業の組織化によつてその経営の合理化、競争力の強化等をはかることをその基本的対策の一として推進してきたのであります。御承知の通り、中小企業の組織に関する制度といたしましては、中小企業等協同組合法による協同組合と中小企業安定法による調整組合との二つがあるものであります。それぞれ、前者は共同経済事業による経営の合理化を、また後者は調整事業による経営の安定を目途として運営してきたのであります。この二つの制度は、中小企業の経済的地位の維持向上のためにきわめて大きな役割を果たしてきたのであります。その意義はすこぶる大きいものがあるものであります。しかしながら、今日なお、わが国の中小企業の多くは、その資本力の弱小、業者相互間における過度の競争等により依然とし

て経営の不振と不安定に悩んでおることに思いをいたしますと、この際、中小企業振興施策を思い切つて強化する必要があると存する次第であります。昨年六月、内閣に中小企業振興審議会を設置し、中小企業振興対策に関する広範な諮問を行つたのもかかる見地から出たものであります。政府といつたしましては、同審議会の答申を尊重するとともに、これに対する関係方面の意見についても慎重に検討を重ねました結果、中小企業界の現状にかんがみ、中小企業振興のための最も基本的な施策として中小企業の組織の充実、団結の強化をはかることがまずもつての急務であり、そのため、中小企業の組織に関する基本法として本法律を制定する必要があるとの結論に到達した次第であります。

本法律案の概要について申し上げますと、第一に、現行の調整組合制度を廃止して、新たに調整事業と共同経済事業をあわせ行ふことのできる組合として、商工組合の制度を設けることとあります。共同経済事業をもあわせ行ふことは、組合員たる中小企業者の団結の強化並びに経営の安定と合理化のためにきつめて適切な事柄であり、また従来の中小企業等協同組合法による協同組合と中小企業安定法による調整組合の二重設立による運営の煩を免れるためにも最も実情に即したものと考へられます。

第二に、すべての業種について、一定の要件を備える場合には、商工組合によって調整事業を実施することができるとすることとあります。中小企業安定法によりまして、特定の工業部門のみ調整事業を行ふことができる

ようになっておりますが、現在中小企業の業界はおしなべて激しい過当競争に悩んでおりますので、工業以外の各分野におきましても、業界の秩序維持のための調整事業を実施することができるとする必要があるからであります。

第三に、組合がその調整事業に關して組合外の者と交渉を行うときは、その相手方は、誠意をもつてこれに応じなければならぬこととし、特に必要がある場合には、その交渉が円満に妥結するよう政府において特に設ける調整審議会の意見を聞き、適切な勧告ができるようにすることとあります。業界の安定のために行う組合の調整事業につきましては、組合の外にいる者にもできるだけこれに協力してもらい、調整事業が一そう効果的に運営される必要があると、組合がこの趣旨によりまして取引関係または競争関係にある組合員外のものとの交渉をする場合には、その話し合いが円滑に行われるように政府としても善処する必要があるからであります。

第四に、組合の調整事業が、員外者の事業活動のため効果をあげることができず、ために業界の安定に重大な悪影響があり、国民経済上もこれを放置することができない事態に立ち至りますときは、政府は、その業界におけるすべての中小企業者を組合に加入せしめ、または、組合員たる資格を有するすべての者の事業活動を規制する命令を出すことができるようにすることとあります。いわゆる員外者の行為を規制する必要がある場合、まず中小企業界が完全に団結すれば不況事態の克服が可能と思われるときは、中小企業

のすべてを組合に加入させて自主的調整に参加させるようにし、その他の場合におきましては、現行中小企業安定法におけるがごとき員外者規制命令を発する必要があるからであります。

第五に、共同経済事業を通じて、中小企業者の経営の合理化をはかるための組織である協同組合の制度につきましては、この制度が実施以来相当の年月を経過最近ますますその基礎を固め、制度運営の効果もはなはだ大なるものがあるのでありまして、中小企業者の組織化による経済的地位の向上のためにはきつめて適切な制度でありますので、本法においてはこの制度をそのまま取り入れ、協同組合の組織運営等につきましては従来の中小企業等協同組合法の定めるところによることとした次第であります。もちろん過去の実施の経験にかんがみ、所要の改善はなるべく近い機会に行う所存であります。

本法は、以上述べました商工組合と協同組合との二つの制度を一つの法律のもとに規定することにより、従来の中小企業等協同組合法と中小企業安定法との二本建の法律による組合の設立、管理等に関する煩を避けるとともに、中小企業者がその希望するところに従い、実態に応じていずれの制度をも選択し得るようになり、同時に、両制度相互の移行についてもできる限りこれを容易に行ひ得るよう規定するに、みずからの経営の安定と合理化のための事業を最も合理的かつ効果的に遂行することができるよう措置しようとするものであります。

以上が中小企業団体法案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下されんことをお願いいたします。

○福田委員長 次に永井勝次郎君。

○永井委員 日本社会党提出の中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に關する法律案、商業調整法案、この三案につきましては、過般本会議におきまして御説明を申し上げましたので、この場合省略いたしたいと存じます。その際、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案の説明を落してあげましたので、ここであらためて申し上げたいと存じます。

この法案は、前述いたしましたわが党提出の三つの法律を施行するに當り必要が生じて参ります。従つてこれらの所要の整理を行ふとするものであります。何とぞ慎重御審議のほどをお願い申し上げます。

この際、わが党の中小企業に対する基本的な考え方、そういう基本的な考え方からいたしまし四つの法案を提出しております。これから十数件の法律案を意し、四十数件の行政措置を用意してあるものでありますから、それらの概要を簡単に申し上げます。それらの御審議をいたしたく上の御参考としていたしたいと存するのであります。

わが党の中小企業に対する基本的な態度は、まずどういふふうに診断しているかというところであります。本会議の説明でも申し上げました通り、一つは過度の競争である。一つは原料高の製品安、金融難、税金高、施設の不備、技術の後進性、外資導入の圧迫、こゝろいふような事項であると思つております。上の方からは大企業が

中小企業の分野にどんどん食い込んでくる。下の方からは潜在失業者がどんどん洪水のごとく流れ込んできて、中小企業が失業者のたまり場になつておる。さらに横の方からは外資が導入されてその圧迫を受ける、こゝろいふようなところから過度の競争が起つておるわけでありまして、過度の競争になつておるこれらの原因を取り除くことが中小企業対策の一つの方途であると考えております。

それから原料高の製品安であります。これは経済企画庁で発表いたしました昨年六月末現在の大企業と中小企業の経営状態の内容の検討で明らかであります。大企業は前年度に比べて一八・九%内外より生産を高めていない。これに対して中小企業は二三%の生産増を示しております。大企業よりもずっと生産を上げておるのであります。しかるに収益はどうであるかといへば、収益は大企業は五六・七%、中小企業はわずかに三・三%、いかに大企業に搾取されているかといふことが明らかになつておるのであります。これは売上高の構成費を見ましても、大企業は原料費をずっと安くしておる。中小企業の方は原料費が前年に比べてずっと高くなつております。

それから人件費はどうかといへば、大企業の方はベス・アップによつて高くなつておる。中小企業の方は切り下げておる。賃金を安くして増産して原料費をたくさんとられて収益がわずかである。こゝろいふような状況でありますから、これらの独占資本の独占価格にメスを入れなければならぬといふ考え方に立つておるわけでありまして、

それから金融であります。これは財閥関係の金融機関は普通の銀行をやつておる、信託銀行を営んでおる、あるいは生命保険、火災保険というふうな金融機関を持つておりまして、資金をぐつと集める、集めた資金は交互に協調融資をして助け合う、そこに集中融資がされておる。あるいは郵便貯金、簡易保険というふうな零細な金、全国から吸い上げられて、政府資金運用部の資金となつて、これが投融資の資金となつておるのであります。これも地方へ還元されるというよりは、大企業へ集中されておる割合が非常に多いのであります。こういうふうな金融の仕組みの中におきましては、中小企業が金融に陥ることは当然であります。わが党はこの点については銀行法等の改正を行ひまして、集中融資を制限する、あるいは中小企業の信用不足から金が借りられないという実情でありますから、信用保証保険法とかその他のいろいろな信用を補強する方法を講じまして、金融の道を開いていく、あるいは各金融機関に対するところの、現在集中融資をされる仕組みのいろいろな法律を改めていきたい、かように考えておるわけでありま

中小企業へかぶさつて参りまして、力以上の大きな税の負担を中小企業にかぶされておるといふ状態でありまして、わが党におきましてはさらに所得税法の改正、法人税法改正、租税特別措置法の廃止、物品税の廃止、こういうふうな法的措置を講じまして、大企業のしわが中小企業に寄せられておるものを排除する措置を講じたい、かように考えておるのであります。

また、外資の導入におけるところの圧迫については、ミシンのがよき例であります。あるいはアルミの関係がこの実例であります。また資金関係からいへばおもちや関係とか何とかいろいろたくさんございまして、そういうふうな国の民族産業を圧迫するやうな弊害のある外資の導入に對しましては、わが党におきましてはこれを断固退けまして、外資の導入は、導入することによつて国の産業の振興に役立つ部分にのみ導入をする、こういう厳格な制限を置く法的措置あるいは行政措置、そういうものを講じていきたい、かように考えるのであります。

大企業の独占によるところのいろいろな圧迫については、下請代金支払い

遅延防止法であるとか、あるいは百貨店法の改正であるとか、あるいは会社更生法の改正であるとか、あるいは商工会議所法の改正、さらに賃金の問題については最低賃金法、家内労働法、あるいは健康、厚生年金、失業保険、労災法、あるいは技能者養成法というやうな社会保障制度及び社会教育制度、そういうものをあわせて、広範な分野から中小企業の振興をはかりたいと考えておるのであります。これらに對する基本的な考え方は、中小企業をこの法律あるいは財政経済措置によつて保護するのではなくて、これを振興するのだ、自立できるように、そういう振興対策を政策の性格としております。政府のよきに、強制加入、員外の強制統制というやうな強権によつて組織を作り、カルテルを強行しようというやうな性格のものではなくて、中小企業みずからの自主的な組織によつてみずからの業態を改革していく、こういう性格において考えております。

従つて、喜んで入る協同組合、こういうものを作り上げなければいかぬ。従つて法的な立法をするばかりではなくて、財政経済、そういう面々の政府の義務としての裏づけをすべきことを法律に定めまして、協同組合に入らなければ損だ、喜んで入るんだというふうな協同組合を作り上げる、こういうことを考えておるのであります。もちろんこれは中小企業者の利益をはかるものだけではなくて、国民経済的な立場で問題の解決をしなければならぬから、もちろん消費者などの立場の利益を守るべきことは当然であります。そうして憲法に定められている精神、独禁法で制限されている条件、そ

ういふもの、既存のこの大きな基本となる法律を土台といたしまして、ただいま申し上げました考え方を骨組みとし、十数件の今後来たるべき法律、四十数件の行政措置、これを肉づけいたしまして、広範な分野から画期的な中小企業の振興対策を確立しようというのわが党の案の中小企業対策の内容であります。これをここに明らかにいたしまして、提案の御説明にかゝる次第であります。

これをこの法律によりましては、この協同組合組織とそれから商工組合制度を一本の法律としてまとめていくというところでございます。この前段の方の「中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織」、これが協同組合組織でございます。これは現行の協同組合法の趣旨と全く同じでございます。後段の「中小企業者が自主的に事業活動を調整するために必要な組織を設けることができるようにし、」これが商工組合制度でございます。

○福田委員長　なおこの際、中小企業団体法案について、政府委員より補足説明をいたしたいとの申し出がおりますので、これを許します。川上中小企業庁長官。

それから第三につきましては、先ほども申し上げましたように、この法律によりましては協同組合関係もかぶせてあるわけでございますけれども、協同組合関係につきましてはある程度現在の制度を修正する点もございましたが、時間の関係もありましたので、こ

それから税金であります。これは租税特別措置法によりまして、今まで年間一千億に近い大企業への減税が特別措置されていた。従つて三十一年度の税金の実績を見ますと、電力会社のときは当然納むべき税金の二六%より納めていない。銀行は当然納むべき税金の四七%より納めていない。大体半分程度の税金より納めていないといふやうな状況である。そのしわ寄せが

また、外資の導入におけるところの圧迫については、ミシンのがよき例であります。あるいはアルミの関係がこの実例であります。また資金関係からいへばおもちや関係とか何とかいろいろたくさんございまして、そういうふうな国の民族産業を圧迫するやうな弊害のある外資の導入に對しましては、わが党におきましてはこれを断固退けまして、外資の導入は、導入することによつて国の産業の振興に役立つ部分にのみ導入をする、こういう厳格な制限を置く法的措置あるいは行政措置、そういうものを講じていきたい、かように考えるのであります。

○川上政府委員　先ほど中小企業団体法案につきまして、大臣から提案理由の説明がございましたので、私はこの内容につきまして若干補足的な御説明をいたしたいと思ひます。

○川上政府委員　先ほど中小企業団体法案につきまして、大臣から提案理由の説明がございましたので、私はこの内容につきまして若干補足的な御説明をいたしたいと思ひます。

それから中央会につきましては、その次に「この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする」と。一、都道府県中小企業団体中央会、第二は全国中小企業団体中央会、これは現在協同組合等の中央会というものが地方、中央にございまして、これに今回の商工組合を加入できるやうなことにいたしますので、名前も中小企業団体の中央会ということにいたしたわけでございます。

の次の機会に譲ることにはいたしません、一応この第三におきましては事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法の定めるところによるものとすることとし、現下の協同組合法にそのまゝであるというにいたしたわけでありま

す。それからその次からは商工組合及び商工組合連合会に関する規定をすつと書いてあるわけでございます。

まず第一に商工組合の制度におきまして中小企業者の定義でございますが、この第四に、「商工組合及び商工組合連合会に関する規定において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいうものとする。一、「常時使用する従業員の数が三百人以下の者であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの」二、「常時使用する従業員の数が三十人以上の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの」三、「常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの」ということになつておりますが、要するにその中小企業者の定義につきましては、いわゆる製造業者につきましましては、従業員三百人以下のものというにいたしたわけでありまして、これに属するものは一般の製造業、あるいは石炭産業、あるいは鉱山関係それから運送業というものが入るわけでございます。それから第二におきましては、商業とかあるいはサービス業につきましましては、従業員の

数が三十人以下ということに限定をいたしたわけでございます。これは現在協同組合法におきましても、あるいは安定法におきましても、大体こういう趣旨になつておるわけでございますが、第三のところでは、その中小企業につきましても、その中小企業性そのものが、この原則に当てはまらないというやうな場合があるというので、たとえば問屋におきましては、三十人以下というものがあつても、たゞかぎりの疑問もあつて、これはある程度引き上げた方がよくはないかというやうな意見もありまふ、また石炭産業とかあるいは金属工業というやうなものにつきましましては、この三百人以下ということでは適當ではないというやうな意見もあつて、そのやうな種類のものにつきましましては、これは政令でその業種を指定いたしまして、従業員の数の特例を設けたいというやうに考へておるわけでございます。

それから第五は名称でございますが、この商工組合につきましましては、商工組合という名前をつけなければならぬ。それからまた連合会につきましましては、商工組合連合会というにいたすわけなのですが、これは原則でありまして、製造業者については工業組合、あるいはまた商業関係のものにつきましましては、商業組合という名前をつけようというやうなことにいたしたわけでございます。

それから第六は設立の問題であります。商工組合は一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行われてゐるため、その中小企業者の事業活動に關する取引の円滑な運行が阻害さ

れ、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合に限り、設立することができるとすること。となつておりました、いわゆる商工組合はたゞ勝手に設立することはできない。少くとも適當の競争が行われまして、そのために、中小企業者の事業活動に關する取引の円滑な運行が阻害されておるか、あるいはまた阻害されるおそれがあるとか、しかもその中小企業者の相当部分の経営が不安定になつておるといふやうな場合に、初めて商工組合は設立することができるといふやうにいたしておるわけでありまふ。相当部分といふのは、大体過半数というやうに考へておるわけでございます。

それから第七は、「商工組合の地区は、資格事業の種類全部又は一部が同一である他の商工組合の地区と重複するものであつてはならないものとする。要するに商工組合は、一業種につきましましては地区が重複してはいけません。しかしながら後段のところに書いてありますが、商店街商工組合につきましましては、特別に地区は重複してもよろしいというのを書いてあるわけでありまふ。

それから第八は、「商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び第六に掲げる事業を克服するため必要がある場合において定款で定めたときは次に掲げる者とするものとする。一、「その地区内において資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のもので、二、「事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、農業協同組合、農業協同組

合連合会、水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会であつて、その地区内において資格事業を行ふもの。ただし、その資格事業がこれらの団体の種類ごとに政令で定める業種に属する場合に限る。要するにその商工組合の組合員たる資格を有する者は、原則として中小企業者であるということになるわけでございますけれども、場合によりましては、第一に書いてありますやうに、資格事業を営む者であつて、中小企業者以外のものもある大企業も加入させることができるというこ

とになつてゐるわけでありまふ。それからもう一つは、これは事業を営む者といふことになつてゐるわけなんです、しかし営利事業者でなくとも、いわゆるその資格事業を行ふものであつて、どうしてもこの第二に書いてありますやうな組合に加入させなければならぬといふやうな場合においては、この商工組合員の資格を付与することができるといふことになつてゐるわけでございますが、そういう団体は政令によりまして指定することにはいたしてゐるわけでございます。たとえば農協等におきまして特別な事業を行なつてゐて、どうしてもそういうやうなものはこの商工組合に加入させた方がよろしいというやうな場合におきましては、政令で定める業種に指定をいたしまして、これを加入させるということができるやうにいたしておるわけでございます。

それから第九は、「商工組合は、組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるものでなければ、設立することができないものとする。この一、二項につきましましては、それぞ

れ一定の制限規定を置いてゐるわけでございます。

第十は商工組合連合会の設立でございますが、商工組合連合会を、同業種のものにつきましましては設立することができるのですが、それ以外に、きつめて密接な関係のある組合とか、そうして同時に、その密接な関係のあるものもひつくるめて総合調整の必要があるもの、そういうやうなものにつきましましては、一緒に商工組合連合会を設立することができるといふことを、ここにすつと規定をしてゐるわけでございます。この規定につきましましては、現在の安定法の調整組合連合会と同じやうなことにいたしてゐるわけでございます。

それから第十三、これは商工組合の事業でございますが、「商工組合は、次の事業の全部又は一部を行ふものとする。一、二、三、四、五、六、七、八、こゝまでが、いわゆるその生産制限でありますとか、あるいはその販売方法に關する協定でありますとか、あるいはその価格の協定とか、そういうやうな調整事業でございます。それから第二項の、「商工組合は、前項の事業のほか、次の事業の全部又は一部を行ふことができるものとする。一、二」といふやうに書いてありまして、これはいわゆる現在の協同組合の事業を、この商工組合においてもあわせて行うことができるというのを規定してあるわけでございます。この第一項の方におきましては、「全部又は一部を行ふものとする。従つて、商工組合を作る以上は調整事業を行わなければならない」といふことになつてゐるわけでございます。経済的な共同事業に

つきましては次の事業の全部または一部を行ふことができるものとすることをうけつておるわけでございます。これは現在、たとえば尾西地区の毛織物の製造業者でありますとか、あるいは陶磁器業者でありますとか、こうした方面から強い要望もあつて、どうしても調整事業と一緒に経済的な共同事業もやらしてもらいたい、またそういうことでなければ調整事業そのものがうまくいかないということでありましたので、われわれとしましては、この調整事業に合せまして経済的な事業ができるようにいたしておるわけでございます。それから調整事業につきましては、いろいろなほかの調整事業をやつてみてなおうまくいかないというような場合、あるいはこの七に書いてありますように、技術的な理由によつてどうしても価格統制以外のことができないというような場合に初めて不況克服の一つの最後の手段として、価格協定ができるということにいたしておるわけでございます。それから第三項は、「商工組合はその事業に關し組合員のためにする組合協約を締結することができるとすること。これはあとで出てきますが、取引先あるいは関係方面に對しまして組合交渉ができるということを規定しておるわけでございます。

それから第十四は、調整規程の認可に關する規定でございます。「商工組合は、その実施しようとする第十三の第一項の事業」いわゆるその調整事業に關し、次の事項を定めた規程を設定し、主務大臣の認可を受けなければならぬものとすること。一、二、三というように規定を作りまして、所管大臣の認可を受けなければならぬというようにいたしておるわけでございます。また調整規程の設定、変更及び廃止につきましては總會の特別の議決を経なければならぬということにしまして、調整規程そのものにつきましては嚴重な監督規定をつけておるわけでございます。

それから第十五は、「主務大臣は、第十四の第一項の認可の申請に係る調整規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならないものとすること。調整規程につきましては、他の関係方面に及ぼす影響があまり大なるので、たとえ第六に掲げる事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。とか、「不当に差別的でないこと。とか、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することおそれないこと。とか、こういう場合に初めて調整規程の認可をすることになっておるわけでございます。

それから第十六におきましては、従来の安定法に基きます調整組合制度の経験にもかんがみまして、少くとも二月以内の認可または不認可の通知を主務大臣はしなければならないというようにいたしておるわけでございます。それから第十七、第十八、第十九、これがいわゆる組合交渉に關する規定でございます。まず、第十八から御説明申し上げますが、「次の各号の一に該当する者は、商工組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に關し第十三の第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たとき

は、その交渉に應ずるよう誠意をもつて措置しなければならないものとする」とこれは、要するに組合交渉をする場合におきましては、まず第一に、その商工組合の代表者でなければならぬということ、しかも調整規程またはその案を示して交渉しなければならない、いわゆる調整事業に關する問題だけについて交渉しなければならないというように書いてあるわけでありまして、それから「政令で定めるところにより」といふのは、この代表者につきまして、少くとも人数につきましては、あまりたくさんの方が行つて交渉するようなことは、そのためにかえつて弊害を生ずることがありますので、そういうような人数につきまして制限すること、あるいはその組合の代表者は理事者でなければいけないとか、そういうような制限規定をここに置きたいというふうに考えておるわけでございます。そういうふうに交渉につきましてきつめて紳士的にやつてもらい、同時にまた調整事業に關するものだけということにいたしまして、そういうようなことにより、交渉の申し入れがありまして相手方は誠意をもつてその交渉に應じなければならぬことにいたしておるわけでございます。ではどういふものと交渉ができるかということが一、二、三、四に書いてございますが、一、二は縦の関係でございますが、三、四は横の関係でございます。一、「商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者であつて、中小企業者以外のもの」、これは大企業者でございます。二、「商工組合の組合員と資格事業に關し取引関係のある事業者をもつて組織する第

八の第二号に掲げる団体又は輸出組合若しくは輸入組合」これは、いわゆる中小企業者を相手にする場合にはその団体と交渉するというようにしてあるわけでございます。団体につきましてもはつきり明記いたしてあるわけでございます。三は横の関係でございます。「商工組合の組合員たる資格を有する者であつて、中小企業者以外のもの」いわゆる横の関係の大企業者。四「地区内において資格事業を行う事業者（資格事業を営む者を除く）」であつて、商工組合の組合員たる資格を有しないもの、これは生協でありますとか、あるいは農協でありますとか、そういうものを稱しておるわけでございます。そういうものは政令で限定することにいたしておるわけでございます。こゝより組合交渉の相手方を規定しておるわけでございますが、その交渉に應じないとか、交渉がなかなかまとまらない場合におきましては、第十九におきまして、「主務大臣は、第十八の第一項の規定により申出が行われた場合において、その商工組合の組合員たる中小企業者の経営の安定のために必要であると認めるときは、その商工組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることができるとすること」としてありまして、その交渉がまとまるように勧告することになっておるわけでございます。この勧告につきましては、三十三に書いてあります中央中小企業調整審議会にかけまして、その意見を聞いてすることになるわけでございます。またこの勧告に従わない場合はどうするかという問題は、別に罰則とかあるい

はその裁定とかそういう規定はつけておりません。これはあくまでも社会的な一種の制裁規定と申しますか、訓示規定と申しますか、そういうことにいたしておるわけでございます。

それから第十七におきまして、組合協約につきまして、特別なものについては主務大臣の認可を受けなければならぬことにいたしておるわけでありまして、「商工組合がその行う調整事業に關し組合員たる資格を有する者と締結する第十三第三項の組合協約は」といふように、横の関係について、特別なものにつきましてはその主務大臣の認可を受けなければならぬということにいたしておるわけでありまして、主務大臣が認可をする場合におきましては、消費者の関係とか関連事業者の関係とかを考へて認可をしなければならぬということにいたしておるわけでございます。なおこの認可をする場合におきましては、独禁法との関係も考慮いたしまして、あとへ出て参りますが、公取の同意を得なければならぬということに相なつておるわけでございます。

二十は商工組合連合会の事業に關する規定でございます。いわゆる總括的な調整事業ができ、同時にまた検査とか調査とか監査とか、そういう附帯事業ができるというように規定しております。

二十一におきましては、総合調整規程につきましてはやはり主務大臣の許可を受けなければならぬということにいたしております。

それから、この商工組合は先ほども申し上げましたように経済的な共同事業もできるということにいたしております。

ますので、出資ができるというのを
第二十二には書いてあるわけですが、
非常に特別な場合があるいは零
細企業者というよりなものにつきま
しては、組合の承諾を得まして出資を
しなくてもよろしいということにいたし
ておるわけでありました。

第二十三はこれが設立の認可につ
いてのいろいろな手続についての規定で
ございまして。

第二十四はいわゆる強制加入の命令
の規定でございまして。法律には第五十五
条に書いてありますが、「主務大臣は、次
の各号に掲げる要件を備える商工組合
の地区内において資格事業を営む中小
企業者であつて組合員以外のものの事
業活動が第六に掲げる事態の克服を阻
害しており、このような状態が継続する
ことは、その地区内において資格事業を
営む中小企業者の経営の安定に重大な
悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展
に著しい支障を生じおそれがある」と
認められる場合において、その商工組合
がその地区内において資格事業を営む
すべての中小企業者の事業活動を自主
的に調整することによって第六に掲げ
る事態を克服することができ、かつ、そ
の方法によることがその事態を克服す
るのに最も適当であると認められると
きは、政令で定めるところにより、その地
区内において資格事業を営む中小企業
者であつて組合員以外のものに對し、そ
の商工組合に加入すべきことを命ずる
ことができるものとすること。』そして
条件として一、二、三と書いてあり
ますが、要するに強制加入の命令に
つきましては中小企業者だけに限定さ
れている。大企業などを強制加入させ
ることはできない。大企業関係につ

ましては、次の第二十五のところに事
業活動の規制に関する命令、いわゆる
員外の規制、命令によって拘束すること
ができるというところにいたしてござい
まして、ごまかすこともこれは中小企業者だけ
だ。要するに中小企業者が自主的に調
整事業を行おうとして、そして員外の
中小企業者が若干おるためになかなか
その調整事業がうまくいかないという
ような場合に強制加入の命令は出すの
であるというところを規定しておるわけ
でございまして。しかもこれは勝手に出す
のではなくて、少くとも中小企業者の経
営の安定にアウトサイダーの企業が重
大な悪影響を及ぼすかあるいはまた国
民経済の健全な発展に著しい支障を生
ずるおそれがあると認められる場合に
限定して強制加入の命令は出すのだと
いうことにいたしておるわけございま
す。従いましてこの趣旨は、あくま
でも中小企業者が自分たちだけで自主
的にこの調整事業をやつて、そしてア
ウトサイダーがおるためになかなか
うまくいかない場合に、政府の方でそれ
に対して援助を与えて、アウトサイ
ダーである中小企業者を加入させてそ
の組合の調整事業がうまくいくように
するのだという意味でございまして、
こういふような相当きびしい条件を付
してありますので、別に私どもの方と
しましては憲法に違反するといふ考
えは持っていないわけでございます。
それから二項、三項につきましては、
命令を発した場合におきまして、その
効果がどういふふうになつてゐるか
といふことを書いてあるわけございま
すし、出資につきましては、別に強制
はしないといふことをうたつておるわ
けでございます。

それから第二十五、これは先ほども
申し上げましたように、大企業に對し
ましては、いわゆる員外者規制命令を
出すといふことになつておりますが、
その規定と、それから中小企業者が自
主的に調整事業ができない、しかもそ
れをほうつておいてはいけないといふ
ような場合におきまして、初めてこの
中小企業者に対する命令は、アウトサ
イダーの命令が出し得るということに
いたしてゐるわけでございます。「主
務大臣は、次の各号に掲げる要件を備
える商工組合の組合員たる資格を有す
る者であつて組合員以外のもの（中
小企業者を除く）の事業活動が第六に
掲げる事態の克服を阻害しており、ま
たはその商工組合の組合員たる資格を
有する者の事業活動を自主的に調整す
ることによつては第六に掲げる事態を
克服することができず、」といふふうに
前段の方におきましては大企業者に対
する規制命令でございまして、後段の
方につきましては、中小企業者に対す
る規制命令といふふうに書き分けてあ
るわけでございます。それからその次
のページに一、二、三といふふうにい
ろいろな条件を付してゐるわけござ
います。

第二十六は、これは商工組合連合会
につきましてもやはり同様な規制命令
が必要でございまして、この規制を
ここに書いてゐるわけでございます。
それから第二十七は、強制加入の命
令あるいはアウトサイダー規制命令と
いふような命令につきましては、その
組合が總會の特別議決を経て出した
場合でなければ、この命令を発するこ
とができないといふふうにしてあるわ
けでございます。それから命令を出す
場合におきましては、その次のところ
に遅滞なく命令は出すか出さぬかとい
ふことを通知しなければならぬとい
ふことを書いてあるわけございま
す。

なお第二十八のところにおきまして
は、強制加入の命令とかアウトサイ
ダーの命令といふものは、これは対消
費者の関係あるいは関連産業の関係、
そつといふことを十分考えなくちゃな
りませんので、広く聴聞を行ひまして一
般の意見を聞かなければならぬとい
ふことにいたしてゐるわけございま
す。

それから第二十九、三十のところ
は、これは事務処理の関係とかあるい
は手数料関係、それを規定してゐるわ
けでございます。

それから三十一におきまして
は、商工組合に関する解散の命令で
ございまして、いわゆる不況要件とい
ふものがなくなりましたならば、商工組
合といふものは解散しなければならぬ
といふことを書いてゐるわけであり
ます。「主務大臣は、商工組合が第六
または第九に掲げる要件を欠くに至つ
たと認めるときは、その商工組合に対
し、解散を命ずることができるものと
すること。』それからその次は連合会に
関するやはり解散の命令でございま
す。こういふふうには商工組合は、中
小企業者が過當競争、不況により非常
に困つてゐるという場合に、一つの対症
療法として商工組合を作つて、調整事
業をもつてその安定をはかるのだ、そ
の安定をはかることができたらなら
ば、そのあとは、そつといふ不況要件が
なくなりましたならば解散させられる
のだといふことになつておるわけご
ざいます。これは協同組合と基本的に
違ふ点でございまして。

それから三十二は中小企業安定審議
会でございます。これは現在の安定
法にもあるわけなのですが、それと同
じような規定を置いておるわけござ
いまして、先ほども申し上げました、
あるいはその強制加入の命令である
か、あるいはアウトサイダーの命令で
ありますとか、そつといふようなもの
につきましてはこの中小企業安定審議
会に諮問しなければならぬといふこと
に相なつておるわけでございます。

まず第一は、「安定審議会は、関係各
大臣の諮問に応じ、組合の調整事業に
関する重要事項を調査審議するものと
すること。』組合の調整事業に關しては、
重要な問題につきまして調査審議を
すると同時に、この第三のところで、「主
務大臣は、第二十四の第二項、第二十
五又第二十六の規定による命令をし
ようとするときは、安定審議会に諮問
しなければならぬものとする。』
要するに強制加入の命令であります
かあるいはアウトサイダーの命令につ
きましては安定審議会に諮問をしな
ければならぬといふことにいたしまし
て、消費者その他に対する影響を十分
考慮に入れておるわけでございます。

それから組合交渉についてのいわゆ
る勧告の關係につきましては、その次
の中小企業調停審議会といふものを中
央と地方に設けるといふことにいたし
まして、この勧告をいたすときはその
中小企業調停審議会に諮らなければ
ならないといふようなことにいたして
おるわけでありまして、また組合協約
に關する重要事項につきましても、こ
の調査審議をするといふことにいたし
ておるわけでございます。

それから第三十四は、これは独禁法適用除外の規定を書いておるわけでございます。現在、安定法にも同様な規定があるわけでございます。

次に第三十五におきましては、公正取引委員会との関係の規定はおるわけでございます。この第一のところは、いわゆる価格の協定、あるいは組合協約によりまして価格協定というものができる場合、そういう場合の主務大臣の認可というものにつきましては、公正取引委員会の同意を得なければならぬというようにいたしまして、消費者関係につきましては公取とも相談をいたしまして、その同意を得た上で主務大臣が認可をするというようにいたしておるわけでございます。その他のもの、たとえば強制加入の問題とか、あるいはアウトサイダー規制の問題とか、そういうものにつきましては、その次にありますようにやはりこれも関係方面に影響することがありますので、公正取引委員会に協議をしなければならぬというようにおるわけでございます。

それからこの法律の主務大臣というのは、これは三十三に書いてあります。が、「この法律における主務大臣は、組合の資格事業を所管する大臣とするものとすること。」「従いまして現在の安定法によりましてはこれは共管ということになっておりますけれども、この法律によりましては、あとに出ておりますが、特別な場合を除きましては組合の資格事業を所管する大臣が主務大臣であるというように規定をいたしておるわけでございます。

それから第三十七は、これは都道府県の知事でありまして、あるいは地

方の支分部局長に對しまして権限を委任することができるといふ規定でございます。

それから三十八は、これは商工組合が總會の決議を経まして、組織を変更して事業協同組合になることができるとか、あるいはまた事業協同組合が一定の条件を備えた場合におきましては、これまた商工組合に組織を変更することができ、この組織変更について比較的容易にできるようにしてあるわけでございます。

それからその次は中小企業団体中央会でございますが、これは先ほど申し上げましたように、現在の協同組合中央会と制度は大体同じでございますが、商工組合もその中に加入することができるようになっておりますので、名前も中小企業団体中央会ということにいたしましたわけでございます。なお四十におきましては、現在の安定法に基きます調整組合または調整組合連合会につきましては、商工組合に對しまして簡単に移行ができるということにいたしておるわけでございます。

以上中小企業団体の法案につきましての要綱を簡単に御説明いたしました。が、なおこの法律に關係いたしております関係法律の整理に關する法律案につきましては現在いろいろ検討いたしておりますが、来週中には提案ができるというふうに考えております。簡単でございますが、要綱を御説明いたしました。

○福田委員長 以上各案に対する質疑は後日に行うことにいたします。

○内田委員 この際、議事進行について委員長にお願いがあるのであります。それはこの中小企業団体の法案は

ございません。中小企業の資産再評価に關する法律案が別途政府から衆議院に提出されておりましたが、それが大蔵委員会で審査中でありまして、これは中小企業にとりまして非常に重要な問題でありまして、ことにその税率とかあるいは再評価の納付の方法等につきまして、今まで大企業に對して行われてきた第三次の資産再評価の方法とかなり違つておりました。考えようによりましては、せつかくの中小企業に對する資産再評価というものが中小企業者にとりまして不利益の場合があるもので、これはぜひ当委員会におきましても重要案件として取り上げていただきたいのであります。日本商工會議所を初め全国經濟団体等からわれわれ商工委員に對して期待するものが非常に多くありますので、大蔵委員会におきましてその審査を結了する以前に、おきまして、何らかの方法において大蔵當局等をして當委員会で説明をさせ、また必要によつては連合審査等の方法について、理事会等の御協議をもつてその方法をお諮り願ひたいので、動議を提出いたします。

○福田委員長 お申し出の件は後日理事會にお諮りするにいたします。

○福田委員長 次に貿易に關する件について調査を進めます。質疑の通告がおりますので順次これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 私は、幸い通産大臣も久方ぶりにいらつしたことでございまして、この際、先般行われましてところの外貨制当、輸出保険法、輸出検査法等々に關連いたしまして、二、三の質問をいたしたいと存じます。

まず第一番にお尋ねしたいことは岸總理大臣は石橋さんの方針についてこれを受け、これを實現するのだと、こゝ述べられておられますが、通産大臣は事外貨予算につきましては石橋通産大臣の方針と違ひますか、それとも岸總理の言う通りこれを受け、これを行われるのでございませうか、その点をまずお聞きいたします。

○水田國務大臣 外貨予算の問題につきましては、石橋總理の方針を大体岸總理も受け継がれておる、従つて私も、その方針を受け継いで編成したというものでございませう。

○加藤(清)委員 一兆億予算の審議につきましては、本国会で数カ月を要して慎重審議をいたされまうが、金額にいたしますと一兆億予算よりもはるかに上回るところの外貨予算の審議は、これは一向に委員会にもかかれられません。當委員会にも新聞発表が行われた後に基本方針が説明されるというよりな状態で、新聞発表よりも国会の方が輕視をされてゐるに思われまうが、一体外貨予算の審議というものは、それほど秘密主義でなければ目的が達成できないものでございませうか、この点をまず伺つておきたい。

○水田國務大臣 外貨予算の編成は、大体従来の慣例がございまして、最後には閣議審議がきめるといふことになっておりますが、本年度はいろいろ問題もございまして、この審議會が非常におくれて三月の末ぎりぎりになつて開かれてしまつた、こゝういふ事情になつておりますので、従つて御審議を願う時間もなかつたというよりなことでございませうが、例年も大体そういうふうでございませうので、今までの

慣例に従つて編成したということでございます。

○加藤(清)委員 石橋さんにも通産大臣の折にこのことを質問いたしまして、石橋さんは、秘密がよそに漏れても差しつかえない問題については、できる限り前もつて委員会にも諮りませう、こゝういふことを言うておられたいのでございませう。本年度のたつぷり予算は、一言にして言へば石橋さんの擴大均衡の具體的な表れとも見られますが、これをこの国会にかけずにやみからやみに進行することは、やがて國民に不安を与える。猜疑の眼をもつて見る。やがてこれが大蔵官僚その他の汚職、疑獄を生む原因をなしてゐるではないかと思はれるわけでございます。幸い事後においては慎重審議をするとおっしゃいますので、一つで得る限りたつぷりと時間をとつて、この審議をさせていたがたいと存じます。が、大臣、いかがでございますか。

○水田國務大臣 これはたつぷり時間をとつて審議していただいてもけっこうでございます。

○加藤(清)委員 御承知の通りたまたま外貨事情は、予算はたつぷり組まれましたけれども、國際的に見て必ずしもよい傾向とは考えられないのでございませう。特に手持ちポンドの減少は、日本の手形の信用度の低落を來たしてあります。また銀行の引受手形の金利は標準よりも一割くらい上回るといふ状況になつてきております。また外國の日本側銀行に与えた信用のワクはだんだん引き締められてきておるようございませう。一体なぜさうなつてゐるか調べてみますと、昨年の今ごろ手持ちポンドが一億程度あつたのでござ

います、ことしの三月には二千万ポンド程度に減っている。なおかつ三月の大幅支払いが八千万ポンド余に上っており、この傾向が続く限り、日本円とポンドあるいはドルとの換算やみ相場も低下の一途をたどつておるようでございます。すなわち三十一年の六月に、三百六十円がえが三百九十三円であつたのが、ついこの一月から二月の初めにかけまして、四百八円と日本円の下落を示しておるのであります。一例を申し上げても、かように外国為替相場の日本円は低落の一途でございます。一体このままに放置してよろしいものでしょうか。それはやがて輸出入貿易業者の非常に難渋するところと相なるのでございまして、やみ金融業者の喜ぶところでございます。一体この点を大臣はどのようにお考えでございますでしょうか。

○水田国務大臣 外貨事情はあまりよくないことは事実でございますが、しかし私どもは三十一年度の国際収支の状態を見て特に心配な状態だとは今考えておりません。と申しますのは、なるほど輸入が非常に多かった、従つて国際収支は赤字になつてゐるというふうなことがございまして、ほんとうの実質的な国際収支はどうだったかと申しますと、要するに、外貨で日本が保有するの、輸入原材料で保有するかどうかという問題でございまして、昨年あれだけの大きい輸入がございまして、これが消費にならずに在庫の補充になつてゐる部門——これは最低二億五千万ドルから最高四億ドル以上のものといふいろいろな見方がございまして、かりに三億ドル前後のものといはしまして、それだけ日本は輸入原材

料を持つてゐるということになりますので、金で持つてゐるか、物で持つてゐるかの違いでありまして、物で持つてゐることも外貨で持つてゐるのと同じでございますから、そこらを入れて計算いたしましたら、昨年度の国際収支は実質的にはりつぱに黒字だったといふふうに私も考へております。その間においてポンドの減少とか、いろいろな心配すべき問題がございまして、これはポンドの不足をドルによつて操作する方法もございまして、いろいろな点を考へまして、今まで程度の国際収支ならそう心配しなくても済む状態になると思つております。

○加藤(清)委員 それでは昭和三十一年度予算の年度末に一体国際収支がどのようになるかの結論を承りたいのでございまして。それとともう一点は、大臣のおっしゃいます通り、なるほど物で持つたか、金で持つたかの相違でございまして、物で持つたおれば決してこれは実質的な赤字になつたわけではございません。しかし大臣、問題は為替相場といふことは、物でたくさん持つてゐるからといつて、必ずしもこれは国際相場の日本円を好転させるものではないと申しません。何と申しましてドルかポンドの手持ちがそのポイントでございまして。従つて私はだんだん質問を進めまして、実質的に黒字をいかにしてふやすかの質問を試みたいと存じます。まず最初の一点だけ。

○水田国務大臣 国際収支の年度末の予想でございますが、これは非常に極端から極端な見方が今専門家の間でも行われておりまして、赤字が三億ドルくらいに上るだろうという見方と、反対に黒字が三億ドルくらいになるだろう、こゝろに有力な見方が対立してゐることは事実でございます。で、私どもの考へ方を申しますと、まず昨三十一年度の実績を見ますと、年間の外貨予算は四十二億五千万ドルでございまして、この予算に対して輸入通関額は大体三十六億ドル、それだけのものが日本へ着いてゐる。そしてそれに対する現実の為替支払い金額は三十億七千万ドル程度に三十一年度は大体どまつたといふことから考へてみますと、三十二年度は、上半期の予算はこの間申しました通りでございますが、年間結局四十二、三億ドルということになると思ひます。その程度の外貨予算から考へてみますと、年度末の輸入通関額が三十八億三千万ドル前後ではないかと想像してゐます。そして無為の為替支払い金額は三十二億ドル前後にとどまるのじゃなからうか、政府の経済計画によつて三十八億ドル前後の物資が日本に着けば、日本の拡大経済の計画は支障なくやつていけると思ひますので、そのくらいのもが入るといふ予想をしますと、現実の支払いが三十二億ドル前後になるのじゃないか、こゝろに考へてゐます。そうしますと、大体この前に御説明しましたような国際収支の数字にやはり落ちついてきますので、国際収支は大体少し赤字になるかもしれないといふような考へ方はいたしますが、全体として収支はこゝろ均等させられるのじゃないか、上半期の今支払いが多いのは、これは御承知の通り去年の下半期あれだけ大きい外貨予算でまかなつたのでございまして、支払いが今期に

ずれてくる金額は非常に多い。それから考へますと、下期にいきますと、輸出も上期よりは多く見てございまして、こゝろに点で収支は改善される、こゝろに私どもは見ております。

○加藤(清)委員 三十一、三十二年と外貨の赤字続きは私は懸念いたしますが、かりに私のこの考へ方が間違つたとしても、私はあなたのおっしゃるやうに黒字になることを祈るものでございまして。あなたの考へ方が一年先にやはり正しかった、こゝろ言われないのでございまして。

そこで承りますが、この赤字解消の第一は、石橋さんの時代にも言われましたけれども、常に慢性的貿易の赤字を繰返してございましてアメリカとの貿易の調整問題でございまして、承られれば、近く岸総理大臣がかの地に渡られるというお話でございまして。その原因はいろいろあるでございまして、私はこれは淺沼書記長が言いましたように、参観交代でなくしていただきたいと思ひでございまして。岸さんは参観交代でないと行つても、いつも売り方が少なくて買ひが多いといふことを押しつけられて参りますと、それはあたかも徳川に搾取を命ぜられた諸大名の参観交代と、心持は違ひかしらぬが、結果は同じことに相なるのでございまして。そこでぜひ岸さんの言われまゝに、あの時代の参観交代でなくとも、慢性的になつておられます二億ドル余の赤字を解消の方向へ持つていただきたいものだ、こゝろ思ひます。

そこで考へられます第一点は、東南アジアとの三角貿易でございまして、この東南アジアに対する新特需、新域外買付は、もし向うとの会議において、これが話し合ひに出たならば、どのような態度に出られようとするのか、通産省としては、どういふことを岸さんに期待されてゐるのか、もう少しばらけたてば向うへ渡られるといふこととでございまして、それと相談が行われてゐると思ひますが、この際漏らせるだけの点は漏らしていただきたい。これはひとり岸総理大臣のみならず、全国民にアピールして、国民の声として、世論の国であるアメリカに訴へていただきたい、こゝろ思ひわけでございます。

私が思ひますのは、この二億ドルの赤字は、どうしてもアメリカ以外の国へ、アメリカの手をもつてして売るといふ道、すなわち三角貿易を考へなければ、とていこ数年は解消できないと思ひます。三角貿易で一番考へられますのは、東南アジアでございまして。特にこの点は高橋経審長官時代にも言つておられましたが、すでにインドネシアと日本とアメリカとの三角貿易は、アメリカから日本が棉花を買い、その棉花を加工してインドネシアに売り、インドネシアはその代金をゴム、すず等々によつてアメリカへ返す、この問題はさきの通産大臣も、あの河野農林大臣までが賛成されまして、実行に移す約束になつてゐるはずでございまして、これなどは一体いかがなものでございまして。また特需のうちにも何も繊維だけじゃございませぬ。機械、兵器その他また東南アジア向けのものがあるはずでございまして

が、これ等については、一体通産省としてはどう考えて、岸首相にどう具現方をさせようとなさうしていらつしやるか、この点をばつきり承わりたい。

○水田国務大臣 岸総理が渡米されるに当りまして、今特に岸総理に要望するいろいろの事項を関連各省で研究をしておるといふ状態でございます。通産省としまして、もし総理が米國と通商問題を話されるという場合には、こういう問題を話してもらいたいという事項について、今省内で検討中でございます。その内容はまだきまつておりませんので、そのうち結論を出したいと考えております。

○加藤(清)委員 こういう調子でいつも逃げられて、遂に国会はつんぼさじきに置かれる、こういうことなんです。ただここで御発表になることが差し支わりがあるということでございます。するならば、委員長、秘密会を催しても、私は手野党一致して相談しておくべきだ。波打ちざわから向うへの問題につきましては、ぜひ手野党を問わず、国家経済の建設のために一致した考え方をもち、一致して当るべきだと思ひます。そのために、どうしても公けの席上では言えないのだ、事前にそんなことは向うへは言えないのだというのであれば、これは秘密会でもけっこうです。しかしアメリカといえども、岸さんが向うへ行かれる以上は、それぞれ日本の国内において相談してくるであらうくらいのことにはよく御存じのはずなのです。また手野党だけの意見であるよりも、野党も一致しての考え方であるというならば、一そう向うも受けやすいではないか、こう思われるわけでございます。従つて岸さん

んが行かれる前に、野党の意見も正しいものは取り入れて、それを向うへのみやげにする用意があるかないか、あくまで本省だけの秘密事項で行かれようとするのか、その点を一つ……。

○水田国務大臣 そのこともまだ別に相談を受けてはおりませんが、そういう問題は別に特に秘密を必要とする問題ではございませんので、野党側の意見、手野党の意見というより、なものは、事前に総理から徴されるということは、あるいはあり得るのじゃないかと思ひます。

○加藤(清)委員 では商工委員会を開かれなければ、せめて三者会談とか四者会談とかいうような会談でも設ける用意がありますか。それとも具体的に、この商工委員会を秘密会にして、こは経済のくろろとの集まりでございすから、こであまねく意見を徴されようとするのでございすか。その点はいかがです。

○水田国務大臣 今申しましたように、そういう問題は政府の中でまだ全然議題となつておりませんので、そういう方針はきまつていないと思ひます。今後おそろく現実に渡米される前に、そらういふ問題が出てくると思ひますので、あとで党首の会談とかそらういふものはあり得るのじゃないかと私は思つておりますが、まだその方針は政府としてきまつておりません。

○加藤(清)委員 通産行政の最高責任者である通産大臣は、個人的にどのようにお考えでございすか。

○水田国務大臣 私は、通産省として今どういふ問題を要望するかの検討をやつてゐるときでございまして、それが必要である場合には、皆さん方の御

意見を聞くということもやつてかまわないだらうと思つておりますが、問題は国際問題でございすので、大きい国策の問題、将来の日本の外交の調整というふうな問題で行く場合に、事前にそらういふものを討議して行くということがいふか悪いか、外交上の問題でございすので、こでちよつと簡単に私からは言にくいのであります。

○加藤(清)委員 それでは審議の具体的方法については、大臣は私の意見と相似たものである。ところが、それでは今度は内容について承わりまするが、通産省として今御計画中であるところの内容でせうね。それは何々でございすか、言えませんか。

○水田国務大臣 やはり貿易の改善という問題は、大きい一つの問題だらうと思ひます。それから、御承知のように今私たちが努力しておりますことは、中共及び共產國に対する貿易の拡大というのを日本としては考えておりますが、これは国際的な協調のもとで行われるのでなかつたらいかせん。で、関係各国がきめたいいろいろな事項に日本が違反して、日本独自の行動をとる、それによつて国際的な信義にそむくというふうなことは、これから日本の伸ばし方、日本の輸出の伸ばし方、こらういふものに大きい関係を持つものでございすから、私も、こで考へてゐるそらういふ一つの方法を、どうしても国際的な協調のもとにやるといふ方針をとらなければなりません。そのためには米國を初めとする各国とのいろいろな話し合ひ、了解運動というふうなことも、当面の問題として重要だと考へておりますので、こらういふ問題も、総理が渡米されるときには、私も一つの話し合ひの題目として取り上げていたきたいということは考へておりますが、そのほかの問題は、まだ全然考へておりません。

○加藤(清)委員 岸首相渡米の目的の一つが、貿易の赤字解消である。この点も意見が完全に一致しているようでございます。その内訳でございするが、私はまず第一番には、この赤字解消は米國と日本國との貿易そのもののうちにあると思ひます。たとえて言う

と、余剰米綿などをあまり無理やりに買われないこと、それからフィルムなども、日本がイギリス、フランス、イタリア等々から買いたいと思つていても、なおアメリカから買われないければならないような仕組みにされていくこと、すなわち、マッカーサーの占領時代そのまゝの施策がフィルムなどについては今もなお行われてゐる。占領の落し子がこにもある。こらういふわけでございするが、これ等も解消されれば赤字解消の基礎にもなるわけでございますが、いずれにいたしましても、かの國からの資材の輸入、しかも大臣のいうところのたつぷり予算は、資材を多く買ひ付けるためだ、こらういふことであります。二億ドル前後のこの赤字は、ちよつと解消が困難じゃないか。しかもなお赤字を解消させなければならぬ状況下にあります。今日、どうしても先ほど私が申し上げましたところの三角貿易にたよるよりはかに道はないじゃないか。東南アジアに向けての輸出拡大、それをアメリカの手を借りてもなお行うことが必要ではないか。当然またこの程度のことならば、アメリカとしては日本に資材をたくさん売らうとする関係上、やつてしかるべきではないか。こらう思われる

のでございするが、この第一のアメリカと日本との、國と國との間における赤字解消の方法、それから三角貿易、東南アジアを通じて行くこの方法、これについて大臣はいかようにお考えでございすまいか。

○水田国務大臣 そらういふ個々のいろいろな問題につきましては、これは兩政府にそれぞれ機関があり、日本政府としましては、そらういふ貿易問題の担当官庁は通産省でございすので、われわれの手でやれることはわれわれの手でやりたいと思つております。一國の総理が向うへ行かれた場合の話し合ひということでしたら、もつと大きい、日米関係の根本的な友好樹立に關する問題というふうなことが議題になるのであらうと思ひますので、個々の貿易のやり方とかいふものについて通産省として岸総理にお願いするといふ考えは今持つておりません。

○加藤(清)委員 この点少し考え方が違ふようございす。私は何も個人的な意見を言うておるのでもございません。この三角貿易の問題はあなたはいささいとおつしやつておりました。さきの通産大臣、さきの経審長官それから河野農林大臣等々が余剰農産物買付の問題で審議をいたしました折に、ともに約束されたことでございす。その当時、もう今はなくなりました重光さんも御同席で、四大臣が一致して、これはけつこうなことだから大いに促進するんだと言われたことでございす。あなたは、これを受けこれを行つてゐるのがあるの趣旨だとさつきおつしやつたにもかかわりませず、それは小さいことでそんなことは知らぬと言われたら、これを受けこれを行

とは違ふのじゃないですか、どうなんですか。

○水田国務大臣 先ほどお話のインドネシアとの問題あるいはビルマとの問題、これはすでに現実に行なっていることでございまして、そういう方向で今推進されておりますからして、新しい問題ではございません。

○加藤(清)委員 それは緒についてだけで完全に行われておるわけではございません。それは貿易収支を見たつてはつきりしておることなんです。しかしもう時間がなんでございまして、それから、それがあなたの希望に従って、もう少し大きい問題についてお尋ねいたします。

先ほどちょっとあなたのお言葉にもありました、中共貿易の拡大の問題、これは日本とアメリカとの間のみならず、チンコムとの問題でございまして、イギリスと中国との関係にもなる問題でございまして、西ドイツと中国との関係にもなる問題でございまして、その関係はすでに日本よりもはるかにチンコム、チンコムの拡大特認を得たところの貿易を執行しておるようでございますが、これについては大臣としてはいかがお考えでございませうか。岸さんにみよげとして持たせられる中へ、この問題はぜひ入れてもらいたいというのが産業界、実業界の心からの声でございますが、いかがなものでございませうか。村田省蔵氏の追悼会にあつたメッセーじも出ておりました。あの折立たれる人立たれる人がござつてこの中共貿易拡大の必要性を説き、今にしてこのことをなさずんば悔いを千載に残すであらうとひとしく意見は一致したようでございます。

た。まさか死んで行つた人に対してうそを言うほど日本人は悪かつてはないと思ひますが、いかがでございますか。

○水田国務大臣 この特認という例外措置の活用は大体日本もほかの關係国並みに現在行なつておるのでございまして、この差はあまりないと思つております。問題はやはり、かりに今の禁輸の緩和ができない場合にしたら、余地というものは十分ある。決済方式の問題も同様で、それから、種々の問題もございまして、こういう点の改善によつて中共貿易というものは拡大の余地が十分ございまして、一方において今度の第四次協定におきまして日本側の要望のいれられた新しい方式の協定ができれば、これによつて相當の期待ができる、あわせてこの制限の緩和という、これは大きい外交の問題でございまして、この点もわれわれが努力することによつて進歩的な拡大が見られるだろう、こういう考えで今私どもは今後の中共貿易の拡大に対処したいと思ひます。

○加藤(清)委員 時間が迫つておるからあとに回せというところでございますので、それではもう一点質問いたします。

先ほど来輸出保険法、輸出検査法等が審議されたわけでございまして、この投資保険の内訳を見ますと、御承知の通り中共にはびた一文も行われておらないわけでございます。しかし中国にやがて行われるであらうところの輸出のうちの化学繊維の紡織工場、それから自動車の輸出に伴うところのサービス・センター及び修理工場

ないしは将来にいけば組み立て工場等々を考えますと、これはどうしてその海外投資ということに相なると存じますが、このことはせつなせつなやつておられては計画が立たないのございまして、海外投資ということになりますと、この数年の計画を要します。この点政府としてはほんとうに伸ばす気があり、業界に親切心があるならば、前もって、事前に政府の態度を明らかにしておくということが何よりも必要なことと考えられます。従ひまして今度のチンコム、チンコムの拡大、あるいは拡大されなくても中国に対して化学繊維の紡織工場あるいは自動車工場等の海外投資を許される用意がありやいなや、これが第一点。

第二点は、話が飛びますけれども、予算の編成についてさきの石橋さんは、貿易拡大の見地からA A制を拡大するんだ、それで徐々にそれは拡大の傾向にあつたわけでございますが、このたびの外貨の割当を見ますと、A A制の拡大はほんの申しわけ程度でございまして、石橋さんのあの意気込み、各地の商工会議所で行われたあの説明の趣旨にもとつておるようになつておるが、この点いかがでございますか。

質問はまだこれ途中で、ほんとうはこれから本論に入るところでございまして、時間の都合上、それではこれで一応打ち切ります。残余の質問はぜひこの次の機会に……。

三品目にどまりましたが、漸次拡大の方向へ持つていきたいと思つております。

それから輸出保険法そのほかの問題ですが、別に国の法律が地域的に適用される場合に差別することにはなつておりませんので、いかなる国に対してもあの法律は適用されるのでございまして、そこで、問題は、現実にはそういうことが起るか起らないかということでございます。現実問題となつてくれば、私も、中共であらうとこの国であらうとあの法律を適用して、同じように運用していくという考えでございまして。

○加藤(清)委員 適用される……。

○水田国務大臣 当然でございまして。

○福田委員長 この際お諮りいたします。本日午後一時より私的独占の禁止及び公正取引の確保に關し、すでに公報に掲載いたしました通り、長谷川、西村、小笠原、降旗、後藤、中島の各参考人より意見を聴取することになつておりましたが、これら参考人のうち、株式会社三菱銀行頭取小笠原光雄君は、本日病氣のため出席できない旨の申し出がありました。つきましては、同行常務取締役宇佐美海君を参考人とし、同君より意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○福田委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十七分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關し調査を進めます。まず御出席の参考人より、株式会社三菱銀行ほか六行の近江絹糸紡績株式会社に對する協同融資等に関する問題につき、御意見を承ることにいたします。

御出席の参考人は、近江絹糸紡績株式会社の取締役会長夏川嘉久次君、近江絹糸紡績株式会社の常務取締役西村貞蔵君、株式会社三菱銀行常務取締役宇佐美海君、株式会社住友銀行常務取締役降旗英弥君、株式会社日本勧業銀行頭取後藤幸雄君、中央労働委員会委員中島徹三君、以上六名の方であります。

参考人の方々は、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

参考人の御意見御開陳の時間は、一人おおよそ十五分程度とし、その順序は勝手ながら委員長におまかせ願ひたいと存じます。なお御意見御発表の後、委員の側から種々質疑もあらうかと存じますのでお含みの上お願いいたします。

それでは最初に夏川参考人よりお願いいたします。

○夏川参考人 本日は商工委員会に私どもの意見についてお取り上げいただき、非常に恐縮に存する次第でございまして、このことはすでに新聞などで報道されておりますように、私どもは七行からいろいろお世話になりまして、近江絹糸の発展にいろいろ御配慮をいただき感謝しておつたのであります。が、たまたま昭和二十九年の争議

を契機として、だんだんに問題が変つて参りまして、最初は銀行から争議後の経営を強化するといふ意味合いのお話を伺つておつたのでありますが、その後順次その内容が變つて参りました、銀行からお入り下さつた五人の方も、私も全然立場の異なつたような動きができて参りましたし、さらに副社長あるいは社長などがおいでになりますに至りましては、会社の重役陣は全く二つに分れました、そうして私どもの考へておりますような経営の強化がなされておるとは考えられない次第であります、さういふ問題をお取り上げたいただきまして非常に感謝しております次第であります、御質問に應じて順次御答弁したいと思ひますが、とりあへずお礼がたがたございましてを申し上げさせていただきます。

○福田委員長 次に西村参考人にお願ひいたします。

○西村参考人 私から近江絹糸の労働問題の事情に關しまして御報告を申し上げます。近江絹糸の争議の眞の原因は当時の報道機関などによつて社会的に伝えられましたが、當時は混乱の状況にありましたが、さういふ事情を異にしておりましてございまして、また争議中から争議後に至るまでの間に、近江絹糸が二、三の銀行から諸種の干渉に類する指図を受けたことなどにつきましては、最近の新聞等によつてすでに御承知をいたしておる点でございます。さきに公正取引委員会におかれましては、近江絹糸に關する審査を取り上げになりました、また今般は國家の最高機関たる衆議院の商工委員会においてお取り調べをわすらわすこと

になりましたことは、まことに恐懼の至りに存するのでございまして。仄聞するところによりますと、近江絹糸から銀行推薦の重役が手を引くと再び労働争議が起るおそれありとの風評をなすものがあるとのことでございまして、近江絹糸の内部の真相と事実とは決してさういふことではないのであります。その理由をいたしまして、争議後から今日までの状況を御報告申し上げます。

昭和二十九年九月十六日争議解決後におきましては、労使双方ともきわめて真剣に、きわめて熱心に団体交渉をいたしました、その回数も数十回に及びまして、感情の融和と意思の疎通をはかりました。しこうして諸種の協約協定も着々成立いたしまして、労使の交渉の形式も整ひ、これに伴ひまして工場における生産高も毎月向上回復の状況に立ち至つておつたのであります。すなわち、昭和二十九年十一月以後の生産高は、十一月におきまして四百九十万ポンド、十二月におきましては五百十萬ポンド、三十年の一月度におきましては四百九十五萬ポンド、二月度におきましては四百九十七萬ポンド、三月度におきましては五百七十五萬ポンドまで生産が回復しておつたのでございまして、しかるにいろいろ事情のために、四月以降は生産高が減つて参りました。四月度においては五百十萬ポンド、五月度においては四百九十七萬ポンド、六月度においては四百八十七萬ポンド、七月度においては四百九十五萬ポンド、八月度においては四百七十五萬ポンドと低迷を続けてきたのであります。しかもその間昭和二十九年十一月には三〇%のペース・

アップの交渉も妥結成立いたしました。また労働協約もすでに会社側に於いて原案も作成してその交渉開始の段階に進んでおつたのであります。しかるに昭和二十九年の十一月の末におきまして、銀行団の要求によりまして取締役五名が就任せられました。一方組合との交渉の実務担当者であつた不肖西村は専務を罷免せられることになったのであります。当時経営の民主化といふ言葉が中労委のあつせん案にあつたかのごとく三菱銀行から大蔵省に提出せられております答弁書に書いてございまして、経営の民主化といふことはまことにけつこうではございまして、その言葉は決して中労委のあつせん案にはなかつたのであります。これはおそろく銀行において御製造になつたのではないかと考へております。さうしてさういふふうな人事の干渉のために、今まで労働組合と各種の交渉や協定案等を検討いたしておりました経過が根本的にくつがえされるやうな結果になつてしまつたのでござい

ます。労働協約のごときも、これがために自來二カ年半を経過いたしました今日なお成立していない結果になつておるのでございまして、二カ年間も労働協約が結ばれず今なお労使間が不安定である、銀行側が手を引けば再び争議が起るとの風説を立てるものがある、せば、その目的が果して何であるかは推測することができると思ふのであります。しかも銀行団推薦の重役の方々、その就任後、本来の任務よりも別の特殊な任務に非常に御熱心であつたやうであります。すなわち、昭和三十年の

三月ころにおいては、夏川社長排斥の方に努力を傾注しておられたのであります。国税局の御調査に際しては、夏川社長排斥のため、その協力を求められた事実があります。国税局の係官から、この会社には二種類の重役があり、事情が複雑のやうであるが、自分たちは公平無私にやりますから御安心願ひたいといふ注意を受けたことも事実でございます。さらに銀行御推薦の重役の方々、会社の内外にわたつて夏川社長及び不肖西村の悪評を放つことにはきわめて熱心に努力せられました。夏川、西村は再び経営界に立てない人間であるとの酷評を直接、間接に会社の内外に向つて繰返し行われた事実がございまして、これがためでありました。昭和三十年四月以降は、ただいま御報告いたしましたやうに、生産高が減少し、三月まで順調な生産向上の傾向は頓挫するに至りました、それ以後は生産高はほとんど上昇しないまま今日に及んでるのでございます。

かかる状況のもとに昭和三十年六月二十七日、突然夏川、西村は三菱銀行本店重役室に出勤を命ぜられました。夏川が会長になること、水野嘉友氏が副社長に入社せられること、西村が監査役の業務に制限されること、全重役の辞表を提出すること等の申し渡しを受けたのであります。水野副社長は昭和三十年六月二十九日、入社とともに、三菱銀行より加勢忠雄氏なる人物を出向として近江絹糸に帯同して参られまして、近江絹糸の企画部長として任命せられていたのであります。加勢氏は元三菱銀行の労働組合の執行委員長の実力を有せられ、三菱内切つての頭

取候補と目される優秀な人材である。当時水野氏より御紹介がありまして、その加勢氏が一年四カ月にわたり社内革新の企画と人事を行われまして、その間労働協約だけはいかなる理由であるか存じませんが、結ばれていないのでございまして、今日近江絹糸のことをお取り上げになりました、また労働協約さえもできていないではないか、なるほど労使間はまだ不安定であると御判断になられる方もおありではないかと思ひますが、かような御判断をなさるる状況に近江絹糸が置かれていたといふことは、果して何の目的のために考へ出されたのでございまして、まことにすぐれた知能的なひらめきさえも感ぜられるのでござい

ます。今日の労組の立場として考えますと、近江絹糸が三菱レイヨンとかその他の大会社や財閥に吸収、合併せられた場合、組合員はもろろん幹部の者の運命もいかなる結果になるかは、当然推測されるところでございまして、また近江絹糸に比較的多数の青年社員を有するのであります、これらの純真なる青年社員諸君の人生の希望という点から見ましても、近江絹糸が他の会社に合併になるならば、それらの青年社員諸君の人生の前途はいかなるものになるかは当然推測されるところであります。従ひまして、今日近江絹糸の労働組合は、すでに相当の成長を遂げていますと見られるのであります、今回公取問題等が起りましたけれども、きわめて冷静沈着なる態度を持しているの

のでございまして、はたまた青年社員諸君の人生の希望がいかなるものであるかは、もちろん経営陣として十分了解

第一類第九号 商工委員会議録第二十四号 昭和三十一年四月九日

しているところでありました。従って新経営陣ができてからも、これらの多数の青年社員の希望を十分に了解して、良識ある経営が行われるべきではないかと、労使共同の理想のもとに社業が伸展せられることは間違いないと考へられるのであります。従いまして、銀行が手を引けば争議が起るといふことが、まことにあり得ないところであると信ずるのであります。

むしろ銀行が手を引けば争議が起るといふことが、まことにあり得ないところであると信ずるのであります。むしろ銀行が手を引けば争議が起るといふことが、まことにあり得ないところであると信ずるのであります。

いずれにいたしましても、有力にして巨大なる財閥の前にはおののくあわれな弱体企業会社の姿を、何とか有力なる皆様のお力をもってお守り下さる様に切にお願いを申し上げる次第でございます。そうしてはなほだしい弱肉強食の不安からのがれて、おのおのその生業にいそしんで、国民生活の安定と社会共同の責任に貢献が出来ますような世の中になることが、真に国民の切実な願いであることをおくみ取り願ひたいのでございます。

私もが融資をいたす場合のことといたしましては、私どもの融資のお金というものは全部預金者のお金でございます。その安全といふ点から、別な言葉でいいますと債権の確保といふことが当然必要になって参ります。その債権の確保と申しますのは、むしろ物的の確保も必要でございますが、根本的に申しますと、企業の場合は、その企業が安定いたしましたとして、そうしてだんだん成長していくという企業ではないと、なかなか債権の確保といふことはむずかしいのでございます。これは申し上げるまでもないことでございまして、そういう点からいいますと、ま

○宇佐美参考人 私には三菱銀行におきまして常務をいたしております宇佐美と申します。近江絹糸と三菱銀行との取引は非常に古いのでございまして、昭和十年に始まったように記憶いたしております。従いましてすでに二十余年の取引をいたしておるわけでございます。その間経営者の皆さんの御努力でだんだん大きくなって参りまして、また日本経済の拡大に伴いまして当然に大企業の様相を呈してこられたわけ

でございます。終戦前のことはしばらくおきまして、終戦後におきましても紡績界が日本の復興という問題に非常に力を入れて参りまして、それにつれて近江絹糸も急速に大きくなつたわけでございますが、不幸にして二十九年に争議が起つたわけでございます。その前、近江絹糸が急に大きくなつたので近代の——従来はむしろ個人的の色彩が強い会社でございまして、われわれもだんだん近代的な民主化された経営に移していただく、これはどんな会社でもそういう傾向があつたわけでございますが、そういうふうなことを考へておつた次第でございます。ところが突然に争議が起つたので、私どももその解決について心ひそかに心配いたしておつたわけでございます。争議の経過並びにその後の処置につきましては、皆様御承知でいらつしやいますので省略いたしまして、私どもの念願いたしておるところを一言申し上げてみたいのでござい

た融資の場合はそのほかあるいは日本の特殊性と申しますか、基幹産業に大いに力を出すとか、あるいは中小企業に大いに力を出すとか、外国為替に力を注ぐとかいろいろございしますが、根本的にはやはり預金者のお金の安全といふことを考へて融資しなければならぬと考へております。そういう意味におきまして、近江絹糸にいろいろの事件がございまして、今後のわれわれが融資をいたす上におきまして非常に心配されたような次第でございます。私どもはそのためにいろいろ夏川氏に、当時社長でございましてが御相談し、そうして融資の面あるいはさらにその会社の安定という意味におきまして、人事につきましても御相談申し上げた次第でございます。従つて私どもはあくまでも取引先としての近江絹糸さんというふうな考へておりました。それ以上のことには少しも考へておらない。何とかしてつづかな会社になつていただきたいといふことを念願いたして今日に至つておるような次第でございます。

○福田委員長 次に降旗参考人にお願ひいたします。
○降旗参考人 ただいま御指名にあずかつた住友銀行の降旗でございます。私からは特に申し上げることはないのでございますが、せっかく機会を与えられましたので、住友銀行と近江絹糸株式会社との関係につきまして簡単に一言申し上げます。

○後藤参考人 私、勸業銀行の後藤であります。
近江絹糸と勸業銀行との関係は相当古くございまして、古いことはしばらく省略させていただきます。近江絹糸は御承知のように昭和二十九年に不幸な事故がありました。これは長い間かかつてようやく解決し、その間に会社の方の内容が悪くなつたと申しますか、損失も出て参るといふような状態になりましたので、非常に憂慮いたしまして、一方会社の健全な立ち上りと申しますか、復興を考へると同時に債権の確保にも必要限度のことはいたしまして、一方会社の再建にいろいろ努力して参りました。従いまして私ども、かりに融資の面から見ましても債権確保に必要な限度のことはさしていただきたが、また会社が再建していくのに必要な資金はほとんど出してきたような次第でございます。要するに銀行としては、別に近江絹糸に対して他意はないのでございまして、近代的な、健全な安定した経営をしていつてもらいたい、それを念願して今日まで参つた次第でございます。大体銀行の考へ方としては、簡単にございまして以上のようにございまして、御質問がございすれば、後刻御返事申し上げます。

私どもが融資をいたす場合のことといたしましては、私どもの融資のお金というものは全部預金者のお金でございます。その安全といふ点から、別な言葉でいいますと債権の確保といふことが当然必要になって参ります。その債権の確保と申しますのは、むしろ物的の確保も必要でございますが、根本的に申しますと、企業の場合は、その企業が安定いたしましたとして、そうしてだんだん成長していくという企業ではないと、なかなか債権の確保といふことはむずかしいのでございます。これは申し上げるまでもないことでございまして、そういう点からいいますと、ま

さらに根本論といたしましては、何としても近江絹糸がますます栄えるのを熱願しておるのであります。誤解その他がございしますならばこれを解きまして、おのおの力を合はして会社の発展を念願しておるような次第でございます。なお争ひになつておる点等につきましましては、後刻御質問がございすれば考へておるところを申し上げます。以上簡単にございしますが私のごあいさつといたします。

○福田委員長 次に中島参考人にお願ひいたします。
○中島参考人 私、中労委の公益委員をやつております中島でございます。本日は、昭和二十九年夏の近江絹糸の争議について、何か御質問があるかもしれないというお申しつけでございます。したので、それについての御質問であればお答えしたいと思つて参つたわけでございます。

私どもが融資をいたす場合のことといたしましては、私どもの融資のお金というものは全部預金者のお金でございます。その安全といふ点から、別な言葉でいいますと債権の確保といふことが当然必要になって参ります。その債権の確保と申しますのは、むしろ物的の確保も必要でございますが、根本的に申しますと、企業の場合は、その企業が安定いたしましたとして、そうしてだんだん成長していくという企業ではないと、なかなか債権の確保といふことはむずかしいのでございます。これは申し上げるまでもないことでございまして、そういう点からいいますと、ま

○福田委員長 次に後藤参考人にお願ひいたします。

御承知のように二十九年の近江絹糸の争議に中労委が正式に関与いたしましたのは、たしか同年七月十五日の全織同盟による不当労働行為の申請がありました以後、あるいは七月十七日であつたかと思ひますが、第一次のあつせん申請、職権あつせんに乗出すということを決定いたしました以後、同年の九月の十二日に最後の中山委員長によりますあつせん案が出まして、それが九月の十六日に正式調印されるまでの期間、いわばこの間が中労委としてこの争議に正式に関与した期間でございます。従ひまして私としては、それ以前の状態あるいは自後の状態については全然関知するところではございません。何かその争議自体について、また御質問があればお答えしたいと思います。

ただせつかくお呼びでございましたので、一言あの争議について私の感想を申し上げておきますと、昭和二十九年と申しますと、例のデフレ時代でございますまして、いろいろな争議が起つたときであります。一方においては尼鋼、日鋼室蘭等の首切り争議もありました。また他方におきましては地方銀行、証券取引所といったような一群の職場においても争議行為がありました。その間に近江絹糸の争議というのも中労委で扱つたわけでございます。争議の経過その他については、皆さん方十分御承知の通りであらうと思ひますが、端的に申しますと、世間では人権争議という言葉で言い表わしておりました争議の特色の一面があつたし、他面では、全織同盟が昭和二十四年以来、近江絹糸の労組を組織化しようとした組織化闘争の一面を持つて

おつた、この両面の本質があつたのが近江絹糸の争議であつた、こういうふうには私は判断しております。なおこまかなことにつきましては、争議のワケ内の御質問でありましたならば私にもお答えできると思ひますので、御質問がありましたときに答へたいと思ひます。

○福田委員長 以上で参考人各位の御意見の開陳は終了しました。質疑に入りまして、通告がありますので、順次これを許します。薄田美朝君。

○薄田委員 終戦後に金融資本すなわち銀行が産業資本の分野に不当に進出をして、経済界に相当大きな問題を起しておるような次第であります。その中には計画的に産業資本の中に入り込んで、会社を乗っ取るというふうな計画があるというところを言われてい

るので、世間の注目を引いておるのであります。銀行がこういう計画について、あるいは自分の債権を確保するために人を送り込む、それから定年になつた行員の古い人を送り込むというふうなことが表面に現れたのであります。戦後銀行から進出して重役になつた者が二百六十九名、重役以外の者を合計すると相当大きな数になるわけでありまして、大体証券市場で上場されている銘柄の工場が六百四十社であります。上場会社に大体一人の重役という割合で入つておるというふうな状況であります。その例はいろいろござい

ますが、この一つの例は昭和電気製鋼株式会社であります。この会社は昭和二十四年の秋、ドッジ・ラインの影響でもつて非常な打撃を受けまして、主として横浜興信銀行がいろいろ

融資しておつたわけでありまして、昭和二十五年の春にその銀行から命令を發しまして、代表取締役を会社に送る。前の社長は天野定次郎氏は、十年間苦心して營々としてこの会社を經營しておつたのであります。一片の銀行の指図であつて相談役に低下するといふふうな場合でありまして、重役もほとんど更迭せられる。銀行では融資を打ち切るというふうな脅迫の言葉を使つておる。しかしながら内容

をだんだん調査してみますと、この社長の天野氏、その関係者が持つておる株は六五〇の株であります。それから会社の資産も三億からあるものであります。興信銀行が融資している金はわずかに四千五百万円、手形の割引が當時八千万円ぐらいございました。これを合併いたしましたもので、ようやくこの会社の資産の半分というふうな状況であります。にもかかわらず会社からは、興信銀行に対しては第一担保として土地、建物を全部提供しておる。そ

ういうふうな状況にもかかわらず、こ

ういうふうな相当過酷なことをやつておる。当時の状況としましては金を借りないといふやうな状態でありまして、すから、いやいやながらそういう圧迫に服しておつたといふふうな状況であります。こ

ういうふうな例は至るところにあるのであります。商工委員会で昨年問題になりました近江絹糸の問題も、ちよどそ

ういふ問題であります。私はいろいろ問題がござい

ますが、きょうは近江絹糸の問題に集中して、公取委員長なり、きょうおいでになりました参考人の

方々にいろいろ御状況を聞いてみたいと思ひます。東條政府委員も見えておりますから、大蔵省にもいろいろ質問をいたしたいと思ひてお

ろその審査の結果を發表するか、いろいろ公取の委員の中にも御意見があるやうであります。きょうは一つ、今までもうわさがあるものであります。そのうわさが果して事実であるかどうか、いつごろ發表されるかどうかというところについて公取委員長の明確な答弁を一ついただきたいと思います。

○横田政府委員 この近江絹糸の問題につきましては、ただいま御指摘のやうに、昨年の十一月から審査を開始いたしました。その間大へん期間がたちまして、私自身も遺憾に思つておりますが、問題がかなり複雑でございますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

ますので、事実の把握に努めて、ことに坊間いろいろうわさなどもござい

んし、できるだけ早い機会に結論を出したいと思っております。

○薄田委員 今お話がございましたが、会社には銀行から重役が入っております。その重役の連中は、銀行の債権確保というものが主たる目的でもって、現在入っている。状況をいろいろ聞いてみますと、会社の経営なんというものはわからぬ、主として債権確保のために入っているというふうなことで、会社の方はいろいろな重役の系統があつて、そこで非常にうまくいかな

いというふうなことも想像にかたくないのであります。そういうふうな状況であるのでありますから、もう半年近くたつておるのであります。公取といふたしましても大抵の結論を得ておるのでありますから、ぜひ一つ大至急に発表してもらふ、今お話し申しました通り、国会最中はいろいろから、国会が済んでからゆくりしようというふうなことがあつては大へんなのであります。しかも公取は、総理府所管の委員会でありまして、裁判官のように、公取の委員長、委員、審査員はそれぞれ身分保障をされております。何もそういうふうなことにして遠慮する必要もないのであります。また公取が正しい審判の判決を出すことによりまして、おのずからこういう問題が自然な道を通るのであります。そのいろいろな点について行政的な考え方、政治的な考え方、公取としてすべきものではないのであります。私は重ねてお願いいたしますが、ぜひ国会開会中に結論を出していただきたい。ちょうど昨年の商工委員会、当時藤田委員も十二月中旬に結論を出してもらいたいという要望をされておるのであります。私どもの想像

では、それほどむずかしい法律問題でもないのではあります。どうか国会開会中に結論を出してもらいたいと思つておるのであります。公取委員長の御答弁を求めないのであります。

○横田政府委員 国会の開会中を避けるというふうな意思は毛頭ございませぬ。先ほど申し上げた通りであります。できますればもちろん国会の開会中に結論を出したいと考えております。

○薄田委員 銀行が持つてゐる株は、それぞれ四割であります。法律によりまして一割以上持つてゐないのであります。その四割の株を七行の大きな銀行がそれぞれ持つておつて、結局二八％になるのであります。こういうので事実上法律の精神をくぐつておるのであります。これは独禁法の第十一条、金融会社の株式保有の制限というに該当いたしますのであります。現実に、先ほどからお話がありました通り、会社側といつたしましては非常に不当な圧迫を受けております。銀行の方では、これは債権の確保だと申しておるのであります。銀行が、いづれあとから参考人の方々に伺いたいと思つて、債権の確保も程度を越えまうと干渉するのであります。しかも先ほど西村参考人のお話では、三菱銀行でもって頭取が会社の社長、副社長を呼んで退職願をかかるといふようなことは、これはもう債権の確保を越えたものであります。すなわち法律の精神からいって、明白なる独禁法違反になるのであります。しかも現実には社長、副社長が外部から入つて、重役でも相当な人

が入つております。そうして今相当な社の経営について容易でないような状況でありますから、一日も早くこれを法の発動をいたしまして、公取の判決を一つ早くしてもらつてほしいことを、私は強硬に要望しておるのであります。

先ほど西村参考人の話もございまして、三菱銀行の本店において、昭和三十年六月二十七日に、今の小笠原頭取は堀勲銀頭取と小川住友銀行常務に立ち会いを求めまして、当時の夏川社長、赤塚専務、西村監査役を招致いたしました。これらの人々列席の上で水野三菱銀行監査役を近江絹糸取締役副社長に、夏川社長は取締役会長に就任することを指示したのであります。そして職務管理などを指示しまして担当などを命じております。こういうことは独禁法第二条第七項第四号「相手の事業活動を不当に拘束する条件」に該当すると思つて、それからまた第九条の違反にもなると思つて、こういう点についての公取の意見はどんなものでございまして、一つ伺いたいと思つております。

○横田政府委員 銀行が債権確保というふうな名目をもちまして取引先の会社に役員を送り込む、あるいは役員を選任についていろいろ指図がましいことをいたします点は、独占禁止法の公正な取引方法の一つといたしまして九号に、正当な理由がないのに、相手方である会社の役員を選任についていろいろ条件をつける、あるいは自己の承認を受ける、こういうことを条件といたしまして取引をするのは公正な取引方法として指定してございます。なお同じ公正取引方法の十号という

の点がございまして、取引上の地位が優越しておりますことを利用いたしまして、正常な商慣習に反して著しく不利益な条件を相手方に押しつけて取引をするということも一つの公正な取引方法になつておりますが、大体その二つのいずれかに該当するわけでございまして、問題は結局正当な理由がないのに、あるいは正常な商慣習に反してというふうな点に問題があるわけでございます。公取取引委員会といたしましては、今までの種の事件を幾つか扱いましたが、結局銀行の場合について申しますれば、先ほど宇佐美常務取締役から申されましたように、債権確保の必要がある場合にはある程度においてそういうことも許されるという解釈でございまして、ケース・バイ・ケースにこの問題を処理して参つてきたわけでございます。この三菱銀行の問題につきましても、事務局の調査いたしました結果につきましては、お手元に事実の概要というのを差し上げてあるかと思つて、これをいろいろにみるとわかりますように、かなり強力な指示が役員選任についてなされておるようでございます。ただいま申しました公正な取引方法に該当する問題として検討する余地が非常にあるように考えております。

○薄田委員 三菱銀行小笠原頭取は昭和三十年六月二十九日に開催されました近江絹糸株主総会の終了後に、役員全部の辞表を一方的に提出させまして、これを保管しておつたと申されておりますが、これは明らかに独禁法第二条七の条項に該当すると思つております。独禁法第九条にも該当すると思

います。こういう点についての公取の解釈はいかがですか。

○横田政府委員 これはただいま申し上げた通りでございます。そういう辞表をあらかじめ取り上げておくというふうなことは、いわゆる役員選任についていわば白紙委任を受けておるというふうな形でございまして、これは最も強力なる条件のつけ方だと思つて、たしか日本冶金の場合につきましても同様の事例があつたやに伺つております。

○薄田委員 現在の近江絹糸の取締役会は、問題になつてゐる銀行から七名、中立銀行系から二名、中立が二名、夏川派が三名、こういうふうな状況だそうであります。従つて内部の重役が一致しないというふうなことで、最近会社の営業状態もよくないといふこと、こういうふうな状況であります。これなどは早く公取の方で結果を発表することによりまして、こういう問題は解決されるのじゃないか。同時にまた争議のことで、状況を聞いてみますと再び争議を繰り返すようなことはない。銀行が、自分たちが重役を引くと争議が起ると言つてはおかしい。いろいろなうわさがあつて、銀行が争議を指導したというふうなうわささへあるのでありますから、早くそういうふうな処置を講じて会社の再建をさせることが一番いいことだと思つてござい

ます。公取の内部の審決の状況——これはうわさに聞いたのであります。公取では社長、副社長が退陣すればいいじゃないか、あとの重役はそのままでいいじゃないかというふうなうわさもあるそうではあります。そういうふうな点については今後発表の限り

がございまして、取引上の地位が優越しておりますことを利用いたしまして、正常な商慣習に反して著しく不利益な条件を相手方に押しつけて取引をするということも一つの公正な取引方法になつておりますが、大体その二つのいずれかに該当するわけでございまして、問題は結局正当な理由がないのに、あるいは正常な商慣習に反してというふうな点に問題があるわけでございます。公取取引委員会といたしましては、今までの種の事件を幾つか扱いましたが、結局銀行の場合について申しますれば、先ほど宇佐美常務取締役から申されましたように、債権確保の必要がある場合にはある程度においてそういうことも許されるという解釈でございまして、ケース・バイ・ケースにこの問題を処理して参つてきたわけでございます。この三菱銀行の問題につきましても、事務局の調査いたしました結果につきましては、お手元に事実の概要というのを差し上げてあるかと思つて、これをいろいろにみるとわかりますように、かなり強力な指示が役員選任についてなされておるようでございます。ただいま申しました公正な取引方法に該当する問題として検討する余地が非常にあるように考えております。

○薄田委員 三菱銀行小笠原頭取は昭和三十年六月二十九日に開催されました近江絹糸株主総会の終了後に、役員全部の辞表を一方的に提出させまして、これを保管しておつたと申されておりますが、これは明らかに独禁法第二条七の条項に該当すると思つております。独禁法第九条にも該当すると思

います。こういう点についての公取の解釈はいかがですか。

じゃないだろうと思ふけれども、大体の委員長の心持を聞いておきたいと思ひます。

それから市中銀行が近江絹糸の株を四割持つておるのでありますが、公取の精神から言つて一割以上持つてはいかぬといふことになっておりますが、七行の銀行が集まると二割八分になる。こういうようなことが世の中の誤解を生ずるものでありますから、公取の方では、こういう誤解を解くために、銀行が持つておる株を公開するような方法を講ずるお考えはないかどうか、委員長のお考えを伺いたいと思ひます。

○横田政府委員 この事件の最後の結論の内容でございますが、独占禁止法の言葉をもつていたしますと、いわゆる排除措置の内容をどういふふうにきめるかということが一番大事なことでございまして、実はこれからその結論を出す段階でございます。今ここで私からお答え申し上げることは必ずかしいと存じますが、ただいまの役員何人というふうな点は、先ほども申しました債権確保の程度の問題に関連する問題でございます。具体的にここまではつきり申し上げることは困難だと存じます。

それから銀行の株式の保有につきましては、御承知のように一行がある会社の株式の一割までは持つてというところに、昭和二十八年の独禁法の改正でなつておるわけでございます。従いまして、一行が一割以下のものを持つております場合には、それを違反として取り上げるということはおもひようでないでございまして、これが集まりまして何割かになりましたら、そのこと自体が独禁法違反ということにはならないのでございまして、しかしこれはいろいろな点もございまして、もし銀行の方でそういういろいろな誤解を受けるようなことは好ましくないといふふうにお考えになつて、銀行の方で任意に処分せられるということになれば、これはまた別問題でございます。法律の規定に従ひましてこれを直させるというところは、現在の独禁法の上ではちよつと困難だと思ひます。

○薄田委員 法律の条項によりまして一割まで持つていいといふのであります。集まつて集団的に暴力をすることになりますと非常に不当なのであります。従いまして法律の精神からいへば、公取の委員長の意見としては、そういうふうな問題が起つた時分に、各銀行がそういうものを持つていて、こういうことはかえつて問題を起すから、こういう際には公開でもした方がいゝという御意見でありますか、どうですか。一つ御意見を承わつておきたい。

○横田政府委員 これは法律を離れましての問題といいたしますれば、いろいろ世間から問題のあるような株式の保有は銀行としては避けられた方がいゝのではないかと私個人としては考えております。

○薄田委員 それでは大体公取に対する質問はまたあとから申すといひまして、一応大蔵省の政府委員に対してお伺ひいたします。

歩積みの問題は、昭和三十年の暮れに次官通牒で、弊害を認めて全国の各銀行に対してこれを禁止するようにといふことを言うておるのであります。昭和三十一年におきまして市中銀行が申し合せをして、近江絹糸に対して

て一方的に各銀行の株式の売却を強要して、その代金をもつて預金をさし、そして借入金返済に充当せしめなかつたといふような事実があるのではありません。こういうふうなことは通牒違反であります。大蔵省としてはどういふふうな考えを持つておるか、一つ大蔵省の意向を承わりたいと思ひます。

○東條政府委員 ただいまのお話は、いわゆる銀行における歩積み両建預金の抑制に関する問題についてのお尋ねと承わりましたが、もちろん銀行と取引関係を持つております相手方は、申すまでもなく日常の取引におきまして、あるいは預金を持ち、あるいは貸付を受けるということ、預金と借り入れとが並行するということは通常の取引において当然なことではございますが、問題はそういう預金者が預金を引き出したという場合におきまして、不当に、いわば拘束を受けるというふうなことがありまして、これは、取引の相手の経済的な負担、金利負担といふことを考へてみますと適當でないといふことで、金融機関がそういう非常に拘束性の強い預かり金をすることを慎しむようにという趣旨の通牒を出しておるわけでありまして、問題になつております近江絹糸と関係取引先銀行の問題につきまして、果してそういう事実上の強度の拘束性の預金に該当するかどうかという事実上の認定につきましては、私今ここでお答えを申し上げる準備をしておりませんが、一般的な考え方を申し上げますれば、いわゆる債権者預金といふものが銀行の強い拘束を受けて預金のままで置いておかれるということは、全体の方針としては望ましくないといふのが一般的な方針でございまして、

○薄田委員 今の東條政府委員のお話ですが、そういうような事例が今近江絹糸に現実にあるものであります。どうかそれを一つ調査して、いづれ調査の結果を承知したいと思ひます。

それから近江絹糸の場合に見られるように、そのような銀行の圧力で、定年の銀行員が相当近江絹糸に入つておつた、こういうふうな弊害について、これは著しい弊害かと思ひます。最近の傾向としては、大学なんか卒業した連中は、事業会社に入るより銀行に入る。銀行に入ると、そういうふうな都合でいろいろ事業会社の重役に送り込まれるといふので、争つて銀行に入るのが出世の道だといふやうなことを大言しておるやうな状況であります。一体大蔵省は各銀行に対する監督といひますか、いろいろな場合には非常に親切であります。そういう銀行が自分の持つてゐるもの、ものを言わせて、著しく集団的な暴力をやる、非常にむづかしいことをやつてゐるのに対して、非常に寛大なように思われるのであります。そういうふうなことで、近江絹糸などについては、先ほどのような質問をいたしました。先ほどのような質問をいたしました。先ほどのような質問をいたしました。

○東條政府委員 お答え申し上げます。金融機関と取引先との間におきまして、たとえば金融機関からの債権がある、その債権の確保をいたします。ために、たとえば経営者を送り込む、重役を送り込むといふことが、債権保

全のためにぜひ必要であるといふ場合におきましては、どうしても債権保全のために、一面におきましては管理的な色彩を帯びるやうな人事が行われましても、これは私はやむを得ないことではなからうかと思ひます。また金融機関と取引先の相手方のことではございまして、お互ひの話し合いによりまして、たとえば経理担当関係の人をもちたい、また差し出さしめようといふやうなことで行われるといふことも、これまたあることではあります。問題はさういふ金融機関から企業に人が出されまゝの場合、また受け取りまゝの場合におきまして、要は金融機関のやうな債権保全的な関係において、またお互ひの経理関係において、行き過ぎがあるかどうかといふ個別的な問題であるかと思ひます。私どもも実は話を近江絹糸の問題に移して参りたいと思ひますが、先般来いろいろ各方面からの御意見もあつたので、また御注意もあつたので、銀行局といひましたけれども、いろいろと事情を聴取いたしたわけでありまして、ただいまのところ私どもの考え方といひましては、公正取引委員会の方でいろいろとまた私どもの手の及ばないやうな面にまで進みまして、この事実関係をいろいろ御調査になつておられるといふふうにお承知いたしておりますので、公正取引委員会の御意見の方向のきまるのを待つて、大蔵当局といひましては考えを定めた。かように考えております。

はなはだぐくくなりましたが、要は金融機関と取引の相手方との間の人事のやり取りがあるといふことは、一般

第一類第九号 商工委員会議録第二十四号 昭和三十一年四月九日

的には一つの原則をもって律するわけにはいかない、しかし金融人には金融人としての一つの限界があるべきであつて、行き過ぎがあることは適当でない、こういう見解に立つております。

○薄田委員 昨年の商工委員会の席上において、東條政府委員はよく事情はわからぬ、いずれも調査してからというふうなお話であつたのであります。そうしますと、公正取引委員会の結果を待つて大蔵省としては何か発表する、また行き過ぎがあれば何か処置を講ずる、こういうふうな承知しておいていいのであります。

○東條政府委員 その後私も似たしましても、いろいろ事情は聴取いたしましたのであります、今日のところは公正取引委員会の方の何らかの決定ないしは意思表示がありましたのをよく承知しまして、大蔵省としては考え方を定めた、こういうことであります。

○薄田委員 大蔵省としてはこういうふうな近江絹糸のような世間で騒いだ問題について、十分その後調査して大蔵省の結論を得ているというふうに承知していいのであります、公取の判定の結果を見て、それから監督官庁として調査するというふうなお考えなんです。

○東條政府委員 私どももいたしましても、いろいろ事情を取り調べましたが、金融機関の監督官庁として今直ちに大蔵省の調べた範囲におきましては、是正をしなければならぬ、こういうふうには是正を命ずべきであるという結論にまでは実は立ち至つておらないわけでございます。そこで公正取引

引委員会のいろいろな調査の結果を待ちまして、大蔵省といたしましては方針をきめたい、調べることは調べておりますが、決定はさうにいたしたい、こういうわけでありまして。

○薄田委員 この二月十六日の商工委員会におきまして水田通産大臣はこういうふうな答弁しておられます。金融機関の産業界支配の行き過ぎは、二年前に政府並びに党に強く警告を銀行全般に与えて、こういうことを言つておるのであります。この趣旨からいっても、銀行局長は、当然今までこういうふうな、先ほど申しました通り、私どもが公平に見て三菱銀行の行き過ぎだと思ふ点につきまして何らかの処置をしなければならぬと思ふのであります。今のお話では公取の意見によつていろいろな処置をするというのであります、こういうことはもう起きてしまつてからでは仕方がないのでありますから、起きる前に政府からも党からもこういうふうな警告しておるというのであります、こういう警告があつたのかどうか、もしあつたのなら何かというふうな処置をしているかどうかという点についても一つあなたの御意見を伺いたい。

○東條政府委員 今それに基づきまして、具体的に大蔵大臣の命によりましてこういう通牒を出したというところを、私ここで申し上げる記憶がございません。私銀行局長になりましたら、そういう特定の問題を取り上げまして通牒を出した記憶はございません。ただ、私申し上げたいと思ふことは、金は、金融人として一つのやり方に限界があらねばならぬというところは、役所の、官庁方面からのそういう通牒、警

告を待つてもなく、金融機関の良識ある経営者としては当然心得ておるべきことであると思ふし、私としては当然心得ておると思つております。また正式の通牒ではございませんにいたしまして、私も、私どももいたしましては、金融機関の経営者との間には意見交換をいたします機会はあるにあらうわけでありまして、こういう国会で近江絹糸の問題その他のいろいろの事例につきまして、御批判がある場合におきましては、私といたしましてはそういう問題につきまして機会あるごとに金融界の方々、経営者に対してそういう事実を指摘し、また反省を常に求めるということは私にいたしておるもので、先ほど仰せになりました党あるいは国会方面の御趣旨は十分に金融人に伝わつておるといふのが私の所信でございます。

○薄田委員 東條政府委員のお話よくわかりましたが、大体抽象的に一般的にこういうことはいかぬというふうな御注意はもちろんしよつちゅうしておると思ふのであります、こういうふうな著しく権限を越えたやうな問題については、やはりこの際公取の判定の後でけつておる、断固たる措置をとつてはつきりした方向を示していかないと非常にみんなが不安なのであります。私は今すぐに結論を出せというふうなことを申しませんが、どうか一つ十分に調査して、行き過ぎのないように、これは近江絹糸の問題だけを言つておるのではないのであります。一般的に各方面でそういうふうな意向があるのでありますから、そういう点を十分御調査いただいて、私どもの方にも満足のいくやうな回答をして

ていただきたいということを切望して私の質問を終わります。

○福田委員長 中崎敬君。○中崎委員 最初私は私どもの立場をはつきりして質問してみたいと思つた。すなわち、この近江絹糸に関する問題はあつた世人の心胆を寒からしめるような大きな、いわゆる人権争議として取り扱われたことはすでに言うまでもないことなのであります。そうしたことが一つの大きな契機となつて、勢いまた銀行に乘ぜられといひますか、そういう問題を与えたといひますか、その間の問題を呈しておるのが事実だと思ふのであります、その意味において、その後の運用の事情を見ましても必ずしもそうした問題が十二分に反省をされておるとも見られないのであります、こういう点について強く批判の上に立つて質問をするものであると同時に、一面において金融資本が産業資本を圧迫して、その自己の取引上の優越せる地位、それをも著しく優越するところの地位を利用して、自分たちの立場、主張を必要以上に実現するがために幾多経済界に好ましくない事例が終戦以来ことに露骨であるといふことを考えてみたときに、もう少し金融人のあり方というものを、先ほど東條銀行局長が言いましたように、真に良識の上に立つた運営がなされるべきものであるというやうなことも考えておられますので、その両方の立場からこの問題について私は質問を続けていつてみたいと思つておるのであります。

そこでまず第一に尋ねたいのであります、先ほど西村常任監査役からの説明によりますと、争議は起したけれども、その後において生産が漸次向上

の方向にあつた、組合側もある種の話し合いも進めながら生産の増強に進んでいった、ところがその後突如として銀行方面の経営に対する強力なる介入によつて、その後生産が漸次減退したといふことを言われておるのであります。さらにその問題について、実際そういう事情であつたかどうかといふことを宇佐美三三銀行の常務取締役から聞きたいのであります。

もう一つ付け加えてお尋ねしたいのは、近年、ことに繊維産業の整理法案ができてからといふものは、ことに紡績方面は相当活況を呈しておるのが事実であります。ことに中小紡績に至つても一時は非常に将来を憂慮されておつたのであります、立ち直りも相当著しいものがある。これら全体として見たときに、相当に好転しておるのであります。そのさ中において、一体この近江絹糸のごときその後における内部のあつれき等が大きく災いをして、そうした繊維業界、ことに紡績業界における好転にかかわらず、業績が必ずしもよくないばかりではなく、逆に何だか逆転しておるやうな印象を持つのであります、その間の事情を一つここで御説明願いたいと思つた。

○西村参考人 お答えを申し上げます。ただいまここにございます新聞に、「近江絹糸が銀行管理による損害は五十億円をこす」といふ記事が載つております。私専門の立場からこの記事を拝見いたしました、おおむね当らずといへども遠からずであるといふことを申し上げられるのであります。必要でございますればこの記事を朗読いたしますが、いかがでございますか。

○東條政府委員 中崎委員、先ほど申し上げた通り、私どももいたしましては、金融機関の経営者との間には意見交換をいたします機会はあるにあらうわけでありまして、こういう国会で近江絹糸の問題その他のいろいろの事例につきまして、御批判がある場合におきましては、私といたしましてはそういう問題につきまして機会あるごとに金融界の方々、経営者に対してそういう事実を指摘し、また反省を常に求めるということは私にいたしておるもので、先ほど仰せになりました党あるいは国会方面の御趣旨は十分に金融人に伝わつておるといふのが私の所信でございます。

○薄田委員 東條政府委員のお話よくわかりましたが、大体抽象的に一般的にこういうことはいかぬというふうな御注意はもちろんしよつちゅうしておると思ふのであります、こういうふうな著しく権限を越えたやうな問題については、やはりこの際公取の判定の後でけつておる、断固たる措置をとつてはつきりした方向を示していかないと非常にみんなが不安なのであります。私は今すぐに結論を出せというふうなことを申しませんが、どうか一つ十分に調査して、行き過ぎのないように、これは近江絹糸の問題だけを言つておるのではないのであります。一般的に各方面でそういうふうな意向があるのでありますから、そういう点を十分御調査いただいて、私どもの方にも満足のいくやうな回答をして

ていただきたいということを切望して私の質問を終わります。

○福田委員長 中崎敬君。○中崎委員 最初私は私どもの立場をはつきりして質問してみたいと思つた。すなわち、この近江絹糸に関する問題はあつた世人の心胆を寒からしめるような大きな、いわゆる人権争議として取り扱われたことはすでに言うまでもないことなのであります。そうしたことが一つの大きな契機となつて、勢いまた銀行に乘ぜられといひますか、そういう問題を与えたといひますか、その間の問題を呈しておるのが事実だと思ふのであります、その意味において、その後の運用の事情を見ましても必ずしもそうした問題が十二分に反省をされておるとも見られないのであります、こういう点について強く批判の上に立つて質問をするものであると同時に、一面において金融資本が産業資本を圧迫して、その自己の取引上の優越せる地位、それをも著しく優越するところの地位を利用して、自分たちの立場、主張を必要以上に実現するがために幾多経済界に好ましくない事例が終戦以来ことに露骨であるといふことを考えてみたときに、もう少し金融人のあり方というものを、先ほど東條銀行局長が言いましたように、真に良識の上に立つた運営がなされるべきものであるというやうなことも考えておられますので、その両方の立場からこの問題について私は質問を続けていつてみたいと思つておるのであります。

そこでまず第一に尋ねたいのであります、先ほど西村常任監査役からの説明によりますと、争議は起したけれども、その後において生産が漸次向上

の方向にあつた、組合側もある種の話し合いも進めながら生産の増強に進んでいった、ところがその後突如として銀行方面の経営に対する強力なる介入によつて、その後生産が漸次減退したといふことを言われておるのであります。さらにその問題について、実際そういう事情であつたかどうかといふことを宇佐美三三銀行の常務取締役から聞きたいのであります。

もう一つ付け加えてお尋ねしたいのは、近年、ことに繊維産業の整理法案ができてからといふものは、ことに紡績方面は相当活況を呈しておるのが事実であります。ことに中小紡績に至つても一時は非常に将来を憂慮されておつたのであります、立ち直りも相当著しいものがある。これら全体として見たときに、相当に好転しておるのであります。そのさ中において、一体この近江絹糸のごときその後における内部のあつれき等が大きく災いをして、そうした繊維業界、ことに紡績業界における好転にかかわらず、業績が必ずしもよくないばかりではなく、逆に何だか逆転しておるやうな印象を持つのであります、その間の事情を一つここで御説明願いたいと思つた。

○西村参考人 お答えを申し上げます。ただいまここにございます新聞に、「近江絹糸が銀行管理による損害は五十億円をこす」といふ記事が載つております。私専門の立場からこの記事を拝見いたしました、おおむね当らずといへども遠からずであるといふことを申し上げられるのであります。必要でございますればこの記事を朗読いたしますが、いかがでございますか。

○東條政府委員 中崎委員、先ほど申し上げた通り、私どももいたしましては、金融機関の経営者との間には意見交換をいたします機会はあるにあらうわけでありまして、こういう国会で近江絹糸の問題その他のいろいろの事例につきまして、御批判がある場合におきましては、私といたしましてはそういう問題につきまして機会あるごとに金融界の方々、経営者に対してそういう事実を指摘し、また反省を常に求めるということは私にいたしておるもので、先ほど仰せになりました党あるいは国会方面の御趣旨は十分に金融人に伝わつておるといふのが私の所信でございます。

る。(中崎委員「大体さつとしたこと
で」と呼ぶ)そうですか……。この記事
は大体当然といえども遠からざる結
果を出しておりますが、大体御質問の
通り、昨年度において繊維業界が非常
に好況であったにもかかわらず、近江
絹糸はそういう一流紡績と同格の会社
の実績と比べて五分の一ないし十分の
一しか利益が上つておらぬことは事実
でございます。

○中崎委員 それではどうしてそれだ
けの、五十億円になんたとするよう
な損失が生じたか、ここに経営
上の大きな欠陥があるのか、あるいは
内部の重役のあつたき——ことに先ほ
ど東條局長が言われたように、銀行に
は銀行、金融業者には金融業者として
の限界があるというの、私に言わせ
れば、一つには金融機関のそうした公
共的社会的使命と、同時に、そうした
ものが産業経営にタッチした場合にお
いては必ずしも適当でない、消極的で
あつて、財布の口ばかり締めておつ
て、そして時宜に適した、腹のすわつ
た経営ができないというのが大体銀行
家の常識である。私も十数年間銀行に
おつて、銀行はどんなものであるかと
いうこともよく知つておるだけに、銀
行家としては東條局長が言われたよう
に、その限界を越えてやることは好ま
しくない姿だと考えておりますが、そ
うしたことがおまな原因となつて、そ
の後における五十億円になんたとな
る膨大な損失をもたらしたのかどう
か、そのほかに大きな原因があるのか
どうか、そこらについて一つ説明を願
ひたいのであります。

○宇佐美参考人 ただいま争議後の生
産あるいは収益について御質問がござ
いました、私もが会社の当局から
聞いておるところによりますと、争議
が終了した直後におきましては非
常に生産が落ちておる、利益も従つて
非常に赤字であつたやうでございます
が、漸次生産も上つて参り、また利益
もふえて参りまして、現に相当増資い
たしましたが、それでも配当を復活し
たしまして、さらにたゞいまも配当を
継続いたしておるやうな状態ござい
ます。ただほかの紡績と比較してな
いはなはだ不十分であるということは私
どもも感ぜられるわけでございませ
ん。しかしこれはあれだけの争議をした後
でございますので、いろいろ不十分な
点もございませう。また私もが聞きま
してこれは不十分だということをして
一番感ぜましたのは、技術方面におき
ましては非常に急速に会社が発展した
のが大きな原因だと思ひますが、技術
面における不足もございまして、今日
のように各社が非常に競争激甚で必死
の発展を遂げている際でございますの
で、なかなか優秀なるいわゆる十大紡
等に追いついていくことがむずかし
い。この点は非常に不十分であること
は事実でございますが、争議後のいろ
いろの経過を考えますと、漸次よく
なつてきておるといふふうに考えてお
る次第でございます。

○中崎委員 一般繊維業界ないしは財
界全体として不況であるといふやうな
場合においては、争議の影響もあつた
でありましょし、相当旧式なもの
は急速に大きな成長をもちやうとて、そ
の幾多不つり合ひなものもあるとい
ふことも感じられる。ところが十大紡
以下のいわゆるもろもろの中小新紡、
新々紡のごときもそれぞれ相当の業績
を上げておる。ところがこの近江絹糸
に限つて、こうして書かれたものが的
確かどうか知りませんが、大体当然
といへども遠からずであらうという五
十億円程度の損失といふことを考へて
みた場合に、これはやはり銀行方面が
入つていつて、プラスになつたといふ
よりも逆にマイナスになつておるの
ではないか、そうすると、預金者の利益擁
護のため、預金保護のためといつ
て入つていつたのが、逆に預金者のた
めにもならず、同時にこの会社の株主
等に対してもそうだし、また債権者も
不安定な状態にみずから入つて、自縛
自縛になつておるのではないかと
ふうな気がしてならないのですが、そ
の点どういふふうにお考えになつてい
らっしゃるか。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます
す。私も直接経営に参加いたして
おるわけでございますので、会社の
報告によつてお答え申し上げます。通
じでございますが、たゞいまお話し
の通り、新々あるいは十大紡以下でい
い成績を上げておるといふところもあ
るわけですが、しかし何と申しま
してもあれだけの争議の影響というも
のはやはりなかなか、また争議が終つ
てからもそう長い月日もたつておりま
せんし、また業界も、いいとはいいまし
てもいろいろ困難がございます。必ず
しも最優秀の成績を上げておるわけ
はございません。しかしたゞいまのよ
うな膨大な損失は、どういふふう
に御計算になつておるかと存じま
せんが、最近の業績としてそれだけ出
ておるという、これは私も想像がつか
ないものであります。なお会社によ
く聞きまして、むしろ
反省するところは反省しなければな
らぬと考えておるわけでございませ
ん。なお銀行員の限度といふことにつ
いてお話しをいたしました、一般論と
いたしまして、われわれがやたらに産
界に出ていつていろいろ支配するとい
ふような能力がないことはみずからわ
かつておる次第でございます。しかし
これは一般論でございます。やはり
ケースによりましては過渡的にある
は一時期的に、あるいはまた全体の経
営といつたしまして多少いろいろの人事
もやむを得ないのではないかと考へて
いる次第でございます。

○中崎委員 実はこういふ例があるの
であります。群馬県のある大きな地方
銀行でありましたが、それから相当の
借り入れ、手形割引等を受けておりま
した。ところがその銀行がやはりその
会社を支配して、その銀行から代表者
を入れた、再建をやらしてやるのだとい
うことで、行つても間もなく一切の財産を
押さへてしまつた、凍結してしまつて銀
行のみが財産をふんだくつてしまつ
た、そのために一般の零細な債権者が
ひどい目にあつたといふ前例があ
る。この場合も銀行がそういうふう
にして、——この近江絹糸が現在どうい
う状態であるかといふことをまだ十分
に聞いておらないといふのであります
が、これなんか非常に怠慢で、無責任
だ。銀行が事業会社を乗っ取り、支配
しておいて、しかも社長まで強引に送
り込み、五名も重役を送り込んでお
いて、そしてその会社がどういふ状態に
なつておるか聞いていない、これから
調べてなんといふ、そういうなまぬる
い、無責任なことを言うところにわれ
われは銀行の能力そのものを疑ひ、で
あるからして、こうしたやうな問題が
あつて、全く能力のない人間が、しか
も内部の大混乱の中に事業をやつて
いつてうまいいきやうがない。そして
行き詰まつたやうな場合において、一
体銀行はどういふ責任をとるのです
か。多数の従業員、多数の債権者、こ
ういふやうな者に対する責任は一体ど
ういふふうにとるかといふことをお尋
ねしたいのであります。

○宇佐美参考人 ただいまの御質問で
ございませうが、その数字を承つたの
はこの席で初めてでありますので、そ
ういふふうに申し上げたやうなわけ
であります。
それから責任の問題でございますが
が、銀行の限度の責任といひますと、
やはり債権確保が限度の責任であらう
と考へております。さらに大きい意味
におきましては、むしろ日本の産業界
について協力するといふことも必要で
ございませうが、小さい意味におきま
しては、やはり債権の確保が限度のよ
うに考へております。

○中崎委員 今の五十億円云々の問題
であります。私が言うのは、必ずし
も五十億円が妥当であるか、正当であ
るか私にもわからない。だから、あな
たの方で、自分の方で責任を持つて
やつておる範囲においては五十億で
はないのだ、三十億なんだ、あるいは三
十二億なんだ、あるいは全然ないの
だ、こゝろが言つておらぬ。あるから、私は五十億が絶対
であるから、私は五十億が絶対で
あると考へていないので、その数字が
間違つておるなら間違つておるとい
ふことを言つてもいい。あなた方は
大きな財閥銀行を代表して、その預金
なり貸金の上に立つてこの会社を押さ

ているわけですが、そういう大きな責任を持つておられるから、ことにこうした問題が国会において去年から問題になっている。公正取引委員会においても、これは長い間問題として取り上げている。であるからして、それはどういふ実情であるかというところがわからぬといふことでは、われわれとしては無責任きわまると思ふ。そういう意味において、やはりこの責任の所在を明らかにするといふことについて——これは単に近江絹糸だけの問題ではない。最近における金融機関は、ややもすれば産業支配をする。それは預金保護といふところに名をかりていられるけれども、たとえばこの近江絹糸の場合においても辞表まで書かして取り上げておいて、そして強引に天下りの銀行から推す重役を入れなければならぬかどうか、一般の場合においては貸金という生殺与奪の権を握っている。だから君の方が銀行が納得のいくような、安心のいくような方法でやってくれば、おれの方は金を出さぬのだ、金を引き揚げるのだというように、その限度においては僕は何ら異議がない。当然だと思ふからそれはそうすべきだと思ふのだけれども、それを辞表を取り上げておいて、そうしなればだめだといふこととおつぱり出してしまふといふような行き方は、われわれはどらも限界を越えていると思ふ。銀行局長が何と言おうとも、これは明らかにわれわれは越えていると思ふ。だから私は近江絹糸の場合がどうのこうのといふのではない。一般の銀行がそういうふうなむちゃなことを言つて、赤ん坊の手をひねるようなことをやらぬでも、十分銀行の意図に沿

りよるなことはやれる。実際やつておる。たとえば、何千億円の金をあなた方は預かつておられる。そして何千何万という事業家に融資をされているわけだ。それで十分一般の預金を保護する使命を果しておられると思ふ。今日銀行が赤字で行き詰まつたといふことも聞いていない。そういうようなことを考へてみたときに、何といつたつて私はその前にもう一ぺん銀行としてこれならば線を越えていないといふような、こういう運営の仕方があるのではないかと思ふ。

そこで、これは過去のことですからあまり近江絹糸の側に立つてしつこく弁解いたしません、その点は十分に納得してもらえらると思ふのであります、いづれにしても近く公正取引委員会からも何らか公正な、またわれわれはそれを信頼しておるのであります、判断が下された場合において、その上立つて、この社会的使命を果される考へ方を持つておるかどうか、それを尋ねたいのであります。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。ただいまお話がございましたが、私どもにおきまして、むしろ公取の御決定に對しましてはあくまでも尊敬いたしまして、その御決定の御趣旨を十分承りまして善処いたしたいと考えております。

○福田委員長 委員諸君に申し上げますが、中島参考人は、やむを得ざる所用のために、三時半ごろまでに退席いたしたいのでありますので、中島参考人に対する御質疑があれば、先にお願ひいたしたいと存じます。

○田中(武)委員 私は他の参考人の方にもお伺ひしたい点があるのですが、中島参考人が三時半までに退席されるのでございまして、中島参考人だけに先一、二の点をお伺ひしたいと思ひます。

昭和二十九年のあの近江絹糸の労働争議は、ことに人権争議といわれ、前世紀時代にあつたような過酷な労働条件、人権を認めない労働条件にあつた近江絹糸の労働者が立ち上つて戦つた争議でありました。これを全職同盟を中心としてあらゆる労働組合が応援した争議であつたと思ひますが、そこで中島参考人は、中労委の公益委員としてこの争議の直接のあつてに當られたのですが、特にあつてを行つた過程に於いて、あるいはその調停が終了した当時におきまして、その争議において特に他の争議と突つた特徴があつたと思はれるような点がありましたら、一つお伺ひしたいと思ひます。

○中島参考人 まずかしい御質問であります、まあ、あの争議は皆さん方御承知のように、六月初めの組合の要求は二十二項目に盛られておりまして、要求の過半数が、いわば労働条件以前の、世間はこれを人権的事項と申しておりましたが、そういうもので占められておつたといふこと、新聞はこれを人権ストであり、人権争議であるといひ、世論も非常に沸き立ちましたし、一方海外の反響もかなりあつたやうな事件であつた。このことは常識的に見てやはりあの争議の最大の特徴であつたやうと思ひます。先ほども申し上げましたように、反面これは全職同盟の長い間の組織化闘争の一つの現わ

れであつたところで、これがあつての過程におきまして、いろいろのあつての争議にならざるを得なかつたといふこと、率直に申しますと、中労委のあつての争議の舞台に上りました以後のあつての目標と申しますかは、いわば労働協約中のユニオン・ショップ条項をどうするか、あるいは全職同盟の存在を認めるかどうか、第一組合に對する考へ方をどうきめるかといふふうな、いわば労使間の組織的部分に属する条項が多うございまして、人権問題その他は中労委としては深入りはいはしませんでした。すでに当時の法務府の人権擁護局であらまし御調査もなさつて報告を出されたという事実が一方においてありまして、争議解決のためあつての争議の役割としては、いわゆる人権問題そのものには深く入らなかつた、むしろ労使間の組織の問題といふやうなものをわれわれは中心にあつてををして、それを通じて近江絹糸の産業平和を再現するといふねらいでやつたわけでございます。皆様方御承知のように、争議がだいたい激化したときから、たしか小坂労働大臣のももちろんほうつておけないといふので、いわゆる財界三氏といわれた人のあつて乗り出しがありまして、それが一応失敗に終りまして、中労委の職権あつてんといふことになりました、七月から八月にかけて一次、二次のあつてんが行われたのであります、それによつて終局の解決が見られなかつた。八月の末から九月の上旬にかけてだつたと思ひますが、住友の堀田さん等もあつてんに出られまして、これもうまいかないで、最終的には中

山さんの第三次あつてん案によつて解決といふことになつたわけでございます、期間の長さといひあるいは要求項目の特異さといひ、解決の仕方の特殊性と申しますか、それらの点にはひろくこの争議の特異性があつたと思ひております。

○田中(武)委員 中島参考人の話によると、中労委はあの争議のあつてんに當つて、いわゆる人権問題には深くタッチせずして組織問題を中心に話を進めた、こういうことであります、当時新聞等によりますと、当時の夏川社長は、新聞記者でも少しもな記事を書けば赤だと言ひ、労働組合運動に携わつておる者あるいはそういうことを口にする者はすべて赤だときめつけるやうな人であつたかのように伝えられておりましたが、組織の問題を中心にあつてんせられた際に、夏川社長は労働組合の組織に對してどのような理解を持つておられ、また最後のあつてんにおいて組織を十分認めるという態度が現れておりましたかといふことをお伺ひいたします。

○中島参考人 八月の初めの第一次あつてん案によりますと、一応激しい争議もおさまるかと思はれた瞬間がございましたが、その後八月の十一日から十四日までございまして、たしか全職同盟の新大会であつたと思ひますが、その席で再び組合側の反対氣勢が猛烈に再燃いたしまして、再び争議が長期化するといふ段階に至つたのであります。あのときの全職同盟の大会の結果その他を知らなければわかると思ひますが、たしかそのときの反対氣勢の大きな手がつきました原因は、やはり経営者不信といふやうなこ

とになっておりました。それから非常に争議が長引いて、われわれあつせん委員の一人といたしまして、その間の調整にはかなり苦勞したのでございませうが、ともかく組合側の事実関係を申し上げますと、さういふ点があつたということだけは申し上げられると思ひます。

○田中(武)委員 組合側の事実関係だけを申し上げるとさういふ点があつたというところは、すなわち当時の夏川社長は労働組合の組織を心から認めるというよりな点には、当時まだその心境に達していなかった、さういふことを意味しておるのでございませうか、いかがでございませうか。

○中島参考人 私たちとしてはあつせん委員の立場といたしまして、できるだけ全職同盟と会社側との間の平和的関係の確立というところに努力したわけでございます。夏川さん御自身の御心境に至つては私の関知するところではございません。

○田中(武)委員 それはあとでまた夏川現会長にお伺いしたいと思つておりますが、ともかくにも中労委のあつせん等によりましてあの争議も解決したわけですが、さてその解決のときに當つて一体どのような条件をつけて解決をせられたのか。その解決の動機が——これはまた心境はわからないとおつしやるかも知れませんが、夏川社長がほんとうに組合を認めるとかあるいは労働者の立場を理解するとかいう態度が現れることによつて解決したのか、それとも世論の非難に抗しかねた、あるいはまた中労委の調停案をやむを得ずのんだというよりな状態において解決したのか、すなわち解決の

条件及び勞使のそのときの状況を一つ伺いたいと思ひます。

○中島参考人 あれだけ激しい長期間のストの結末でございませうから、両当事者の立場から心境としてはいろいろなことがあつたらうと想像いたされませう。でありますけれども、幾多の紆余曲折を経まして、全職同盟も加えて団体交渉に入る、立ち上り資金等についてはこれこれの手当をする、あるいはユニオン・ショップの条項についてはさういふふうにするという根幹的なあつせん案の条項が究極においては労働双方のいれるところとなりまして解決したのであります。お許し願ひたいのはどうも心境にまで立ち入りまして私が申し上げるのはその立場でございませうので、その点はちよつとお答えできかねると思ひます。

それから条件の要点であります。ユニオン・ショップの確立、全職同盟を認めて全職同盟も団体交渉の相手方とするというふうな表現になつておつたと思ひます。それから立ち上り資金の問題がかなり出ておりました。今数字を持って参りませんでした。一人当たり幾らといったもの、それからたしか一項目には労働管理機構の刷新強化といったようなものがあつたのではないでございませうか。それはたしかあつせん案の中に書いてあつたと思ひます。明確な表現の記憶はありませうけれども、そのようない項目はたしかあつたと存じております。その程度に記憶いたしております。

○田中(武)委員 実は私も地勞委をしばらくやつておりました、いろいろな労働争議に関係したことがあります。労働争議のあつせんないし調停をやつ

ておりました際に、往々にして労働者の立場、労働組合の組織を十分に理解せられない経営者は、われわれが提示した条件をただ争議を解決し世論を押えるというだけの場合が多くて、そのあとについては十分この条件を履行せられない例が多いわけでありませう。中労委といたしましては、さういふふうな提示された条件によつて労働争議が解決したあとこの条件がどのように履行せられ、あるいはまたこの条件について当時会社側は十分のむ意があつたことを確かめられたか、これを伺ひたいと思ひます。

○中島参考人 あつせん案がともかくも労働双方から受諾されているわけでありませうから、そのときには双方誠意をもつてこれを履行するというお心組みで受けられたというところは十分想定できるわけでありませう。ただ労働委員会のあつせん行為というものは、一応あつせん案が出て双方の受諾によつて解決いたしますと手を引く。そのあと履行の状態その他はいわば事務的にやるといふ立場でありまして、それ以上にはまだあつせん委員なり労働委員会なりの正式に立ち入るといふ権限はないものでございませう。はつきり申しまして、私個人としては、その後の労働関係がどうなっているかといふことまかなことは存じておりませう。

○田中(武)委員 たしかあの当時労働争議で組合側が叫んでおつたスローガンの一つに、夏川社長の追放といふことがあつたと思ひますが、当時解決のときには組合側はそのような件についてどういふような主張をいたしておりましたか。と申しますのは、今問題になつておりますこの銀行筋の近江網糸

乗つ取り事件といわれているこの事案に對しては、先ほど西村参考人でも、労働勢力を利用して反夏川運動を盛り上げて云々といふことが言われているので、争議当時掲げておつた夏川社長追放の件は、争議解決のときに組合は取り下げておつたのか、その問題はまだ残つたままに解決になつておつたのか、その点いかがでございませうか。

○中島参考人 今のお尋ねの時期は、たしか八月の下旬から九月の初めごろにかけての状況だと思ひますが、あつせん案としては、もちろんそのこと自体を扱つてはおりませう。ただ組合といたしましては、あつせん案の最終段階に至りますまで、その種のことを非常に強く要望しておつたという事実は今思い出せませう。

○田中(武)委員 いわゆる夏川社長追放ないし重役に対する不信の問題については、中労委としてはそれ自体は取り扱っていない。しかしながら、あのときたしか労働組合の掲げた要求の中にあつたと思ひます。それはあつせん過程においてどのような姿で出てきたのか、あるいは組合が出さなかつたのか、あるいは組合がこれを扱わなかつたのか、あるいはあなたは自身が労働問題の調整者として、高度の立場から調整していくという立場からあ

の争議自体をながめられて、組合の側が無理を言つていふといふようにお考えになりましたか。あるいはそのようなことは全然考えられずに調停に臨まれたか。もしさういふことを考えられずに調停に臨まれたとするならば、

ほんとうにその裏の裏まで立ち入つての条件を見ずしてなされた調停のよりに考えられますが、いかがでございませうか。

○中島参考人 御承知だつたと思ひますが、あのあつせん案は、実は中山会長みずからあつせん委員長をやりました。私はいわばわき役のあつせん委員という役割だつたのであります。その種の非常にデリケートな問題については、ほんとうは中山あつせん委員長みずからが答えられる立場にあつて、私はさういふその立場にないように思ひます。ただしかし、あつせん委員の一人として、もちろんその仕事をやつたわけでありませうから、私で答へ得る限度と申しますから、私の記憶にありませう。あつせん案がそのときに退陣云々の問題を、あつせん委員に對して正式の要求事項としておつたのか、あるいは正式でない単なる要望事項としてアッピールしてきておつたのかどうかといふこの問題は、ちよつとデリケートな雰囲気にあつたのじゃないかと思ひます。しかしさういふふうな言葉をアッピールとしてわれわれはしつぱしつぱ聞いた事実はあるものであります。しかしながら、われわれ第三者のあつせん委員といたしましては、その種の問題には触れない、特に会社の最高経営首脳陣の人事問題であるからして、われわれはストレートに、争議そのものをほぐしていくという解決の努力をその他の面で行ふという考え方をやりました。その面には触れることを避けたわけでありませう。

○田中(武)委員 御承知のように、あの労働争議の要求の中の具体的な問題

○福田委員長 静粛に願います。

○中崎委員 そこで今までずっと議論がありましたが、夏川社長の当時の心境なりあり方、その後における動向等から見ましても、ことにまた仄聞したところによれば、労働組合側の考え方も必ずしも——といいますが、あまり当時の状態より夏川社長に対して信頼性を深めていないというふうな感じもしておりますが、それは一応それとして、そうしてまた銀行のこうした行き過ぎの問題については、いずれ公正取引委員会から何らかの決定、発表があると思っております。そうした際において私の望むところは、むしろ公正なところの事業経営のエキスパート、これがそれぞれ両者側の立場、意向等も十分に尊重して、そうしてあとが円満にいけるような、こういうことが望ましいのでありますが、一体公正取引委員会の権限として、また考え方として、そういうところまで立ち入ることなしに、この事態に対する単なる判断、裁決だけで終るものであるのか、あるいは希望的といいますが、何らかの他一步進んだような次の段階まで考えて、そうして問題の処理を公正妥当な方向に持つていくだけの用意があるのか、またそういうことがなし得るものであるかどうかをお尋ねしておきたいのであります。

○横田政府委員 これは先ほど申し上げました事件のいわば判決と申しますか、最終の排除措置の内容の問題でございますが、私どもはこの会社のその後の問題にもわたって十分によく考えまして、排除措置の内容をきめたいと思っております。

○福田委員長 首藤新八君。

○首藤委員 私は夏川嘉久次氏並びに三菱銀行の宇佐美さんに若干質問いたしたいと思っております。

二十九年における近江絹糸の争議は、このときにおける労働争議の一番大きいものとして天下の耳目を聳動いたしましたことは記憶に新たなところでありました。ただし私のこの労働争議から受けた感じは、近江絹糸がきわめて短期間に非常な発展をいたした。そして久しい間牙城を築いておった十大紡に肉迫し、むしろその圏内に入っていく勢いを示した。これに対して十大紡は、近江絹糸の動向に相当の脅威を感じておった。もう一つは、この十大紡によつて組織されておりましたところの全絹が、その以前からしばしば近江絹糸に対して全絹に加入を申し入れたけれども、なかなか組織に入らないというところが争議の発端である。この後において人権問題あるいは待遇問題というところがいろいろ加えられておりましたけれども、根本は、全絹の組織に入らない、従つてその面において全絹が近江絹糸の争議をあつた傾きがあるという印象を私たちは深く持つておるのであります。特にその当時は、私の記憶の違ひかどうかわかりませんが、英国の労働運動の指導者が日本に來られて、そうしてその指導者もいろいろの面において争議をあつた形跡がありというのを聞いて、非常に遺憾に思つておるのであります。私たちは終戦後の日本の経済をすみやかに復興しなければならぬ、その経済の復興は個々の企業体において魂をぶち込んだ、情熱を傾けた経営者が一人でも多くできることを期待するのであります。

す。この面において私は当時夏川社長の経営力、それから会社の経営に全生命を打ち込んでおるのではないかといい印象を受けたことによつて、争議のすみやかな解決と、同時にその後において会社の経営がすみやかに正常化するのを実は非常に祈つてきたのであります。夏川さんには今日私は初めてお目にかかった。しかしただいま申し上げたように、あなたのような経営者が終戦後に一人でもほしい、そうして日本の経済を全般的にできるだけすみやかに復興しなければならぬ、そのあなたがたまたま先ほど申し上げたような事情によつて非常に大きな犠牲者となつた。このことについては私は心から同情しておるものであります。と同時に、争議後におけるこの営業と争議前の営業成績がどうであるかというところを注目しておりましたが、ただいま西村参考人の御説によると、五十億円の取るべき利益が取れなかつたというところであります。これは西村参考人個人の主観であらうから、どこまで正確かどうかわかりませんが、どこまでしかしこのパンフレットによつて現在の重役陣を見ますと、またこれに関連する重役に準ずるところの主要な役割を持つておる方の陣容を見ますと、部長あるいは次長、これらを加えて二十二名ありますが、この中に本来の近江絹糸の経営に久しくタッチした、いわゆる労働争議以前からタッチしておつた方はわずかに八名にすぎない。残りの十四名は実にその後において他から入つた方によつて構成されておる。しかもその入つた方が同じところから入つておるならばまだともかくでありますが、出た母体が全部違つておる。完全な寄り合い世帯であると言われてもやむを得ないのじゃないかと思つております。いわゆる寄せ木細工であります。先ほど宇佐美さんが、銀行団がこれに乗り出したのは債権確保のためである、こう言われましたが、債権確保であるならばこの会社をできるだけすみやかに復興させる、できる限り正常な姿に返すように協力するのが銀行業者本来の責任ではないかと私は考えるのであります。これにもかかわらず近江絹糸の何らの歴史を知らず、近江絹糸の営業の内容を知らず、こういう第三者が二十二名のうち十四名まで入つて、全くの寄り合い世帯である。経営は人の和が第一の条件でありまして、そうして強力な指導者があることによつてその企業は初めて発展するのであります。強力な指導者をのけるに、他からかような未経験者を十四名も入れて、そうしてこの会社がなかなか正常の姿にお返りになるといふうな考えが正しいと思われるかどうか、まずその点から一つ宇佐美さんにお伺いしたい。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。ただいま十四名の方が入つておるといふお話がございましたが、私どもはどういう人が入つておるか実は存じしておりません。私どもは先ほどからお話がございますいたした通りなるべく銀行の限度を守るといふことに注意いたしておるわけでございまして、現在の経営者がそういう人事問題あるいはいろいろの経営の問題について一々申すことは、これはそれこそ非常な干渉であると思つておりますので、そういう問題につきましては何ら相談に乗つたこと

もございませんし、十四名というのはどういふ人か存じませんが、私どもの知つておる方がそこに入つておられたらば、たとえば水野社長とか副社長とかいふ方が入つておられるならば、そういう人たちは存じ上げておりますが、そのほかの人たちはどういふふうになつておりますか存じ上げておりません。要するに私どもは先ほどからお話がございますいたした通り、なるべく——なるべくというよりは極力現在の経営者の経営にまかしておくといいふうに考えておる次第でございます。さう御了承願ひたいと思ひます。

○首藤委員 従来の経営者になるべくまかせておきたい、全く妥協な考え方で、それであるならば今さら私たちがここで質問する必要はないのであります。

しからば私は夏川さんにお聞きしますが、伊藤忠兵衛さんが昨年四月に三菱銀行を訪問いたして、そうして銀行が独占的に経営しておる体制を一応変えて、夏川氏の信頼するところの新社長を選任して銀行の占領経営から離脱するような方法をとつたらどうかというところを申し入れた。ところが、いろいろの経路がありますが、六月二十三日に三菱銀行は夏川会長を招致して臨時總會招集の手續を一方的に強制し、そうしてこの七月二日付で株式名義書きかえ停止の公告を行はれる。さらにその後の總會において神前政幸氏を副社長に、あるいは水野副社長を社長に、こういうことを発表したというところがこのパンフレットにあります。夏川さん、この点はいかがでありますか、あなたから一つお聞きしたいと思います。

○夏川参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。ただいま御質問の通り、全くその通りであります。なお臨時株主総会招集に当りましては、たまたま伊藤忠兵衛さんのお話が続き合いましたので、私は強く拒んだのであります。どうしてもやれ、強制するのですかということも念を押して、結局私が株主総会の通知を発しなければならぬような立場に追い込まれたような形であります。

○首藤委員 宇佐美さん、今夏川参考人の主張はお聞きの通りであります。しかもあなたは三菱銀行におられる。昨年はあなたはいなかったたのであります。また、おつてもそういうことは聞いていないのであります。もう一度一つ回答して下さい。

○宇佐美参考人 お答えいたします。私は当時直接その交渉には当っておりません。小笠原頭取が当っておつたように記憶いたしております。ただ聞いておりますところは、確かに伊藤忠兵衛さんからお申し出があったたのであります。私が交渉したたはつきりません。その経過についてはつきり申し上げかねますけれども、相当慎重にいろいろのお話し合いがあったたようであります。私も、当時伊藤さんのお申し出についていろいろお確かめいたしました。不確かな点も多々ございました。また伊藤さんの方から、たとえば水野氏を引き続き置いてくれとかいろいろのお話もございましたが、私も伊藤さんとはお取引がございませんで、その辺のところは一体どういふふうになるのか、ついに話がまとまらなかったたような次第でございます。

それから株主総会の方でございますが、これは前から御承知の通り社長がいておりました。水野副社長を入れてますときから、できるだけ早い機会に社長を置かなければならぬと格好だということで、いろいろ社長について考慮をいたしておりました。また現に夏川さんの方から、たとえば今の伊藤忠兵衛さんのようなお話がありましたときは、さっそく慎重に、社長を置くことについて考慮いたしておつたやうなわけでございます。そこへたまたま今の副社長の神前さんのお話が出たので、一日も早い方がいいということでお臨時総会をお願いしたたように聞いておる次第でございます。

○首藤委員 あなたの先ほどの発言と今の発言は大きな食い違いがあるでありませんか。先ほどは、人事の面については一切存せぬということであつた。ところが今のお話によると、夏川さんの主張に対してある程度あなたは同調された。そういう話は聞いておるものであります。副社長がいなからそのまま放任できぬということをおあなたは弁解の辞にしておるけれども、片一方では、伊藤忠兵衛という人がせつかく中に入つて円満に解決しようという好意を示しておるにもかかわらず、そうしてその伊藤氏がたまたま旅行中で近く帰るという日程さえはつきりわかつておるにもかかわらず、臨時総会をなぜしなくさうに待ち切れずに関をなげればならなかつたか。第三者としての私たちは、このあなたの方の態度に対して非常な疑惑を持たざるを得ないのであります。結局今のお話を承わつてみますと、一方ではなる

べく知らぬ存ぜぬで逃げたい、しかし本質的には私たちが想像しているやうに非常な干渉をしておるということがきわめて明白であると私は断じたい。公取委員長はこういう方面はつきり認識されて、調査を進められる必要があると私は考える。

もう一つは、夏川さんにお伺いしたい。今のあなたの方の資本金は二十億であります。株価は現在どの程度でありますか、あるいは配当は幾らしておるか、あるいは市場価格はどのくらいしておるか、こういうことをきつと承わりたい。

○夏川参考人 御答弁申し上げます。現在の株価は七十二、三円から六十九円までぐらゐが旧株であります。新株の方は六十七、八円のころであります。

○首藤委員 配当は。

○夏川参考人 配当は年一割五分であります。それは一割であつたのを増資のために一割五分にいたして体裁を保つておつたやうな格好になっております。事実それは利益が上つておりません。

○首藤委員 このパンフレットによりますと、あなたの方は銀行の株券を相当持たれておる。これはあなたの方の自主的希望で持ち出したたのであります。あるいはまた銀行の強き勧告によつて手持ちを余儀なくされたたのであります。その間の事情を一応承わつておきたい。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。最初は銀行取引の關係から銀行株を持たぬかというお話がありまして持つことから始まつたのであります。その後私の方

がだんだん増資するにつれて、私の方の株を持つていたたぐやうにお願ひいたしました。続いて両方がふえて参りました。結局七銀行に對しまして、片務的にならないやうに、私の方を持つ株と同数くらいなものはいつても持つていたたぐやうな建前をとつておりました。争議以後の状態では、逆に私の方が二、三割多い程度持つておつたのであります。大体現在百六十万ずつ持つておつたのであります。増資前には八十万だつたので、それが百六十万になつております。その当時私の方は、八十万のときや百六十万以上の株を持つておつた次第であります。

○首藤委員 もう一つお聞きしたい。三菱、勧銀、住友、富士、協和、第一、三井、この銀行からの今の借入金額は表面五十七億であるが、そのうち手形を割引きしてある量が二十四億、結局単名の借入高は三十三億となつておる。ところが、これに對して阿建的な性格を帯ぶ十億円の預金があるという事になっておりますが、この数字に間違ひありませんか。

○夏川参考人 御回答申し上げます。ただいまの数字に大体間違ひないと存じます。

○首藤委員 もう一つお伺いしたいのであります。あなたの方の会社の不動産、動産その他一切の資産は現在時価で見積つて大よそどのくらいありますか。

○夏川参考人 ただいまの御答弁を申し上げます。時価の判定はつきりわかりませんが、百五十億ないし二百億と算用ができると思ひます。

○首藤委員 この点を一つ宇佐美さんにお伺いしたい。銀行団は近江絹糸の資産——不動産あるいは動産の総額を幾らとごらんになっておるかお伺いしたい。

○宇佐美参考人 お答えいたします。その前に、ちょっと先ほどの御質問について申し上げておきたいと思ひます。伊藤忠兵衛さんからお話のございました、この話が受けるのか受けなにかきまらない前にほかの話をし、さらに臨時総会を開くということは、会社といたしましてはまたわれわれといたしましては当然慎重しなければならぬわけでございます。その臨時総会に關する人事がきまります前に、伊藤さんにはつきりお断りというか、その話が進展しないというのを御返事申し上げております。その点誤解のないやうにお願いしたいと思ひます。

それからただいまの資産の問題でございますが、これはいろいろ資産のとり方もございまして、私こではつきり申し上げかねますが、やはり相当のものであらうとは思ひます。

○多賀谷委員 議事進行について。実はこの問題は現在公取が審判中であります。しかも公正取引委員会の委員長を呼んで、その審決に影響があるやうな発言を議會がすべきではないと思ひます。これはきわめて具体的な問題であります。抽象的な問題ならともかくとして、具体的な個々の問題を取り上げて、その委員長を目前に置いて、委員長にこゝろは注意してもらいたいとかいふことは、私は委員長として慎しむべきであらうと思ひます。ですか

ら質問者はその点を十分留意してもらいたい、かように考えます。

○福田委員長 多賀谷委員の御発言については各委員の良識を信じます。

○首藤委員 私どもは個々の具体的問題を取り上げておるのでありますから、その過程において質問することもやむを得ないと考えております。

そこで私は宇佐美さんにもう一ぺんお伺いしますが、今の近江絹糸の資産の総額ははっきりしないということでありまして、夏川さんは百五十億であるという。かりにこれを銀行がいうような健全な見方にして百億くらいはあると推定されるのではありませんか。これに対してどういう見解を持っているか、お伺いしたい。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。百億あるか五十億あるかという問題につきましては、私ここに数字を持っておりませんので、お答えはいたしかねます。ただ先ほど意見として申し上げました通り、資産もむろん基礎をなすものであります、事業の運営というか、安定した状態であるということも私も非常に大きいと考えております。そういう状態における資産とあるいはそうでない場合の資産とも若干違ふと思ひますし、いろいろ場合がございまして、ここで幾ら幾らあるかということはお答えいたしかねます。

○首藤委員 わかりました。それではお聞きします。先ほどの質問で、今の七つか八つの銀行の近江絹糸に対する融資は三十三億、そのうち十億円の預金があるから、差引二十三億の融資という結論に達する。夏川さんの言われた会社の資産がかりに百五十億な

くても、捨て値で売つても融資の差異約二十億、これ以上の資産があるということとはあなたはお認めになりませんか。どうかこの点一つお伺いしたい。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。そこにもございまして、手形の割引の金額も相当あるのでございまして、毎月の運搬資金として相当金が必要のわけでございまして、これをすぐ差し引いて預金が全部そこに回るという性質でもございせん。むろん資産状態として今後この会社が非常にうまくいくという状態でもございまして、資産としては相当あるように考えます。

○首藤委員 このほかに運搬資金が相当出ている、また商業手形が必ずしも確実でないという御意見らしい、これは私は了承します。ただし少くとも運搬資金あるいは別個の固定の融資の合計から近江絹糸の資産を見た場合、あなたの方の唯一の目標である融資の確保については、私は第三者から見れば近江絹糸に関する限りどうも心配はないと考える。もう一つの点は、経営の問題についてやはり安定しなければならぬということをおあなたは言われ、これもわかりました。しかし近江絹糸は、先ほど申し上げた通り、きわめて短期間にあれほどの発展をした。それがこれをやったか。少くとも夏川社長が魂を打ち込み、情熱を傾けた経営、自分の運命とともにする覚悟の経営、これはおそく世間の何人もこれに対して反対はしないと思ひます。むしろ経営者としては理想的な人と申し上げても過言でないと思ひます。この面から見て、資産には非常に余裕がある、経営者についてもすでに定評がある人だ。それにもかかわらずなおかつかよう

な外部の人をたくさん入れなければ債権の確保ができない、それはどういふことでありますか。私には納得できない。この点私の理解できるように説明願いたい。

これはあなたのところだけではない。近來銀行業者が金融を背景にして専横きまわる行為をやる。これがために日本の伸びる産業を押えておることがきわめて多いのであります。金融業者が分限を越えて、経験も知識もない者が金を看板にして産業を乗っ取る、それを支配する、日本産業のためにきわめて嘆かわしい現象であります。今申し上げるように、資産の点、経営の面に私は一つも心配はないと考えるが、それ以外に何があるか、この点をお伺いしたい。

○宇佐美参考人 夏川さんが非常に苦勞をなさつて、会社をだんだん大きくなすつたという点につきましては、私もかねがね承わつております。しかし現在においては、やはり先ほど申し上げました通り、いろいろ要素もございまして、根本的には会社内部が一致団結するということも必要でございまして、私どもは何とかやっていたきたいと考えておる次第でございまして。

○首藤委員 私は先ほど会社の経営はいろいろ条件があるが、人の和が一番大きな条件であるということを申し上げた。今まで長い間心魂をぶち込んで経営した夏川さんというものが今存在する。そして短期間にあれほどの成績を上げた手腕を持つておる方である。そして、その経営方針がどうであつたか。一糸乱れざる統制の結果

を生んだと私は見ておる。それを、何ら経験のない者をいろいろの母体から勝手気ままに出して、それで会社の成績が上るとお思いになりますか。私は先ほど西村参考人が五十億の損失をこらうむつたというこの数字に対しては疑問を持ちますけれども、しかし、夏川さんが争議前と同様にいわゆる独裁的な経営で進んでおつたならば、現在よりもさらにはるかに会社の営業成績は上つておつたであらうことは、私は確信する。それにもかかわらず今日のような状態にあるということは、結局それはあなた方が何ら関係のない、知識のない者を、月給さえもらつたらいいという人間だけをたくさん送り込んで、そして内部の調和を欠いた。それが会社の成績が思うように上らぬ一番大きな原因だと申しても、私は過言ではないと思ひます。結局あなた方は、債権確保は完全にできておるにもかかわらず、債権確保を看板にして近江絹糸を食いものにしておるといふそりを私は免れぬと思ひます。いやしくも三菱銀行という代表的な金融機関が、なぜこりうあさましいことをしなければいかぬのですか。もう少し紳士的な—金融マンには金融マンの分限があるはずで、金融家らしいところの行動をとつたらどうですか。世間から見ても非常な誤解を受けるような、しかもこの事態を今質問してみますと、これは疑惑でない、その通りなんでありまして。私は三菱銀行のためにきわめて遺憾な気持ちを持たざるを得ない。この事実、いわゆる資産の面、経営の面、銀行団が退却すれば、かえつて会社の営業はよくなる、おれば会社の営業を悪くするということとは、は

きりしたのであります。それでもなおかつあなた方は従来の方針を踏襲していくつもりでありますか。どうかこの点を聞いておきたい。

○宇佐美参考人 お答えいたします。私どもは会社を食いものにしようとするような気持は少しもございせん。ただ会社がよくなるというこのために、われわれ銀行も協力いたしておる次第でございまして。その限度につきましては、むろん私もよく反省しなければならぬと考えておりますが、これはやはりケース・バイ・ケースで考えていかなければならないと考えておる次第でございまして。私どもは近江絹糸を食いものにしようとするような気持は毛頭ないことを申し上げておきます。

○首藤委員 当然ケース・バイ・ケースでなければなりません。従つて私はケースによつては、金融業者がこの会社の内容を常に把握する立場から、会社だけの報告では信頼性が薄い、やはり内輪の者を入れておく必要があるというケースもあると思ひます。従つてそういう場合には代表者が入ることも、私は適當と思ひます。ただしそういう場合においても一人だけつこうだと私は考えません。一人以上入れる必要はどこにもない私は考えます。ところが近江絹糸はそのケース・バイ・ケースに入れなければならぬ条件がないではありま

す。しかもこれがためにかえって会社の経営を阻害してゐる。これも否定できない事実だと私は考えます。そういう点について銀行業者はこのケースをもう一度慎重に冷静に御考案になつて、すべからず、反省すべき点はすみやかに反省することを私は希望いたします。一応私の質問を終ります。

○福田委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 先ほど各委員が申されてゐる通りに、またたいては首藤委員が申されたように、いわゆる金融資本が、銀行が融資をしてゐる産業会社へ重役を送り、これを乗っ取るという事、あるいはそういうことによつてその工場、会社の経営あるいは生産の能力を低下せしめておる、こういう事態は許せないものであるという事は、みんなの意見が一致しておると思ひます。こういうことは、ただこの近江絹糸だけでなく、あらゆる産業において現在見られてゐる状態であつて、こういう問題についてはわれわれはこれを等閑視することは絶対にできないのであります。しかしながら、本日近江絹糸の問題が特にこの委員会に取り上げられたという事につきましては、いささか私不思議な感じを受けておられます。聞くところによると、夏川元社長がこの際復帰をねらつて何らかの運動をなされた結果、こういうようにただ単なる一会社の問題がここに取り上げられておる、こういうふうにも聞いておるが、さて夏川参考人にお伺ひいたしますが、あなたはこの問題について、あなた自身が復帰を希望せられた結果として、何らかの政治的運動ないし何らかの芝居を打たれた結果が、こういうふうになつたのかどう

か。あなたはこういうことについて政治的な運動をなされたかどうか、お伺ひいたします。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対してお答えいたします。私はこの問題に對しまして復讐問題とからんで何も政治的に動いておりません。またこの問題は私の復讐問題とは違つた意味のものと考えております。

○田中(武)委員 あなたは現在復帰についてどのようなお考えをお持ちしておりますか、お伺ひいたします。

○夏川参考人 ただいまそういう問題があつておりませんから、それに対して意見は何もありません。

○田中(武)委員 先ほど中島参考人に二十九年当時の争議についていろいろお伺ひいたしました。あの私の質問は、そこで夏川参考人もお聞きになつたと思ひますが、夏川さんは現在その二十九年当時の争議を顧みられて、今の争議についてどのように考えておられるか、一つ現在の心境をお伺ひいたします。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。私は争議の一方の経営者の責任者としていたしまして、非常に責任を痛感いたしておりました。なおまたいろいろ中島委員にお尋ねになつておりましたが、中委のあつせん案は全部正確に行われておりますのみならず、さらにあつせん案を越えまして、その直後約五カ月ぐらゐの間に三割のベース・アップも無条件にのんでおるような次第であります。さらに西村監査役から御報告申し上げましたように、その後団体交渉なんかについてもきわめて友好裏に進んでおるのが実情でありまして、これは先刻西村監査

役から御報告申し上げました次第であります。争議の感想については大体ただいま申し上げた次第であります。

○田中(武)委員 あの争議以前と現在を比べて場合、従業員、労働者の待遇は大いに改善せられておるということでありますが、もう少し具体的にお伺ひするのと同時に、それはあの争議があつたから改善になつたのか。それともあの争議がなかつたならばあなたはどのような措置をとられるつもりでおられたのかお伺ひいたします。

○夏川参考人 時代の流れに従つてすべてベース・アップされておりますし、労働組合が組織され、もちろん前にも労働組合があつたのですが、争議後の労働組合の交渉というものはだんだん尖鋭化しておりますが、私の考えでは、争議前の過去の近江絹糸の昇給率あるいは待遇改善の歩調でいいますと、そうした問題がなくなつてもあるいはより以上に待遇が改善されたかもしれません。現在では要求だけ上げておるような状態ではあります。私どもは会社を大きくして、つづいて、労働者の幸福福利増進をしたい、すべてのものを徹底的によくしたいという考えを持っておりまして、私の理想が実現しておりましたならば、おそろくは数倍よくなつておつたのではないかとと思ひます。ただ争議のために大きな損害をし、先刻西村監査役から申し上げましたように五十億円の利益が上つておりましたならば、おそろく実に入りつたな会社ができておつたのではないかとと思ひます。

○田中(武)委員 あなたは現在の争議を顧みて、あの当時あなたがとられた態度、あるいはあれ以前の会社の労働

条件あるいは労働者に対する扱い方、幹部のこれに臨む態度についてどのようになつておられますか。若干の反省というふうなことはしておられないでしょうか。

○夏川参考人 私は労働争議に對しまして責任を痛感しておりますし、何か私どもの欠点がないかということについては大いに反省しておりますが、ただいま申し上げましたように、中委のあつせん案というよりもより以上に上つておりました。さらにまた西村監査役から御報告申し上げましたように、労働組合との交渉も、争議後銀行の方がお入りになるまでの間非常に平靜に進んでおつたことは事実であります。

○田中(武)委員 先ほど首藤委員は質問を通じて、あなたをまれに見る敏腕の経営者だと絶賛されました。あるいは見方によつたらそうかもしれませう。しかし私はあなたがいわゆる敏腕をふるわれた裏には、いわゆる短期間に業績をあげられた裏には、あの争議によつて明らかにせられたような状態のもとに労働者がいられたらつておつたという事実を考えなければならぬと思ひます。あなたは今首藤委員のあの絶賛の言葉を聞かれて、その際に泣いておつたところの労働者に対してどういうように考えておられますか。あるいはまた現在あなたは、ああいうふうになつて見る優秀な経営者と言われ、しかしその際には労働者があつたといふことを認められるかどうかです。しかもそれが労働者のおかげであつたといふことを言ひ切れますかどうですか。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。もちろん事

業は資本と経営、労働の三つによつて成り立ちまして——首藤さんが私のことについておほめ下さいましたけれども、非常に恥かしい思いをしております。もちろん資本と労働者、これが一体にならなければなりません。私どもはそれをモットーとしてやつてきた。労働争議についてもいろいろ批判されておりますが、実際は争議の起つたときに入割までは労働争議に参加しない従業員があつた。二割の人が工場に入れないでじやまをした。それからまた労働争議が済んだときに、たとへば製品の発送をとめるとか高いをこわすとか門をこわすとかいうふうな不法行為が百三十件ありましてけれども、それは全部無条件で告訴を取り下げて解決したくらいであります。またさらに当時労働委員の臨床尋問を受けましたのは、私はけんかをするために生まれたのではない、労働者と手を握らなければならぬという事を強調したくらいでありますから、申すまでもなく労働者の力というのに対しては非常に敬意を払い、重きを置いてゐる次第です。

○田中(武)委員 あなたが今そういうような発言をせられるならば、少し問題が横にそれるかも知れぬが、いろいろ労働問題についてあなたと意見を戦わなければならぬと思ひます。あなたの工場において昭和二十六年新入者の歓迎式とか何かでミカンとじゆずとそれからお経の本ですかを渡して、映画をやつておるときに、フィルムに火がついて三十名近い人が死んだという事実、それ以来私はあなたの組合の内部は知つておるのです。そ

こであなたは今言われたことと同じこ

とをもう一度確信をもって言われま

か。

○夏川参考人 もう一度御答弁申し上げますが、ただいま答弁したことは確信をもって申し上げております。

○田中(武)委員 それでは、争議の前に、私申し上げました二十六年のあの二十何名が死んだ事件がありましたね。あのときのことを一べん思い出していただきたいと思います。あのときの詳細を一べん言って下さい。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対し御答弁申し上げますが、二十六年に新入者の歓迎会をやりましたとき、またまフィルムに火が移りましたが、直ちに火は消えたのです。何分各方面のいなかからたくさん来て、初めて汽車に乗った人とか、初めて船に乗ったというような連中ばかり集まったために、その火を見てあわてて、またそのとき横浜の桜木町で焼けた事件がありましたために、火を見たら死ぬものだとあわてた。それがために講堂の階段で死んだのであります。そういう事件でありまして、最も遺憾に思っております。また死んだ人に対しては会社としてはできる限り深い気持ちで重く取扱いをしたつもりであります。

○田中(武)委員 あのときに火が燃えて、初めていなかから出た子供から騒いだことはあなたのおっしゃる通りです。ところが入口を締めてしまつて、逃げ場がなくなつて死んだのではないですか。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。それはすでに裁判所で判決がありましたし、私が一々御説明申し上げるまでもなく、入

口で焼死したということは絶対にござい

ません。

○田中(武)委員 それは裁判も済んだことですから、そういうことを申し上げるつもりで私は質問をやつたのではないのです。あなたがああいう答弁をなさるから、そういうことをいろいろと言わねばならない状態になつたわけ

です。そこであなたにお伺いをいたしますが、労働組合のうち二割だけが争議をやつて、八割がそうでなかった、こういふふうにおっしゃつたが、終いにだんだんと第一組合の方が大きくなつてきて、ああいうことになつたことも事実じゃないですか。しかもあのときの状態において、私争議の現場にも行きました。しかも、いわゆる秘密のとき

ら、あの仏間をあけて見ました。あの中には一体何が祭つてあつたか。夏川家先祖代々の位はいろいろあつたが、それを強制的に労働者に拝ましておつたのではないですか。宗教の自由ということは憲法に保障してあるのですよ。そういうことについてあなたは今でも反省しておらないのでしょうか。

○夏川参考人 ただいまの御質問に対して御答弁申し上げますが、仏間に夏川家の先祖が祭つてあるというのはい

そです。それは前社長が私の先代でありましたために、父の位はいろいろあるといふので、夏川の先祖だといふやうな名前が載つておるのであります。これは事実お調べになつたらわかりま

す。それからさらに宗教強制の問題ですが、進駐軍が進駐した当時、私の方は

航空機をやつておつた関係から進駐軍がやつてきました。そうしてやはり仏教の強制で疑われました。全従業員を調べた結果六五%が仏教徒、二五%がどうでもよい、五%が神教だといふやうな数字が出てきて、進駐軍といふのも仏教の強制といふものはわかりましたといつて帰つた。これは事実でありますから、このことも御答弁申し上げます。

○田中(武)委員 あなたはそういうふうにおっしゃるけれども、私は彦根の工場へ現に行つた一人なのです。そこ

に何があつたかといふことは私この目で見てきておるのです。それを今さらとやか

く申しません。これを言うやうな三年前の社会労働委員会に逆戻りするやうにな

りますから言ひませんが、そういうことをあなたもぬけぬけと言つた方がよいのではないかと思ふ。私は現に見てきた一人なのです。そういうことはもうやめましょう。

そこで西村さんに一つお伺いいたします。先ほど中崎委員が会社の損失の問題についてお伺いいたしましたとき

に、この新聞をどらんになつて五十億

円云々といふことをおっしゃつた。こ

の新日本新聞といふ新聞は、四月十五

日付で、ともかくこの問題についてほ

とんど全紙を埋めるほど報道してお

るわけなのです。ところが中崎委員の質問に対してこれを使つて御答弁になつたところを見ると、あなたもこれが出

ておること及びこの中に書いてあることを御承知だと思ひますが、この記事はあなたの方からお出しになつたので

すか。

○夏川参考人 私は答弁をしながらも

いいことではあります。仏間に

おける位は私が見てきたとお

つるが、見てきたことが間違つてお

るから私は強く申し上げる。間違えられ

たことが新聞に伝えられておるから、

私はこの機会に強く反抗するみたい

ではつきり申し上げておきます。

○田中(武)委員 私はそれを言わない

と言つておるのですが、私自体は新聞

を見たのではない。私自体はそれを見

てきた一人なのです。

○夏川参考人 見てきておることが間

違ひであれば間違ひであると言つても

いいじゃないですか。間違つて見て

きたのです。それは間違ひありません。

○西村参考人 ただいまの御質問にお

答へ申し上げます。先ほど新日本新聞

を引用して答弁いたしましたことにつ

いて、その新聞の発行に何かわれわれ

が関係があるかといふお尋ねであり

ます。私はその新聞をけさ見たのであ

ります。またまたその記事はわれわれ

維新者として専門的立場から見ても

おむね妥当であるといふふうに考

へております。新聞の発行には何ら関

係はございません。

○田中(武)委員 私はなお質問を用意

しておるし、なお金融機関の方々に

質問したいつもりでありましたが、た

だいま夏川さんの態度、言語及びその

答弁のやり方等を考えましたときに、

これ以上私は質問を続けることをやめ

ます。

○福田委員長 小笠公昭君。

○小笠委員 ただいままで参考人の

方々その他からいろいろお話を伺いま

して、問題となるべき点は大体出尽し

たのではないかと考えるのであります

が、私は、本問題は、産業と金融との

関係を正常化して、日本の国の産業経

済の発展に役立たしていただきたいとい

ふ念願から取り上げられておるものと確

信いたしますのであります。その意味で

私は二、三の点について一般論として

お伺いしたいのであります。先

ほど参考人の方々の御意見で、金融

の任務は最終的には預金者保護すなわ

ち言葉をかえれば債権の確保にあると

いうことを言つておる。債権の確保を

中心とするといふことは、言葉をかえ

ていえば、金融機関はあくまでも営利

主義に墮しても預金者にのみサービス

すればいいといふことになりかねない

のであります。私はいま一つ、今日の日

本の金融機関は高度な産業の育成、民生

の安定といふ公共的使命を持つもので

あると思ふのであります。先ほど宇

佐美参考人は、小には預金者の保護、

大きく言へば国の経済の伸張に寄与し

なければならぬかもしれないといふ

考え方を言われておつたやうであり

ますが、この点に対して金融機関の

方々の金融機関自身に対する考え方、

この公共性といふ問題についていかな

る観念を持つておられるか、問題の解

決の基本はここにあると私は考えるの

であります。まことに重ねて恐縮で

ありますが、三人の金融関係の参考人

のどなたからでもいいから御意見を伺

いたい。

○宇佐美参考人 ただいまの御質問に

お答えいたします。先ほど私が申し上げ

ましたのは、やはり私どもの資金と

いふものはほとんど百パーセントと

言つていくらい預金でございます。

従いまして、預金者の大事なお金の完

全な保全ということは、私どもがまず考えなければならぬことだと思ひます。しかし融資をいたします場合の相手といたしましては、ただいまお話がございました通り、日本の国家のために有用なものであるいはそのときどきの金融情勢によりまして、いろいろまた程度の差が生じまして、やはり国民の生活水準を向上するための企業、事業というものに、さらに進めてまた日本といたしましては、今復興の非常な大事なきでございまして、そのためには基礎産業、隘路産業と言われた方には優先的に出していく、さらに日本の非常に多くの部分を占めます中小企業につきましても、われわれは大いに考えていかなければならぬと考えております。私の記憶が間違ひでございまして、九〇%以上も中小企業に出しているようなわけでございまして、そういうような点をよく考慮いたしまして貸し出しをいたしていることは、各銀行とも同様だろうと考えております。

○小笠委員 ただいまの御答弁は、いわゆる金融機関の公共性という問題に對して新しい時代として当然に目ざめなければならぬ、そういうつもりだという御答弁だと了承いたします。それからただいまの御答弁の中で、金融機関の貸し出し件数の九〇%は中小企業向けだとおっしゃいましたが、金額においては三分の一でありますから、ちよつと申し上げておきます。

第二の点で伺いたいと思ひますのは、今お話のような点はあると思ひますが、日本の現状を見ますと、終戦後の日本は何と申しまして資金の不足

であります。従ひまして、今日の金融が産業に優先的な地位にあることも、これが否定し得ないところでありまして、この優先的な地位を利用して知らず知らずのうちに産業に干渉するいは営利に走っているという事実もまた否定できない、私はそう考えるのであります。これは金融機関それ自身の意識的行為とは私は思ひませんが、知らず知らずのうちにその優先的な地位からきていふものと考えるのであります。そこで先ほど来何回もお話が出ましたが、いわゆる金融機関は公共性を持ち、同時に一面において最小限度の任務である債権保全のためにとるべき限界をどう考えているかという問題でありまして、この限界論につきましては、答弁はいろいろあるようであります。ケース・バイ・ケースとも言っているようでありまして、もし金融機関の性格はつきりいたしますならば、はつきりするといふより、はつきりみずから腹の中におさめるならば、たとえば両建預金の制度であるとか、あるいは役員を関係企業に送り込むというふうな問題については、おのずから限界が出てくるものと考えております。私はそういう意味においてこゝろいうふうな役員を融資先企業に送り込むという場合の当然の常識的限界があると思ひますが、その限界はどう考えておるか、重ねて伺ひたい。

○宇佐美参考人 ただいまの御質問にお答えいたしますが、まず先ほどの数字は私が件数を申し上げたわけで、おっしゃる通りでございます。

それからただいまの限度の問題でございますが、これも今日取り上げられたいやうな問題が起きないようには私ども

は十分考えていかなければならぬと思つておるわけでございます。余儀ない、やむを得ない事情とは申しながら、こゝろいうことになりましたのは非常に遺憾でございます。今後われわれとしてはこゝろいう問題の起きないようには何とか考えなければならぬと考えておる次第でございます。

○小笠委員 そこで一般論としてはその程度にいたしました。これまでの皆様の御発言によつて事実の確認の問題がほぼ終結してきておるものと考えてるのであります。私が今申し上げましたように、現下の日本産業経済における金融の産業に対する優先性から来る知らず知らずの、無意識的に行き過ぎといふ問題をどう是正していくかという問題については、これを是正する一つの目安がわが国にはあると私は思ひます。すなわち独占禁止法だと思ひます。第二条が明らかに適正に適用される限りにおいては、私は問題は起つてこないものと考えております。私はその意味において独占禁止法の諸規定について、専門家の横田公取委員長にお伺ひしたいと思ひますのであります。

まず第一に、独占禁止法の目的、第一条——本件近江絹糸の問題は不正な取引方法であるかどうかという認定にかかるとありますが、不正な取引方法方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させる目的をもって独占禁止法があることは御承知の通りであります。この目的をもちまして、第二条におきまして不正競争の定義をいたしてあり、第十九条におきまして不正な取引方法を禁止いたしておりますことは御承知の通りであります。

そこで独占禁止法第二条の七項の四号、五号及びこれに基いて指定された昭和二十八年九月一日の公正取引委員会告示第十一号の第九号及び第十号の適用の適正さを得るかというが、本問題解決のかぎになるものと私は考えるのであります。従ひましてこの二十八年の公正取引委員会告示第十一号の適用は、あくまでも厳正公平であるべきものと考えております。こゝろいう建前に立ちまして公取委員長に、今まで各委員及び答弁者側の御意見の中に出て参りました事項について、本告示第十一号の第九号及び第十号に該当すると認定するかどうか伺ひたいのであります。

まず第一に、先ほど来もお話があったやうであります。近江絹糸問題につきましましては、労働争議に端を発して経営陣の更迭といふゆる交錯点にあるのであります。先ほど中島参考人は、本問題はあくまでも労働争議と切り離して、仲裁裁定は純然たる労働争議の立場に立つてやつたと言われておつたやうであります。銀行団が会社の役員を更迭を指令したということが、本行は告示第十一号の第九号に該当するといふに委員長はお考えになるかどうか、まずその点から伺ひたいと思ひます。

○横田政府委員 先ほど事務局の段階におきまして一応慎重に調べました結果につきましては、たしかお手元になきわめて簡単ではございますが事実を申し上げてあるかと思ひます。従ひましてその事実がただいま御指摘の一般指

定第九号に当りますかどうかは主として、この九号にございまして「正当の理由がないのに」といふことになるかどうかにかかるといふわけでございまして、この点はこれから委員会で最終の判断を下そうといふことでございまして、ただいまこれにつきまして私の考えを申し上げることはお許し願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 議事進行。先ほど同僚多賀谷委員からも、事は具体的に公正取引委員会において審議中であり審決前である、従つてその審決に間接的にせよ影響を与えるやうな発言は差し控えた方がいいのじやないかといふやうな発言もあつたと思ひます。先ほど来委員各位の発言を聞いておりますと、あるいは国会開会中に結論を出せとかあるいはこれが具体的に何々に触れないかどうか、こゝろいったやうな発言は現にやられておるもの、審決に大きな影響を与えらると思ひます。公正取引委員会の審決はいわば一つの司法的関係にあるやうな事案でありまして、一つの司法的決定でありまして、これに對して事前にこの決定の内容に立ち入つての云々をするといふことは慎しむべきではないかと考えます。もしかりに公正取引委員会が下したところの審決が誤まつておるならば、後日公正取引委員会の委員長にこゝに來てもらつて、いろいろとその角度から追及するのが正しい形じやないかと思ひます。従ひまして本日のこの委員会は、参考人に対する質問はこの程度に打ち切つて散会せられんことを望みます。

○福田委員長 ただいま田中武夫君から発言がありました。小笠公昭君がただいま発言中でありまして、その発言の趣旨は各委員が十分体しており

ますから発言を許可したいと思ひます。続行願ひます。小笠原君。

○小笠委員 今同僚田中君からお話があったのでありますが、本問題は先ほど来申し上げましたように、事実認定はほぼ近づいてゐる。それで法の適用の問題になると言われたことは、田中委員のおっしゃる通りでありますので、そういう発言の仕方はやめます。公正取引委員会の委員長が、ただいまの御答弁の中で事務局で調べたものの、ここに配付してあるこのガリ版刷りのものがそれであると思ひのであります。事務局で調べたと言われる言葉は、事務局がいろいろ調べた結果こういうことになりました。このガリ版刷りの本筋だといふ趣旨に解釈していいかどうか、まずこれを伺ひたい。

○横田政府委員 その通りでございます。

○小笠委員 私は、これは田中委員のお許しを願ひたいのでございますが、独占禁止法第十一条の金融業者の株式保有制限であります。第十一条の規定は何の目的をもつて制定された規定でありますか、その効果について伺ひたい。

○横田政府委員 これは御承知のように、主として金融機関が事業会社を支配しかなものであるといふことを前提として、他の事業会社同様の株式保有についてはあれほどきびしい禁止の規定がないのでございますが、金融機関だけにきつまして、あゝいう特別な制限規定を設けておるものと解しております。

○小笠委員 第十一条の規定が今御答弁のような規定であるとすれば、形式的に金融業者の場合が規定されてお

りますが、本規定のねらっているような効果を上げるような措置については、よしんばこの規定に触れなくともそういう場合は本条に該当しない、こゝろ解釈してよろしくございませうか。

○横田政府委員 十一條はきわめて形式的に、昔は五割でございましたが、現在は一〇割以上は持てないといふことになっておりますが、ただし金融機関につきましても御承知の第十条の適用はあります。金融機関の産業支配といふことは論ぜられなければならないものと考えます。

○小笠委員 これは質問ではありませんが、同法第二十条に規定する当該行為の差しとめを命ずるという行為であります。差しとめとはいかなる態様をなすものでありますか、この法律の規定が想定しておる態様をまず伺ひたい。

○横田政府委員 これは現在検討しております。不正取引方法をやめさせる、こゝろいふ内容を持つておると思ひます。

○小笠委員 時間が来たようでありま

するから、私は以上で大体質問、特に当面問題になっております銀行団と近江精舎との問題につきましましてはそれ以上深入りしたくないのであります。が、先ほど来申し上げましたように、日本の国の現状から見れば金融機関が産業に対して有利である、知らず知らずの間に債権保全の気持その他から産業支配の道が起りがちであります。こゝろいふことは当分の間日本の経済の民主化といふ見地から見ると、い

た独占禁止法のこの規定によつても十分であります。意思なくして罪を犯すような弊を銀行家にさせないとも限らないのであります。そういう趣旨からいたしまして、産業と金融とのそれぞれの分を守つていくという上において、何らかの制度を創設する必要があるのではないかと考えるのであります。こゝろいふ点について、独占禁止法を長く施行担当せられた公取委員長は何らかの対策、お考えをお持ちになつておるか、まず伺ひたい。

○横田政府委員 独占禁止法の規定並びに公正取引委員会の機構からいたしまして、必ずしも好ましくない金融機関の産業支配といふことを十分に取り締れないことをまことに残念に思ひますが、さてこれにかかりまして、何か特殊な制度は考えられるかといふ点につきましましてはまた十分の検討をいたしております。しかしこれは大蔵当局等とよく話し合ひまして、それらの問題について検討してみたいといふふうに考えております。

○小笠委員 私は今申し上げましたやうな趣旨から見て、この問題に対して一言提案をしてみたいのであります。国家公務員法第三十二条第二項には、公務員は離職後二年間は、離職前五

年間関係しておいた企業に就職することを禁止されておる。ただし許可を受ければ別であります。公取委員と、いふゆる行政をされる企業との関係を排除しようといふ考え方、これも経済が自由で、官僚の威力が不当に及ぶことを排除する趣旨にはかなりあ

る。公正な行政の運営を確保する趣旨にはかならないのであります。が、私が先ほど来申し上げましたやうな趣旨に

おいて、金融機関の今日の現状から見ても、ともすれば意識的ではなくとも深入りしやすい、経理担当の重役だけでいいものがさらに副社長が入り、常務が入るといふことになりがちなのは人の人情だと思ふ。だがそういう制度をそのままにほうつておいては、ケース・バイ・ケースでは派のまさごを数えるような、つかまえるようなたぐいになるのではないかと、そういう意味において国家公務員法のような趣旨を考へて、何らかの間に規律を確立した方がいのではないかと私は実は考へるのであります。こゝろいふやうな趣旨におきまして、政府側において御検討をお願い申し上げたいと思ひのであります。

いづれにいたしましても、私は最後に公正取引委員長並びに銀行局長にお願い申し上げたいのは、今申し上げましたやうに事業は一応審決に回

合によつては非常に時間がかりま

す、しかもいろいろな意味において、こゝろいふ問題が産業界において小なりといへども日々話題に上つておるのであります。そういう事実を率直に考へるときには、銀行法の検査の問題にいたしましても、あるいは独占禁止法の職権調査の問題にいたしましても、いさ

らばこゝろいふやうな問題はなくなり、産業と金融がおのおのの分を守つて、国の経済の繁栄に貢献し得ると思ふ。そういう趣旨において、銀行法の運用に当り、あるいは独占禁止法の運用に当りまして特に迅速なる措置、良識的な配慮をお願い申し上げます。私

○加藤(清)委員 時間がだいぶ迫つておるようでございます。参考人の方もお疲れのようでございますので、私は簡単に質問を試みたいと存じます。その質問の前に、私、委員長にも申し上げておきたいことがあるので、先ほど来お話がありますように、裁判や審判の進行中は国会といへどもこれにタッチしない、それは裁判の公正に圧力を加える結果となつてはならないからといふことなんです。にもかかわりませず、私どもがこの審議を本委員会に取り上げることに賛成いたしましたゆゑんのは、何んか会社の経営上の内紛をこゝで聞こうなどといふことではない。もしそうだったとするならば、これは夏川さん以外の事件も過去においていふんたくさんあるわけでありませう。それを一々取り上げておつたら、国会はどれだけ暇の国会を繰返してもできないわけなんです。私どもは問題、中労委のあつせん案の実行程度——つまり労組の人權が問題だからでございます。人權は一日もゆるがせにすることができないのです。夏川さんが銀行から圧力を受けていらつしやる、これももし事実とすれば確かにお氣の毒なことでございます。しかしそれよりもなお数千人の働く人の人權はさらに私は重大であると思ひます。さればこそ私どもはこれに賛成したわけなんです。そこで私はそこへ問題をしばつてお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、先ほど参考人の方々が争議以後の生産の状況をお答へになつていらつしたのですが、生産が低下したといふことでございます。それが事実

であるとするれば、これは全く不可思議なことでございます。三十年代、三十一年度と、日本の纖維工業は発展の途をたどっておる。特にスフ、その他においては世界一だともでいわれておる。あり余つて困る、でき過ぎて困るとまでいわれておるのです。にもかからず、近江絹糸だけが生産が低下したということは、これは何か特殊な原因があるのではないか。もし労働組合の怠慢のゆえであるとするならば、これは大へんでございます。あるいはまた経営者の経営手腕が低下したというのであれば、これも大へんです。首藤さんの言われたように、和をもつてたつとするとところのその和が欠けているということであれば、これは国会に諮らなくても、会社同士で話し合ひができることでございます。一体原因が那邊にあるのでございましょうか、設備か、労働者か、経営の問題か、この点を明らかにしていただきたい、こう思うわけでございます。まず夏川さん、次いで常任監査役の方からお願ひいたします。

○夏川参考人　ただいまの御質問に御答弁申し上げますが、私は現在の経営に對しましては、会長でありまして実務にタッチしてはいけないういう制限を加えられておりますので、現在のこととは言えませんが、争議後の措置がうまくいっていないんじゃないかと想像するのであります。

○西村参考人　お答えいたします。ただいま夏川会長から御答弁申し上げますように、争議後における人の和を得ていないのが原因だと一応考えております。

○加藤(清)委員 第二点として、合併を心配している向きがある、こういうお話でございます。もし合併されれば、青年が希望を失う、これもおっしゃっております。そこで近江絹糸がそういう心配をする、特に若い青年がそういう心配をするということであります。ならば、一つ承わりたいことがございます。それは近江絹糸は一体どこへ合併されようとしておるのか、どこへ合併を計画されておるのか、合併された結果、青年はなぜ希望を失うのであるか、この点を承わりたいと思います。

○西村参考人 お答えを申し上げます。どこへ合併をされるかということはもちろんわれわれはわかりません。現在経営の主権をお持ちになっておられる銀行の方で、どういうふうな考えがあるかは想像できません。ただし新聞その他の情報を見ますと、あるいは三菱、三井、三和、いろいろな名前が出ておりますので、あるいはそういうふうな気持を持っておるのではないかと、そういうふうに思います。また合併されれば青年社員たちが希望を失うであろうというふうなことは、これももちろん一部の想像ではありましようけれども、従来戦前におきまして、いろいろな会社が企業整理とかいろいろなことがありました。それでやはり主流になる会社の従業員は非常に優位に立ちます。被合併会社の従業員はどうしても下積みになるという例が多いようにございます。

○加藤(清)委員 この合併の実権は銀行側が握っていらっしゃる、こういうお話でございますので、銀行側にお尋ねいたしますが、特に主流銀行——三菱さんでしたか、三菱さんは、一体近

江絹糸をどこへ合併されようとするのか、合併するとすれば、なぜ合併しなければならぬのか、合併した場合に近江絹糸の従業員を下積みにしてしまふのかしないのか、そういう計画も一つここでお漏らし願いたい。

○宇佐美参考人　お答えいたします。三菱レヨンが合併を計画しているという話は、ただいま私初めて承りました。今までうわさにも聞いたことがございません。従ってこれ以上お答えができません。もしできれば、ただいま新聞雑誌等でそういう話があるということですが、どういうところにあるという話があるか、参考のために聞かしていただければと思っているくらいでございます。一向私は存じないでございます。

○加藤(清)委員　実権を握っていらっしゃる銀行側は初耳だと言われる。しかし先ほどの夏川さん及びもとの専務さんのお話によりますと、参考公述の中にはつきりとこのことをおっしゃったわけでございます。もしこれが事実であるとすれば、これは希望を失うのは青年よりも、営々と近江絹糸を育てていらつしやうた育ての親の方々が希望を失われるその量が一番大きいのではないかと、従っていろいろ問題がかもし出されてくるということは、これはわかるわけでございます。そこで、銀行側はそうでないとおっしゃる、夏川さんの方はそうだとおっしゃる。そこで今度夏川さんにお尋ねしますが、銀行側は初耳だ、デマだ、そんなことはあり得ないと、こうおっしゃるようですが、そうすると夏川さんの方は、デマをお作りあそばしたのでございますか、それとも銀行側が、ここでは言い

得ないからデマだと言っているらしい。しゃるのでございますか、夏川さんの先ほどの元気のいいところでお答えを願いたいのでございます。

○夏川参考人 お答え申し上げます。私はそういうようなうわさを耳にいたしたしました、あるいはそういうようなこととの書いた本も、雑誌や小説、新聞に載ったかもしれないが、見たこともありません。さらにまたそのことが三菱財閥の事業の完成に使われるのだといううわさも聞きました。どの程度かわかりません。だからそういう問題は非常に関心があるわけであります。非常に心配しなければならぬと思って心配しております。それを銀行へ行つて聞くわけに参りませんものですから、ひそかに心配しております。

○加藤(清)委員 それでは今度銀行側にお尋ねいたしますが、この問題は、あなたは、夏川さんがあのようにおっしゃつても、なおデマだとおっしゃいますか、もう一度念のために――先ほどのように九〇％も中小企業に貸しているなんといううそは、本委員会では通用いたしません、みな知つておつて聞いておるのでございますから、どうぞ率直にお答え願いたい。

○宇佐美参考人 お答えいたします。九〇％という話が何でございますか、これは件数で、私、こういふことははなはだなれませんので、言葉が足りませんでしたので、これは一つ御訂正を願います。

それからただいまのお話でございますが、デマだの小説だのといううわさのお話があつたようでございますが、そういうことで御想像になつていろいろ言われることは、私としては迷惑以外

の何ものでもないわけでございます。まして、むしろ先ほど申し上げました通り、どういふ雑誌であるか、どういふ出どころであるかをはっきりおっしゃって教えていただきたいと思います。繰り返して申し上げますと、私が知っている限りにおきましてそういうことを聞いておりません。

○加藤(清)委員　時間がないので急げという注文でございますから、何でもいふから簡単にお答えをお願いします。

ただいま銀行側は、そういうものは見たことない、聞いたことがない。こんなものは見たことないとの歌の文句のようでございますが、夏川さんはあくまでそれは何か証拠をお持ちでございますようか。

○夏川参考人　その問題につきましては、ある三菱レーヨン関係の人を社長に推薦するといふ問題で、千金良さんと賀集さんとその社長になるという人が会つて――その交渉を受けた人から直接には聞きませんけれども、その話を聞いたという人から間接に聞いたことでありますから、そういう話も話題にのつたことがあるのじゃないか、あるいはそういうことが現在でも進行しているのじゃないかという疑いを持っております。

○加藤(清)委員　それでは銀行側に承わりますが、将来近江絹糸を何かの会社に合併なさるような御計画がございますか、ございませんか。過去でなくして将来のこと、これは心して答えて下さい。そうでない、あなたは国会を侮辱し、軽視したという結果になつてはあなたの方にもお気の毒な結果になりませんか……

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。非常にむづかしい御注意をいただきながらの御質問でございますが、将来といつても非常にむづかしい問題でございます。しかし現在におきましてはそういう計画はないものと私は承知いたしております。

○加藤(清)委員 三菱さん、私が聞いておりますのは、将来といつてもよく然として私の質問が悪かったかもしれませんが、現在及び近き将来、つまり思考し得る範囲内においてそういう御計画があるかないか。ここで仲直りを皆さんがなさつても、またお帰りになつてから会社同士で一番大事な和を乱すものになつてはいけませんので、お互いが腹の探り合いで経営しておられますと、ますます品質、数量の低下を来たすおそれがありますから、念のためもう一度承わります。

○宇佐美参考人 お答えいたしますが、三菱レヨンが合併するかどうかということは、これは三菱レヨンがきめる問題だと私考えます。何かほかの計画があるかどうか、これは私どもが今ここでとやかく申し上げることがすでに限度を越えておる問題じやないかと考えます。ただ私が申し上げ得ることは、現在私どもは何も聞いておらないといふことだけを申し上げる以上には、それこそ限度を越える答えになるのではないかと、思ふ次第でございます。

○加藤(清)委員 労働問題について聞きたかつたのでございますが、今委員長もお聞き及びのよう、水かけ論になりますと、これは意図するところではございませぬからぜひ一つ労働の委員長長ないしはその責任者を呼んでいた

だいて、どちらの経営にゆだねた方がより会社を發展させるゆえんのものであるかを私はたしてみたいと思ひます。ぜひ一つ労働問題については、委員長ないしはその責任者を呼んでいただくようにしていただきたいと思ひます。

最後にもう一点、今度は夏川さんに承わりますが、私が今まで聞いております範囲によりまして、中小企業がぶつ倒れそうになりました場合には、銀行管理を受けますと支柱をいただいたようなもので、つかい棒をいただいたようなもので、かえつて安心だといふ声を多く聞いておりますが、お宅の場合は銀行管理——乗っ取りとまで言われているようですが、私はこの問題はあえて銀行管理と申し上げません。今後銀行管理を受けた方がよろしいのか、それはき得るものならば排除された方がよろしいのか。それから銀行側には、先ほど来いろいろ言われておりますように、その資本と投資とのバランスから見ると、少し他の会社の管理の場合と比較しますとその員数が多いように見えますが、これだけの員数が乗り込まなければならぬゆえんのものでございまして、その点をどうぞ。

○夏川参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げますが、事業が行き詰まりまして経済的に非常に窮迫を生じた場合に、銀行から出てきて応援していただくという例は多々ありますし、非常に効を奏する場合があります。近江絹糸の場合は、争議後経済状態はそこまで悪化してありませんし、経済上におきましては独立性を持つておつてそういう必要はなかつたと思ひます。さ

らに銀行からおいで下さつたあとの経過から見ますと、いろいろの面におきましてあまりよくいつてないように感ずるのであります。

○宇佐美参考人 お答え申し上げます。最初銀行が推薦いたしました員数は、これは最初の点でございますが、これはなほどうかの会社よりも多いように考えられますが、その一人々々をこらになつたとおわかりになると思ひますが、当時の争議対策として、労働関係あるいは経理関係というふうなそれぞれ分れて専門家が融資団以外から出ておるようなわけでございします。それからまた技術方面の副社長もまた私ども銀行団といましていろいろ考えた人事ではございしますが、しかしこれもさういうところの推薦を受けてやつた次第でございします。なるほど推薦した数から見ますと多いようでございますが、事情やむを得ないと考えております。

○加藤(清)委員 委員長もお聞き及びの通り、ここでも意見が二つに分れておるようでございます。いわばこれは会社の内紛と申しましようか、会社の内部の争ひのようでございます。しかもこれが経営上の問題で内紛が行われている。こういうことを国会で取り上げるというその取り上げ方についても、私はある程度疑問を持ちます。国会が会社の内紛に巻き込まれたら、国会が一般会社に利用されるというやうなことは、特にそれが審決前の公取に圧力を加えるやうな結果になることは、国会の権威を保つためにわれわれは考えなければならぬと思ひます。従いまして私どもは今後この問題を別な角度から取り上げてみたいと思ひます。与党も野党も一致して考えなければ

ならないことは、日本の重要産業の第一位にあるところの繊維産業がいかにしたならば発展するか、どうしたならばよりよく発展するかという点にウエイトを置いて審議を進めるべきではないか、かように考えるわけでございします。

最後に私は近江絹糸の会長さんに一言希望を申し上げておきますが、あなたのフアイトたるやうな素晴らしいものです。りっぱなものでございします。近江絹糸の発展は夏川さんの努力であるかと先ほど来皆さんが言われました。しかし、それは確かに一面ではあります。日本繊維産業の発展は一面にかかつても、もう一面、労働者の献身的努力によるものであるといふことを、夏川さんどうぞお忘れなきよう御経営願ひたい。そのことがやがてあなた再び社長に復帰される重大な原因の一つになるからでございます。

社長の太邸宅と対照的に、寄宿舎のかげになく女工のあること——あなたの会社がそうだとはいへませんけれども、これを忘れてはならないと思ひます。重役の持つ、貴婦人の指先に光るダイヤは女工の涙である。社長のキャラクターの響きは、TBに苦しむところのラッセルに通ずるものであると私は考へております。女工哀史は、今や大企業業の繊維産業から消え去つたとは言われておりますけれども、しかし當つてみれば、なほ最低賃金制の必要を痛感するのでございまして、私はこの意味におきまして、国会において委員長の指名なくして立ち上つたあなたあのフアイト、このフアイトを会社

の発展と従業員幸福のために向けられるならば、あなたも生きがいがあり、今まで近江絹糸を大きく育ててきた育てがいがあつた、こうなるではないかと思はれるわけでございします。何とかと近江聖人のように、一々御奮闘あらんことをお願い申しまして、終ります。

○福田委員長 永井勝次郎君。○永井委員 私一分ほど委員長に一応お伺ひしたいと思ひます。私先ほど来ずつとこの委員会の議事を見ておりました。この委員会は産業資本のあり方の問題について調査を進める、こういうことでありましたが、そういう問題をとり扱うとしては、取り上げた具体的な問題が適当でなかつたではないか、ここでは会社の内紛を国会で取り上げたことは、タイムリーに取り上げたやうにうかがわれます。しかもこの国会の取り上げ方の背景には、先ほど新聞で示したやうに、そういう新聞報道も全紙埋めて書いて、こういうやうな会社の内紛と、夏川前社長が復元をはかるといういろいろな動きがうわさされておるといふやうな、そういう問題を背景として、タイムリーに、しかも審決がまさに下らんとしておる、そういう取り上げ方としてはタイムリーであつても、これは国会で取り上げる問題としては不適当ではないか、しかも議事の運びが本日の最初から最後まで適当な運びではなかつたのではないかと、私はこれはやはり国会の権威の上において、今後の運営のあり方について、相当問題が残ると思ひますのであります。委員長の本案件を取り上げました目的及びきよりの議事に対する所見を一応承わつておきたいと思ひます。

○福田委員長 この問題はすでに御承知の通り昨年来三回国会で取り上げられております。同時にまた先般の理事会で再四にわたりました。野党理事も入れて協議の上決定した次第でありますから、この問題については何ら御心配の御懸念はないと思ひます。なお議事の運びにつきましても、与党並びに野党相互に発言を許可しておりますから、非常に公平な取扱ひをしていくと考へます。

○小平(久)委員 本日の参考人諸君において願つての委員会において、委員各位がいろいろな印象を受けたようでありまふけれども、しかしながらわれわれが、あるいは理事会において、さらにこの委員会において、参考人に来ていただくという事を決定いたしましたのは、ここに書いてあります通り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關し参考人に来ていただいた。たまたまこの近江絹糸の關係の皆様がおいでになられたが、われわれはあくまでも金融と産業の両者がそれぞれの立場において御活動願ふことが最も適當である、そういう見地に立つて本日は皆さんの御意見を承わろう、こういうことだったわけでありまふ。これが本日の本来の姿であるべきでありまして、この間いろいろ新聞に出たとか、あまたとか、こうだとか言つておられますが、私はそういうことはあまり気にせぬでもよろしいのではないかと、もしそれは何かためにせんがためにそういうことをなされた人があつたとすれば、われわれとしてはいい迷惑でありまして、われわれは何らそれを意に介する必要はないと思ふのであります。

そこで本日はたまたま近江絹糸の關係の皆さんが多く出席されたわけでありまふが、まず公取の委員長さんに承わります。こういった例は金融機關があまりに金融の力にものを言わせて産業面に進出するとか、支配するとか、やり過ぎる、こういう事例はわれわれも大小幾つか知つておりますが、この表向きになつた問題というのは、どういふことが今までありましたか、また現にほかにあると思ひますが、その状況をこの際一つ御説明願ひます。

○横田政府委員 これは昨年の当委員会であつたかと思ひますが、公正取引委員会が現在までに取上げました銀行關係の問題を数件御報告をいたしましたと存じます。たしか刷りものにいたしましたしてお配りいたしましたことと存じます。なお最近におきましても二、三申告がございました事件があるようでございます。それはまだ事務局の手に元であります。委員会には報告になっておりません。なお御承知のように、この種の事件はいろいろわれわれの耳にも入るのでございますが、正確なことはやはり申告がありまふとどうも取り上げにくいのでございます。ところがこの申告はやはり金融を断たれた、不利益を受けるというやうなおそれがありますので、なかなか思ひ切つて申告をしないというやうなところで、實際にどれだけのことがあるかと、實際をご把握いたすことは非常に困難でございますが、しかし現在でもこれは具体的に私は今ここで名前を覚えておりませんが、二、三申告なつたところがあるやに思ひます。

○小平(久)委員 現在も二、三件申告のあつたものがある、ただし名前はよく覚えておらぬ、こういうお話ですが、その内容はどういふものですか。大体これはごく概略でよろしゅうございしますが、こういった人をむやみに送り込むとかいったやういふ内容のものですか。

○横田政府委員 やはり大体役員に就いての問題のように聞いております。

○小平(久)委員 そこで銀行局長さんに伺ひますが、またこういった問題の解決の一つの指標としては、確かに独禁法だろふと思ひますが、現在の銀行を監督するといふ大蔵省の立場からいへば、また今後とも誤解が起きないやうに監督する道といふものは、法律的ななりあるいは行政指導の面なりにおいて、できることなんでしょうか、できないことなんでしょうか。

○東條政府委員 お答え申し上げます。現在の銀行法その他の關係法規の建前から参りますと、いわゆる金融機關の經營のやり方に関する問題は、私は金融系統の法規の關係から申し上げまふれば、むしろ行政指導で行くべき問題であると思つております。それはなほは微力ではございますけれども、私も私どももいたしまして、案件がわかりましたやうな場合におきましては、私どものでできる限りの事情を取り調べまして、金融機關としてどうあるべきだといふ判定をいたしました場合におきましては、指導と申しますか、勧告と申しますか、そういうことをいたしております。また結果としてきわめて遺憾なことでありまふけれども、結局公正取引委員會の意思決定に

仰がざるを得ないという事態に立ち至りました事後におきましても、私も監督官庁の立場にあるものといひましては、そういう事態においてもできるだけ最後の審決が下るまでの間努力をすべきものである、かように考へまして、なほは微力ではございますが、努力はいたしておるつもりでございます。

○小平(久)委員 そこで金融機關の方に承わりますが、金融機關があまりにも産業方面に対して支配的である、こういう声はおそらく皆さんのお耳にもお入りだらうと思ふのです。本日たまたまその一つの具体的な例として近江絹糸の問題がござりして話題になつておるわけでありまふが、一応このやうな近江絹糸の問題としてでなく、いわば世論にこたへるといふ意味において、金融機關の中においては何か具体的に対策といふか、今後のあり方についてお話し合ひ等がございまして、現にそういうことは何にもございせんか。その辺を一つ三菱さんの宇佐美さんにお伺ひしたいと思ひます。

○宇佐美参考人 お答えいたします。何といひますか、そういう批判に對しましては私も深く反省しなければならぬと考へております。またこれは私の想像でございますが、頭取たちの間におきましても、それぞれやういふやうな批判に對して反省があるんじゃないかと考へられます。しかし現在のところこういう具體的といふことはまだありませんが、これは各銀行におきましてそれぞれ慎重に考へなければならぬ、こういうやうに考へております。

○小平(久)委員 私は今の宇佐美さんのお答えならば、実はなほは申しわけありませんが、何といひますか、心もとない、そういうふうな受け取つたのです。本日は、実はあなたの方の小笠原頭取さんに来ていただく予定だったのが、委員長からの報告によると、本朝突然病氣になられて来られない、こういうことですか。御病氣とあらばやむを得ませんが、しかしわれわれ委員としてはなほは残念であるし、突然病氣といふことには若干不可解の念すら実は私は持つておるのです。何もあえて皆さんをお責めしようといふのじゃない、こういうだけの話なんですから、そういう点がなほは残念に思つております。ただいまの御答弁からしても、頭取たちは何か考へておるだらうといふやうなことであつて、頭取さんのお考へを直接聞けないことがなほは残念であります。

それから重ねて宇佐美さんに承わりますが、私先ほど来申し上げました通り、近江絹糸の問題はたまたま一つの例として私どもは見えておるのでありますが、先ほどわが党の小笠原委員と公取委員長との質疑がありましたが、ここに公取からわれわれ委員に配付された「株式会社三菱銀行ほか六行に対する件」という刷りものがあります。これはごらんになつておりましたやうか。

○宇佐美参考人 拝見いたしております。

○小平(久)委員 ごらんになつておらないやうですが、先ほどの質疑の中に大体こういう事実だといふことは何かお認めになつたやうにも承知したんです。

が、それはいずれでもよろしゅうござ
います。この中には、とにかく公取
がたとい事務的処理とはいえ「事実の
概要」というものをここにうたつてお
ります。この文章を見ると、われわれ
からいたしますと、常識的にいかにも
ふに落ちない文面になっております。

というの、まず第一に、近江絹糸の
当時の夏川社長を三菱銀行に招致し
た、俗に言へば呼び寄せたということ
です。これを三十年の六月と三十一年
の六月ですか、二回そういうことを
やっておるわけです。そして最初の
ときには五つばかりの要請をした。と
ころがそれを夏川社長が了承した。了
承したというのはいくことかよく
わかりませんが、とにかくこの五つの
項目のうち特に五として書いてある
「将来他の六行と協議の上三菱銀行が
社長を推任する場合これに現役員の人
事権を賦与するため、あらかじめ現役
員の進退一任の辞表を三菱銀行に提出
すること。」これが要請の中の一つで
す。こういうことが大体このような誤
解を招くものかと思ひます。先ほ
どからあなたのお話を承わっておりま
す。要するに、会社をよくしたい、
それに協力するんだという建前で銀行
はやるんだ、もちろん銀行本来の姿か
らして債権を確保するんだということ
もおっしゃっておられますが、一口に
言へば、その事業にむしろ協力する立
場においておやりになっておるのだ、
こういうことであらうと思ひます。

こういつた場合の実相であらうと思
ひます。そこでこの報告を見ると、今
読み上げました通り、一方には呼びつ
け、しこうしてまた社長がきまらぬ、
将来きまらぬ場合にその社長に人事権
を一切与えるために、あらかじめ進退
一任の辞表を三菱銀行に出させるとい
うようなことは、これは常識的に考え
て、いかに銀行が御親切であり協力的
であらうとも、その方法としてわれわ
れはどうもこれは強要に近いと感ぜざ
るを得ないような気がするんですが、
それはいずれにいたしましても、今私
の読み上げたようなことがここにう
たつてあるんですが、こういう事実が
あったということはお認めになられま
すか。

○宇佐美参考人 招致したというお言
葉でございしますが、実はそれを拝見
たしておりますので何でございませ
んが、そういう強い言葉で表わされてお
ります。これは銀行と会社の経営者
との場合、ことに近江絹糸の場合は、大
阪に本社がございまして、来ていただ
くという意味におきまして、決して招
致するなんという言葉で表わすような
ことではなかつたと考えております。

それから辞表をとりましたことは、
これは当時社長が空席になっておりま
して、なるべく早く社長をきめなけれ
ばならぬという状態にございまして
が、当時の近江絹糸の状態をいたしま
して、いろいろの人に社長になつてい
ただくように交渉する上におきまして、
やはり交渉をする相手にある程度の安
心のために来ていただくというやうなこ
とのためにそういう方法が必要じゃな
かつたかというふうに考えております。
実は私はその当時仕事としては関

与いたしておりませんでした。その
ことを聞きまして、やむを得ないこと
だといふふうに考えておりました。

○小平(久)委員 一体近江絹糸とい
う別個の会社の役員は誰を取り上げる
権限が銀行にはあるのですか。

○宇佐美参考人 権限があるといいま
すが、当時そういう交渉をいたしてお
りましたので、おそらくなるべくこの交
渉を円滑にいたすためにそういうこと
を御相談して出していたのだ、こう
いふふうに考えております。

○小平(久)委員 具体的にわかりやす
く近江絹糸なら近江絹糸と名前をあげ
ますが、近江絹糸の方の役員が、善処
をお願いしたい、それにはこうしな
からといつて、その辞表をあつせん者
として預かつたといふのなら、われわ
れもわかりませんが、少くともここに公
取がわれわれに配つた書類から受ける
印象は、呼びつけておいて取り上げ
た、そういうことになるかどうか常識
的に考えてやや横暴に過ぎるやうなこ
とをなさつたのではないかという印象
を受けるのですが、これは私の見解で
すからこれ以上申し上げません。いず
れにいたしましても、このような問題
がわれわれの委員会でも取り上げないで
済むように、特に金融機関の皆さんに
は御善処を要望申し上げます私の質
問を終ります。

○福田委員長 なお委員各位に申し上
げておきますが、先ほど来再度にわた
りまして野党の委員から、ともすれば
公正取引委員会の決定に対して影響を
与えるやうな発言があるのではないか
という御注意がございましたので、御
報告を申し上げておきますが、委員長

といたしましても、事前に横田委員長
とよく打ち合せまして、実は横田委員
長からこの前の週のうち判決がある
といふふうに承わつて、理事会に諮つ
てきよりの日を選んだわけでありまし
て、たまたま委員会の決定がおくれた
ためにそういう発言があつたと存じま
すから、その点御了承を頂いておきたい
と思ひます。

他に御発言はありませんか。――参
考人各位には御多用中のところ、長時
間にわたり種々御意見を承わり、本問
題調査に多大の参考になりましたこと
を厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度にとどめます。次会
は明日午前十時より開会することと
し、これにて散会いたします。
午後五時四十四分散会

昭和三十一年四月十三日印刷

昭和三十一年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局